

【 学 校 教 育 】

I 令和 4 年度学校教育の年頭提言

II 令和 4 年度学校教育の指導の方針と重点

【学 校 教 育】

I 令和4年度学校教育の年頭提言

【夢や志の実現に向けて、「確かな学力、豊かな心、健やかな体」を育む学校教育の推進】

学習指導要領の趣旨と県教育施策の方針及び学校教育指導の方針と重点を踏まえ、令和4年度の年頭提言を、「夢や志の実現に向けて、『確かな学力、豊かな心、健やかな体』を育む学校教育の推進」に努める学校づくりとしました。

学習指導要領は、子どもたちの現状を踏まえ、知・徳・体の調和のとれた力である「生きる力」をより一層育むことを目指しています。

三八教育事務所では、文部科学省からの通知や県の教育施策を踏まえ、子どもを取り巻く社会環境の変化や生徒指導の状況などから、夢や志の実現に向けて、確かな学力、豊かな心、健やかな体を育み、知・徳・体の調和のとれた人間性豊かな子どもを育成する学校教育の推進が欠かせないと考え、この提言を本年度も継続することになりましたので、次の4点について御配慮をお願いします。

1 学習指導要領の趣旨の確認とそのねらいの実現

学習指導要領では、子どもたちが未来の社会を切り拓いていくために必要な資質・能力の確実な育成を目指し、その三つの柱として知識及び技能の習得、思考力、判断力、表現力等の育成、学びに向かう力、人間性等の涵養を明確に示しています。また、子どもたちに求められる資質・能力は何かということとを社会と共有・連携する「社会に開かれた教育課程」の実現を目指し、各学校が編成した教育課程に基づき、組織的かつ計画的に教育活動の質の向上を図っていくこと、いわゆるカリキュラム・マネジメントに努めることが求められています。

各学校においては、このことを改めて確認するとともに、学習指導要領の趣旨を十分に踏まえた教育活動を進める必要があります。

2 地域とともにある学校づくりと実効性の高い学校評価の推進

各学校は、自校の教育活動や学校運営についての責任を一層明確にし、「信頼される学校づくり」を進める必要があります。そのためには、教育活動や学校運営について自己評価及び学校関係者評価を行い、その結果を公表し改善するよう努めることが大切です。学校評価の実施や学校からの情報提供を学校と地域の人々との関係づくりと捉えて積極的に進め、その結果を基に課題解決に向けた学校の取組を示し、組織的、継続的な改善を行い、「地域とともにある学校」として、学校・家庭・地域の連携及び協働による学校づくりを進めることが重要です。

3 安全・安心な学校、学級づくり

学校は、安全で、居心地のよい所でなければいけません。校内における事故をはじめ、交通事故、不審者、台風や地震などの自然災害、感染症など、校内・校外にわたるあらゆる問題について、日頃から教職員共通理解のもとに、地域の実情に応じた計画的な指導をお願いします。特に、新型コロナウイルス感染症対策については、国、県及び設置者の方針等に則った対応を引き続きお願いします。

また、子どもたちが安心して学校生活を送るためには、一人一人がよさや可能性をもつ人間として、互いに尊重し合い、励まし合うような学級づくりが大切です。そのような学級において、子どもは自分らしさを発揮し、個性を伸長させ、充実した学校生活を送ることができます。そのためにはよりよい人間関係を形成していくなどのコミュニケーション能力を育成することが必要です。

今後とも教職員や友達とささいなことでも相談できる好ましい人間関係を築けるよう、日頃から子どもの見守りや信頼関係の構築等に努めることが大切です。また、いじめの問題をはじめとして子どもが示す変化や危険信号を見逃さないようアンテナを高く保つとともに、組織的な指導体制のもと、速やかで適切な対応が不可欠です。

なお、これらについては、学校いじめ防止基本方針、学校安全計画や危険等発生時対処要領（危機管理マニュアル）などの見直しを図り、家庭、地域社会、関係機関・団体等との連携を強化し、問題発生時には速やかに対応することが重要です。

4 社会の要請にこたえる教員の資質の向上

今、学校教育に求められていることは、変化の激しい社会を生き抜いていける人材の育成です。

このような子どもの全人的な人間形成を目指すために、教員自身が時代や社会、環境の変化を的確につかみ取り、その時々状況に応じた適切な学びを提供していくことが求められています。「校長及び教員の資質の向上に関する指標」（平成30年2月）では、教員が高度専門職としての職責、経験及び適性に応じて身に付けるべき資質を明確化し、教員は指標を手がかりとして、自発的に資質の向上を目指すことが求められています。校外や校内での研修を通じて資質の向上を目指していく中で、主体的・対話的で深い学びの視点からの授業改善、道徳教育の充実、小学校における外国語教育の早期化・教科化、プログラミング教育の推進、ICTの活用などの新たな課題に対応できる力量を高めることが必要です。

各学校においては、「チーム学校」の考えのもと、多様な専門性をもつ人材と効果的に連携・分担し、組織的、協働的に諸課題の解決に取り組む力の醸成に努めることが望まれます。

Ⅱ 令和4年度学校教育の指導の方針と重点

〔1〕指導の方針

本県の教育課題は、学ぶ意欲や向上心を含む確かな学力、豊かな心、健やかな体を育むことであり、知・徳・体の調和のとれた人間性豊かな人材の育成が重要です。これらの実現に向け、教育は人づくりという視点に立って学校運営に創意工夫をこらした取組を着実に進めていくことが求められています。

三八教育事務所では、青森県教育委員会の令和4年度学校教育指導の方針と重点並びに三八教育事務所学校教育の年頭提言を踏まえ、本年度は、学校の教育活動の推進に当たって、次の5点を指導の方針としましたので、十分な御配慮をお願いします。

1 「主体的・対話的で深い学び」の実現に向けた授業改善の推進

学習指導要領では、子どもたちが学習内容を人生や社会の在り方と結び付けて深く理解し、これからの時代に求められる資質・能力を身に付け、生涯にわたって能動的に学び続けることができるようにするために、学習の質を一層高める授業改善を推進していくことが求められています。

各学校においては、単元や題材など内容や時間のまとまりの中で育む資質・能力を明確にした上で、「主体的・対話的で深い学び」の実現に向けた授業改善を行うことが大切です。また、全ての教科等の学習の基盤となる言語能力を育成する観点から、言語活動についてもより一層の充実を図る必要があります。

各教師にあっては、子どもが各教科等の特質に応じた「見方・考え方」を働かせながら、見通しをもって粘り強く取り組み、協働や対話などによって自己の考えを広げ深める学習活動に取り組むことができるように十分配慮しつつ、授業実践を積み重ねることが必要です。

2 個に応じたきめ細かな指導の充実

「確かな学力」の育成のためには、学習指導要領のねらいを踏まえ、子どもが身に付けるべき資質・能力を検討し、子どもが成就感や達成感を味わうことができる授業を展開することが大切です。そのため、子ども一人一人の個性、能力を十分に把握し、理解や習熟の程度などに配慮して、個に応じた指導を一層充実する必要があります。

学習指導要領では、子どもが、基礎的・基本的な知識及び技能の習得も含め、学習内容を確実に身に付けることができるよう、子どもや学校の実態に応じ、個別学習やグループ別学習、繰り返し学習、学習内容の習熟の程度に応じた学習、子どもの興味・関心等に応じた課題学習、補充的な学習や発展的な学習などの学習活動を取り入れることや、教師間の協力による指導体制を確保することなど、指導方法や指導体制の工夫改善により、個に応じた指導の充実を図ることが求められています。

その場合、国や県の学習状況調査や日常の評価結果などを分析して子ども一人一人の学習の過程や成果を的確に把握し、つまづきに対する具体的な対策を講ずる必要があります。また、知識と生活との結び付きに配慮したり、体験的な学習や基礎的・基本的な知識及び技能を活用した問題解決的な学習を取り入れたりして、一人一人の子どもに学ぶ意欲を喚起することや学習習慣を身に付けさせることも望まれます。

3 人間としての在り方や生き方の自覚を促す指導

自他の生命を大切にし、「道徳的な判断力、心情、実践意欲と態度」を育成する視点に立って、社会生活上の規範意識や基本的な倫理観を育てるとともに、他人を共感的に理解し、人間関係を深め、自ら生きる目標を求め、その実現に努める態度を育てることが学校教育に求められています。したがって、子ども自らが道徳的価値に基づいた人間としての生き方についての自覚を深め、夢や希望をもち、人間としてよりよく生きていくことを指導の基本にすることが大切です。

各学校では、あらゆる教育活動を通じて道徳性を養うために、道徳教育の全体計画の見直しや活用を図ったり、道徳科の授業公開を行うなどして家庭や地域社会との共通理解・相互連携を図ったりする必要があります。また、ボランティア活動や自然体験活動などの豊かな体験を通して、子どもの内面に根ざした道徳性や社会性の育成を図ることが大切です。

各教師にあつては、道徳科の時間の指導において、道徳的諸価値についての理解を基に自己を見つめ物事を（広い視野から）多面的・多角的に考え、自己の生き方（人間としての生き方）についての考えを深めることができるよう指導の工夫に努めることが必要です。

4 健康でたくましい心身を育む指導の充実

心身の健全な発達を促し、生涯にわたって自ら進んで運動に親しみ、健康で安全な生活と豊かなスポーツライフを送ることができる資質・能力を育てることが重要です。そのためには、心と体を一体として捉え、健やかな体を育む教育の推進に努める必要があります。

各学校における健康づくりは、子どもの発達の段階を考慮しながら、体育科（保健体育科）、家庭科（技術・家庭科）及び特別活動の時間はもとより、各教科、道徳科、外国語活動及び総合的な学習の時間などを通じて相互に関連させて総合的に行うことが大切です。さらに、学校だけでなく家庭や地域社会と連携して取り組むなど指導の充実を図る必要があります。

各教師にあつては、体力テストや健康診断・保健調査、日常生活における観察などを通して、子どもの心身の実態を的確に捉え、体力の向上、生活習慣の改善、ストレス、不安・悩みなどの解消について適切な指導に努める必要があります。

5 子どもと教師の変容を目指した校内研修の推進

校内研修を進めるに当たっては、全教職員の共通理解のもと、学校の教育目標を達成するために解決すべき学校の教育課題を明確にし、授業実践を行うなど、同僚性の発揮された校内体制の整備を進める必要があります。また、子どもたちの実態を踏まえた授業づくりを進める必要もあります。

このような、協同実践で得られた研究成果を日常の授業に生かすとともに、子どもの変容が具体的な姿で評価できるよう、指導方法や評価を工夫することが大切です。

さらには、いじめや不登校等の生徒指導上の課題、危機管理、特別支援教育、キャリア教育、情報教育、環境教育、学校段階等間の連携など今日的な教育課題にも柔軟に対応できるよう、日々研究と修養に励み、指導力の向上や豊かな人間性を身に付けることなどに努めることが望まれます。

〔2〕指導の重点

1 授業の充実

一人一人の子どもが、各教科及び総合的な学習の時間等において、主体的・対話的で深い学びを通して確かな学力を身に付けることができるよう、言語活動の充実を図りながら、一人一人の能力・適性に応じた指導と学習習慣の育成に努める。

指導項目(1) 主体的・対話的で深い学びの実現を図る指導計画等の整備

【現状と課題】 学習指導要領の目標と内容を踏まえて年間指導計画を作成し、重点的に指導する単元を設定したり、指導後に子どもの様子や課題などを記入したりする取組がみられる。また、子どもが主体的に学習に取り組むことができるよう、工夫された授業展開もみられる。 今後は、単元や題材など内容や時間のまとまりを見通し、主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善を進めるための指導計画等の整備に努める必要がある。	
観 点	着 眼 点
① 指導計画等の作成と報告書等の活用	・ 諸検査や学習状況調査の結果などを踏まえた上で、内容や時間のまとまりを見通し、重点的に指導する単元や題材などを設定したり、報告書の指導事例を活用したりするなどして、主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善を進めるための指導計画等を作成する。 ・ 子どもや学校、地域の実態を適切に把握し、学習指導要領に示されている目標、内容及び時間数等の配分や各教科等の特質を踏まえた全体計画及び年間指導計画を作成する。

指導項目(2) 知識及び技能の習得と思考力、判断力、表現力等の育成に向けた教材の工夫と教材研究の深化

【現状と課題】 各種資料や視聴覚教材等を活用しながら、個に応じた指導などの指導方法・指導体制とともに教材等の工夫改善を行い、子どもの実態に応じた授業づくりに努めている学校がみられる。 今後は、基礎的・基本的な知識及び技能の確実な習得とこれらを活用して課題を解決するために必要な思考力、判断力、表現力等の育成に向けて、地域や子どもの実態を考慮して、指導内容の重点化に努め、適切な課題設定や思考を促す発問の工夫を図る必要がある。また、言語活動を充実することの趣旨を理解し、各教科等の目標と関連付けた効果的な指導を行う必要がある。	
観 点	着 眼 点
① 教材の工夫	・ 各教科等の目標及び内容を踏まえ、子どもが自ら課題を見付け、知識及び技能を活用しながら、自ら考え、主体的に判断したり表現したりする学習活動ができるよう、子どもや地域の実態を考慮して指導内容の重点化に努める。
② 教材研究の深化	・ 各教科等の指導内容の系統性や他の単元、教科等との関連を明らかにするなど、目標と内容の関連を構造的に捉える。 ・ 単元や題材などを通して身に付けさせたい資質や能力を明らかにし、時間ごとに重点化した指導内容・評価基準を設定する。 ・ 単元の目標に即してねらいを明確にし、学習課題の設定、発問の工夫、適切な言語活動の位置付けを図る。 ・ 指導内容に関する事前調査等で、子どもの先行経験、興味・関心などの実態把握に努め、予想されるつまづきに対する手立てを講じるなど、学習活動を具体化する。 ・ 本時の「めあて」と、「学習内容・活動」、「まとめ」の整合性を図る。

指導項目(3) 一人一人の学習の過程や成果の的確な把握と指導の改善につながる評価の工夫

【現状と課題】 各教科等の目標の実現に向けた学習状況を把握する観点から、教師による評価とともに、子どもによる自己評価や相互評価などが行われている。 今後は、単元や題材など内容や時間のまとまりを見通しながら、子どもの学習の過程や成果を計画的、継続的に評価し、指導の改善や学習意欲の向上を図るなど、指導と評価の一体化を一層図る必要がある。	
--	--

観 点	着 眼 点
① 学習の過程や成果を把握する評価の計画の立案	・ 単元や題材など内容や時間のまとまりを見通しながら、評価の観点、評価する時期や場面などを精選する。 ・ 指導に生かす評価や総括の資料にするために記録に残す評価など、評価の目的を明確にする。 ・ 評価の妥当性や信頼性が高められるよう、評価規準や評価方法などについて、教師同士で検討して明確にすること、評価に関する実践事例を共有していくことなどに、学校として組織的、計画的に取り組むよう努める。 ※ 評価の計画の立案に当たっては、国立教育政策研究所が作成した『『指導と評価の一体化』のための学習評価に関する参考資料』等を参考にする。
② 授業改善に生かす評価方法等の工夫	・ 資質・能力のバランスのとれた学習評価を行うため、論述やレポートの作成、発表、グループでの話し合い、作品の制作などといった多様な活動を評価の対象とし、多面的・多角的な評価を行う。 ・ 子どものよい点や進歩の状況などを積極的に評価し、学習したことの意義や価値を子どもが実感できるようにする。 ・ 保護者に、評価に関する仕組みについて事前に説明したり、評価結果について説明したりするなど、保護者の理解を図り、評価の信頼性を高めるよう努める。

指導項目(4) 各教科等の特質に応じた体験活動や問題解決的な学習を重視した指導の工夫

【現状と課題】 学習過程において、体験、調査などを通して興味・関心を生かしたり、振り返りの場を設定したりするなどの手立ての工夫がみられる。また、家庭と協力したり、小・中学校が連携したりして学習習慣を身に付けさせる取組がみられる。 今後は、ねらいや役割を明確にした学習形態や課題意識をもたせるための導入を工夫し、体験活動や基礎的・基本的な知識及び技能を活用した問題解決的な学習などを充実させ、知的好奇心や探究心をもたせることにより、主体的に課題を解決する学習方法や学習習慣を身に付けさせることが必要である。	
観 点	着 眼 点
① 学ぶ意欲を高め主体的・対話的で深い学びを促す指導の工夫	・ 各教科等ならではの物事を捉える視点や考え方である「見方・考え方」を働かせることができるよう、指導方法の充実を図る。 ・ 子ども自らが学習課題を設定できるよう、子どもの興味・関心を生かしたり、必要感をもたせたりするなど導入を工夫する。 ・ 子どもの主体的・対話的で深い学びを重視し、課題の解決に向けて見通しをもって調べたり、体験したりする活動を授業の中に積極的に取り入れる。 ・ 発展的な学習や身近な事象との関連を図った学習などを効果的に取り入れ、理解をさらに広げたり深めたりするよう努める。 ・ 子どもが学習の成果を自覚し、成就感をもてるよう、子ども自身が自分の学びや変容を振り返る場面を設定する。
② 学習のねらいに応じた学習形態の工夫	・ 各教科等の特質や学習のねらい、子どもの実態に応じて、一人一人の学習活動が充実するよう、効果的な指導方法や学習形態を取り入れる。 ・ グループ別学習、チーム・ティーチング、少人数指導及び習熟度別学習等を取り入れる際には、目的や教師及び子どもの役割を明確にする。
③ 学習方法や学習習慣が身に付く指導の工夫	・ 学習課題解決の手順や方法を身に付けさせるために、多様で弾力的な学習活動に配慮し、問題解決的な学習を積極的に取り入れる。 ・ 学習習慣を身に付けさせるために、授業との関連を図った学習課題を適切に課し、学校と家庭が協力して、家庭学習の必要性を実感させるよう努める。
④ 体験活動の工夫	・ 活動の目的を理解させ、ねらいに沿った行動が取れるよう支援したり、振り返らせたりし、活動のための活動とならないよう配慮する。 ・ 観察・実験、見学や調査、スピーチや討論・ディベート、自然体験や社会体験、ものづくりや生産活動などの体験活動を授業へ取り入れる工夫をする。

指導項目(5) 学校図書館やＩＣＴなどを活用した子どもの学びを支援する学習環境の充実

【現状と課題】 全校読書や読み聞かせなどの時間を設定し、情操を育むための取組が多く行われている。また、主体的な学習のため、学校図書館ネットワークシステムの整備、図書館司書、図書ボランティア、各地域の図書館や移動図書館の活用などの取組がみられる。ＩＣＴ環境については、情報技術を手段として活用できる力を育むため、日常的にＩＣＴを活用できるような環境づくりが進められている。 今後は、学校図書館等の計画的な整備に努め、授業等において積極的に活用し、個々の興味・関心を高め、自主的、自発的な学習活動を支援していくとともに授業改善に生かす必要がある。	
観 点	着 眼 点
① 学校図書館の整備	- 学校図書館を豊かな心を育む「読書センター」として位置付け、子どもが感動する本や読書資料を可能な限り用意する。 - ゆったりとしたスペースや、新刊コーナーや関連図書コーナーの設置など、自発的で自由な読書の場になるような配架を工夫する。
② 学校図書館やＩＣＴの積極的活用	- 学校図書館やコンピュータ室を主体的な学習活動を支える「学習センター」「情報センター」として位置付け、積極的に授業等で活用する。 - 全体構想や年間指導計画などを作成し、学校図書館やＩＣＴの活発な利用を促進する。

指導項目(6) 総合的な学習の時間の充実

【現状と課題】 各学校における教育目標を踏まえ、総合的な学習の時間を通して育成を目指す資質・能力を明確にした全体計画及び年間指導計画の見直しが行われている。また、体験や調査、地域の人々との関わりなどを通じた活動が数多く行われている。 今後は、総合的な学習の時間の趣旨やねらいを共通理解した上で、子どもの実態に応じた目標や内容を設定し、指導や評価の在り方などを見直す必要がある。また、探究的な学習や協働的な学習を積極的に取り入れるなど、よりよく課題を解決する力を身に付けることができるよう、指導方法を工夫する必要がある。	
観 点	着 眼 点
① 全体計画及び年間指導計画の作成	各学校における教育目標を踏まえ、育成を目指す資質・能力を明確にした上で、評価の観点を設定し、子どもの実態及び各教科等との関連や学年間・学校段階等間の連携、授業時数などを考慮しながら、全体計画及び年間指導計画の見直し・改善を図る。
② 指導と評価の工夫	- 子どもの興味・関心を基に学びへの動機付けを図る。 - 各教科等で身に付けた知識・技能と生活との結び付きを大切にした指導に努める。 - 子ども自らが課題を設定し情報収集して整理分析しながらまとめる学習（探究的な学習）や他者と適切に関わり合う学習（協働的な学習）の過程を学習活動に位置付ける。 - 評価の観点や評価規準を設定し、子どものよい点、学習に対する意欲や態度、進歩の状況などを踏まえた適切な評価に努める。
③ 指導体制の整備・充実	- 校内推進体制を充実し、系統的な学習活動や時間割の弾力的な運用など、学校全体として組織的な指導に努める。 - 学校内外の教育資源の活用を図るために、人材バンク等の整備に努める。 - 総合的な学習の時間の取組について、保護者や地域への情報発信に努める。

<参考資料>

- 主体的に学ぶ力を育む授業改善ハンドブック 平成29年 3月 青森県教育委員会
- 発達や学びをつなぐスタートカリキュラム～スタートカリキュラム導入・実践の手引き～ 平成30年 3月 国立教育政策研究所
- 学びの質を高める授業スタンダード（理論編） 令和2年 3月 青森県教育委員会
- 「指導と評価の一体化」のための学習評価に関する参考資料（小学校・中学校） 令和2年 6月 国立教育政策研究所
- 各教科等の指導におけるＩＣＴの効果的な活用に関する参考資料及び解説動画 令和2年 9月 文部科学省
- 学びの質を高める授業スタンダード（実践編） 令和3年 3月 青森県教育委員会

2 道徳教育の充実

一人一人の子どもが、人間尊重の精神と生命に対する畏敬の念を家庭、学校、その他社会における具体的な生活の中に生かし、豊かな心をもつことができるよう、教育活動全体を通じて道徳性の育成に努める。

指導項目(1) 道徳教育を推進する指導体制と全体計画の整備・充実

【現状と課題】 道徳教育を推進する指導体制の整備に努め、全体計画及び別葉を作成している学校が数多くみられる。また、重点内容項目を設定した授業実践及び指導の工夫に関する校内研修を行っている学校もみられる。 今後は、教育活動全体を通じて道徳教育の目標を達成するために、学習指導要領及び解説の趣旨や内容の理解により一層努め、道徳教育推進教師を中心とした全教師の協力による指導体制の充実を図るとともに、全体計画及び別葉を随時見直し、具体的な指導に生かす必要がある。	
観 点	着 眼 点
① 学習指導要領及び解説の趣旨や内容の理解と全体計画の作成と活用	- これまでの道徳教育への取組状況を振り返り、評価した上で、学習指導要領に示された内容に即して、子どもの実態に応じた指導の改善・充実を図る。 - 子ども、学校及び地域の実態等を考慮して、学校の道徳教育の目標を具体的に設定するとともに、その目標に基づいて重点内容項目を設定し、教育活動全体と関連付けられた全体計画を作成する。 - 各教科や体験活動などの指導の内容や時期等を整理したものを別葉にして示したり、PDCAサイクルを生かして改善・充実を図ったりするよう努める。
② 道徳教育推進教師を中心とした全教師の協力による指導体制の整備・充実	- 道徳教育推進教師の役割を明確にし、全教師が参画し、協力・分担して道徳教育を展開できる機能的な体制の整備・充実を図る。 - 道徳科に関する研修を計画的に行い、授業を参観し合う機会を設けたり、実践や資料等を共有する場を確保したりするよう努める。

指導項目(2) 道徳的な判断力、心情、実践意欲と態度を育てる指導の工夫

【現状と課題】 多くの学校で、全体計画を踏まえた年間指導計画を作成している。また、授業では、効果的な導入、問題解決的な学習や役割演技などを取り入れた学習活動、思考を深めるためのワークシートやノートの活用がみられる。 今後は、道徳性を構成する諸様相の育成に向け、道徳科の時間において、ねらいを明確にし、子ども一人一人が道徳的価値に向き合い、自分との関わりの中で多面的・多角的に考えることができるような指導の工夫を図る必要がある。	
観 点	着 眼 点
① 年間指導計画の作成と活用	- 全体計画に基づき、子どもの発達の段階や特性等を踏まえて、各学年の年間指導計画を作成する。 - 内容項目の全体構成及び相互の関連性や発展性を考慮して、計画的、発展的な指導が行えるように工夫する。 - 体験活動を生かした道徳科の時間が効果的に展開されるよう、年間指導計画に位置付けるなど、創意工夫する。
② 道徳科の特質を生かした多様な指導方法の工夫	- 道徳科の特質を生かし、指導のねらいに即して、問題解決的な学習や、道徳的行為に関する体験的な活動を適切に取り入れるなど、指導方法を工夫する。 - 子ども一人一人が、道徳的価値についての理解を基に、自己を見つめ、物事を(広い視野から)多面的・多角的に考え、自己の生き方(人間としての生き方)についての考えを深めることができるよう、指導の創意工夫に努める。 - 道徳科の時間が、学校の教育活動全体を通じて行われる道徳教育の要としての役割を担うことを踏まえ、各教科や様々な体験等との関連を考慮し、計画的、発展的な指導に努める。 - 教科用図書を中心に、「わたし(私)たちの道徳」や「小(中)学校道徳読み物資料集」などを必要に応じて活用する。

指導項目(3) 郷土を愛する心を育む指導の充実

【現状と課題】 道徳科の時間において、郷土や地域に関する素材を活用している学校がみられる。また、参観日等での授業公開や学級通信等による情報提供を行ったり、保護者や地域の人々の協力を得ながら学習を進めたりしている学校もみられる。 今後は、家庭や地域と連携を図った指導を充実させていくとともに、郷土や地域に関する資料やそれらを活用した実践内容の保存・共有に努める必要がある。	
観 点	着 眼 点
① 家庭や地域との連携	- 各校の道徳教育の方針等を公表・説明したり、道徳科の授業公開や学級通信等による情報提供を行ったりするなど、道徳教育に関する取組の発信に努める。 - 地域行事への参加やゲストティーチャーの活用等において、家庭や地域の人々の協力を得るなど、家庭や地域との連携を図る。
② 地域教材等の保存・共有、活用	- 郷土の先人、地域に根づく伝統や文化、行事、歴史等を題材にした地域教材を年間指導計画に適切に位置付け、活用を図る。 - 郷土や地域に関する資料やそれらを活用した実践内容について、保存・共有に努める。 - 県教育委員会が作成した実践事例集等を必要に応じて活用する。

指導項目(4) 道徳科における学習状況及び道徳性に係る成長の様子の継続的な把握と、評価を生かした指導の工夫

【現状と課題】 多くの学校で、子どもの発言の記録やワークシート等への記述を蓄積するなど、年度や学期といった大くくりなまとまりを踏まえた評価を意識した取組がみられる。 今後は、道徳教育推進教師が中心となって、評価に関する基本的な考え方や方法等について全教師による共通理解を図り、学校として組織的、計画的に評価を推進する必要がある。また、評価により、子どもの成長を促すとともに、教師自らの指導改善につなげる必要がある。	
観 点	着 眼 点
① 全教師の共通理解による組織的、計画的な評価の推進	- 校内研修等において、評価のために集める資料や評価方法を明確にした上で、評価結果を教師間で検討し、評価の視点などについて共通理解するよう努める。 - 評価に関する実践事例を蓄積・共有するよう努める。
② 道徳科の学習状況や道徳性に係る成長の様子の継続的な把握	- 評価においては、学習活動における子どもの具体的な取組状況を継続的に把握し、大くくりなまとまりの中で学習活動全体を通して見取る。 - 子どもの成長の様子を積極的に受け止めて認め、励ます個人内評価として行う。 - 子どもが学習活動を通じて多面的・多角的な見方へ発展させていることや、道徳的価値の理解を自分との関わりで深めていることを見取る。
③ 指導と評価の一体化	- 子どもの学習状況の把握を基に学習指導過程や指導方法を振り返り、授業に対する評価と改善を行う。 - 子どものよい点や成長の様子などを積極的に捉え、日常の指導や個別指導に生かしていくよう努める。

<参考資料>

- ・ 小学校道徳 読み物資料集 平成23年 3月 文部科学省
- ・ 中学校道徳 読み物資料集 平成24年 3月 文部科学省
- ・ 平成24年度指導資料 道徳教育郷土資料にかかわる実践事例集（小学校編） 平成25年 3月 青森県教育委員会
- ・ 平成24年度指導資料 道徳教育郷土資料にかかわる実践事例集（中学校編） 平成25年 3月 青森県教育委員会
- ・ 私たちの道徳（小学校）活用のための指導資料 平成26年11月 文部科学省
- ・ 私たちの道徳（中学校）活用のための指導資料 平成26年11月 文部科学省

3 特別活動の充実

一人一人の子どもが、様々な集団活動に自主的、実践的に取り組み、集団や自己の生活上の課題を解決することを通して、集団や社会における生活及び人間関係をよりよく築いていくことができるよう、必要な資質・能力の育成に努める。

指導項目(1) 自主的な態度を育てる学級活動の工夫

(小・中学校)

【現状と課題】	
集団で合意形成を図ったり、子ども一人一人が意思決定したりすることを通して、小学校では、進んで話し合いに取り組めるような工夫をしながら、楽しく豊かな学級・学校の生活づくりを目指した取組が行われ、中学校では、共感的な人間関係や温かい学級づくりを目指した取組、進路に関わる取組が行われている。 今後は、全体計画を基に系統性を踏まえ、生活をよりよくするための課題を見だし、解決するために話し合い、合意形成し、役割を分担して協力して実践することなどに、取り組ませる必要がある。	
観 点	着 眼 点
① 年間指導計画の作成	年間指導計画の作成に当たっては、全体計画を基に系統性を踏まえ、他の活動や各教科等との関連、キャリア教育の視点及び学級の子どもの実態や発達の段階等を考慮するなど、工夫に努める。
② 協力して活動できる人間関係づくり	- 教師と子ども、子ども相互の共感的な人間関係づくりに努め、子どもの発想や創意を尊重しながら、協力してよりよい生活を築こうとする態度を育てる。 - 計画的、組織的な取組によってガイダンスとカウンセリングの機能を充実させるよう努める。
③ 主体的な活動を促す指導の工夫	主体的な学級や学校の生活づくりを実感できるよう、「問題の発見・確認」、「解決方法等の話し合い」、「解決方法の決定」、「決めたことの実践」、「振り返り」といった一連の活動を通じた指導に努める。

指導項目(2) 自治的な意識を高める児童会活動・生徒会活動の工夫

(小・中学校)

【現状と課題】	
学校生活の充実と向上を図るための諸問題の解決に向けて、全校的な視野で活動計画を立て運営させるなど、子どもや学校の実態に応じた特色ある取組が多く行われている。 今後は、年間指導計画を整備した上で、全教師が指導の場面や方法などを共通理解し、子どもの発想や計画を生かした自発的、自治的な活動の指導、支援に努める必要がある。	
観 点	着 眼 点
① 年間指導計画の作成と指導体制の確立	- 子どもや学校の実態に即し、年間指導計画を作成する。 - 全教師が自分の特性を生かして、役割と責任を分担し、協力し合える指導体制を確立する。
② 指導のねらいを明確にした活動内容の設定	地域や学校の実態、子どもの特性を踏まえ、特別活動における他の内容及び各教科等との関連を図りながら、どのような資質・能力を育成するのかを明確にして活動内容を設定する。
③ 子どもの発想や創意工夫を生かした活動の展開	- 子どもの自主的、実践的な態度の育成のために、学校の諸問題について、話し合い、意見をまとめ、合意形成したことについて自己の責任を果たし、協力して実現できるよう適切な指導に努める。 - 子どもの発想や創意工夫を引き出し、具体的な活動にまで高めるような指導体制を整え、指導の場面や方法、評価の在り方などを全教師が共通理解して、適切な指導に努める。

指導項目(3) 児童の個性の伸長を図り、触れ合いを深めるクラブ活動の工夫

(小学校)

【現状と課題】 児童の興味・関心を大切にしたい取組や、地域の人材や施設、伝統芸能など地域の教育力・特性を生かした取組が多く行われている。また、異年齢の集団活動として、高学年児童がリーダーシップを発揮できるような工夫がみられる。 今後は、児童自らの手で具体的な活動計画を作成し運営できるよう、適切な指導、支援に努める必要がある。	
観 点	着 眼 点
① 年間指導計画の作成	- 他の活動との関連を考慮し、ねらいを明確にした年間指導計画を作成する。 - 年間を見通した適切な授業時数を充てる。 - 児童の興味・関心を考慮してクラブを設置するとともに、地域の実態に応じて、教師の適切な指導のもとに地域の人材等の活用を図る。
② クラブ活動の教育的意義を踏まえた指導及び運営の工夫	- 異年齢の交流を生かし、人間関係をよりよく形成しようとする態度の育成に努める。 - 個性を伸長し、自主性と社会性を養うために、話し合いを通して児童自身が具体的な活動計画を立て、運営できるよう工夫する。 - 一人一人の活動状況や役割の遂行などについて評価し、適切な指導に努める。

指導項目(4) 集団への所属感や連帯感を深める学校行事の工夫

(小・中学校)

【現状と課題】 行事への積極的な参加のために、子ども一人一人に役割や責任をもたせ、事前に目標やスローガンを作らせたり、事後に振り返りをさせたりしている。また、校種間連携や地域との関連を図った取組を進める学校もみられる。 今後は、学校行事の特質を踏まえ、各行事の教育的価値やねらいを明確にし、全教師で共通理解を図りながら、自主的、実践的な態度を育てる活動に取り組ませ、適切に評価し、主体的に考えて実践できるよう指導に努める必要がある。	
観 点	着 眼 点
① 教育活動全体を見通した調和のとれた指導計画の作成	- それぞれの行事の教育的価値を検討し、各教科等や各種行事との関連を図りつつ適切な時数を配当し、調和のとれた年間指導計画を作成する。 - それぞれの行事のねらいを明確にした指導計画や学年に応じた具体的な実施計画を作成する。
② 子どもが積極的に参加できる学校行事の指導及び運営の工夫	- 一人一人に行事のねらいや意義を理解させ、具体的な目標や役割をもって、主体的に取り組むよう、適切な指導に努める。 - 学級活動や児童会・生徒会活動との関連を十分に図りながら、組織的な運営に当たる。
③ 充実と改善を図るための適切な評価	- 一人一人の活動状況について情報交換を密にし、適切な評価を行い、指導に生かすよう努める。 - 行事のねらいに即して評価の観点や方法を工夫し、その評価結果を行事の改善と子どもの日常生活や学習に生かせるように努める。

< 参考資料 >

- 指導資料「楽しく豊かな学級・学校生活をつくる特別活動 小学校編」平成26年 6月 国立教育政策研究所
- 指導資料「学級・学校文化を創る特別活動 中学校編」平成28年 3月 国立教育政策研究所
- 指導資料「みんなで、よりよい学級・学校生活をつくる特別活動 小学校編」平成31年 1月 国立教育政策研究所

4 体育・健康教育の充実

一人一人の子どもが、生涯にわたって自ら進んで運動に親しみ、健康で安全な生活と豊かなスポーツライフを送ることができるよう、家庭や地域社会との連携を図りながら、心と体を一体として捉え、健やかな体を育む教育の推進に努める。

指導項目(1) 運動に親しむ資質や能力の育成及び体力の向上を図る指導の充実

【現状と課題】	
主体的に運動に親しませるために、個に応じた学習の場の設定、学習カードやICTの活用などの工夫が行われている。また、体力の向上を図るため、授業や業間活動などの中で体力テストの結果を活用した取組が多く行われている。 今後は、発達の段階を踏まえ、指導内容の明確化を図り、仲間との関わり合いや課題解決的な学習の実践などを通して、運動の楽しさや喜びを味わわせる指導に努める必要がある。また、子どもの実態に応じた体力の向上にも取り組む必要がある。	
観 点	着 眼 点
① 具体的な指導計画の作成と授業づくりの工夫	・ 学校や地域の実態に応じ弾力的に運動を取り上げ、各学年の目標や内容、授業時数、単元配当等を的確に定め、調和のとれた指導計画の作成に努める。 ・ 子ども一人一人の心身の発達の特性、運動への興味・関心、技能習熟の程度などに応じた指導の工夫に努める。 ・ それぞれの運動が有する特性に応じて、運動の楽しさや喜びを味わわせることを学習の中心に据え、体力や技術の向上を図る授業実践に努める。 ・ 基礎的な運動の技能や知識等を確実に身に付けさせるために、学年間及び小・中・高等学校の系統性を意識した指導に努める。
② 体力の向上を図る指導の充実	・ 体力テストの結果等を基に体力の実態を的確に把握し、発達の段階に応じて体力の向上に努める。
③ 学校の実態に応じた指導体制の工夫	・ 主体的に運動に関わることができるよう、学校の教育活動全体に運動を積極的に取り入れ、仲間とともに多様な運動を計画的、継続的にできる場や時間を多く設定する。 ・ 家庭への啓発活動を積極的に推進することや運動する環境を地域と連携して整えていくことなどを通して、運動の習慣化を図る。
④ 体育的活動の実施における安全の確保	・ 学校安全計画及び危険等発生時対処要領（危機管理マニュアル）に基づき、安全に関する指導・安全管理の徹底を図る。

指導項目(2) 健康に関する知識を身に付け、積極的に健康な生活を実践できる指導の充実

【現状と課題】 子どもの心身の健康状態についての計画的な調査や情報交換を行い、健康管理に努めている。また、特別活動等において養護教諭と連携したり外部講師を活用したりするなど、工夫した保健指導の取組が増えている。 今後は、集団や個人の健康課題を明確にし、学校医、スクールカウンセラーなどの専門的な立場からの指導・助言を得ながら、体育科（保健体育科）、家庭科（技術・家庭科）及び特別活動の時間はもとより、各教科、道徳科、外国語活動及び総合的な学習の時間などとの関連を図り、家庭や地域と連携した指導に努める必要がある。	
観 点	着 眼 点
① 学校保健計画の作成と活用	- 計画の作成に当たっては、学校行事、保健学習や学級活動などとの関連を図り、子どもや家庭・地域の実態に即して指導する内容を吟味し、指導時間を適切に確保するよう努める。 - 計画の立案から実施にいたるまでの経過、手順や方法、内容及び活動の成果等について総合的に評価を行うよう努める。
② 養護教諭や学校医・スクールカウンセラーなどとの連携	- 定期健康診断の結果はもとより、生活習慣の状況やストレス、不安・悩みなどの心の健康問題等についても把握し、集団や個人の健康課題を明確にする。 - 健康の諸問題等を解決していくために、養護教諭や学校医、地域保健関係者、スクールカウンセラー、相談員などを交えた学校保健委員会等において話し合いを行い、子どもの指導に生かすよう努める。 - 学校保健計画や学校での取組状況等について、保護者会、授業参観日等の機会や学校だより、保健だよりなどを通して、家庭や地域社会への周知及び連携に努める。
③ 保健教育の充実	- 関連する教科等で発達の段階を考慮した指導を行い、学級活動においては、様々な健康課題を取り上げ、子ども一人一人の自主的、実践的態度を育成するよう、指導方法・形態の工夫に努める。 - 健康の諸問題に関する講演会や定期健康診断等においては、事前・事後指導を工夫するなど、計画的に取り組むよう努める。

指導項目(3) 食に関する正しい知識と望ましい食習慣を身に付けることができる指導の充実

【現状と課題】 各教科等との関連を図った食に関する指導の全体計画が作成されている。また、栄養教諭や学校栄養職員と連携したバイキング給食、食に関する出前授業の活用など、子どもの食に関する意識を高めようとする取組が増えている。 今後は、子どもの食生活の実態把握を基に、家庭との連携を進め、学校給食を生きた教材として活用する必要がある。また、給食の時間はもとより、各教科等の指導内容・方法を生かしながら教科等横断的な指導として関連付け、計画的、継続的な指導を行う必要がある。	
観 点	着 眼 点
① 食に関する指導計画と指導体制の整備	- 食に関する指導の諸計画は、子どもの食生活の実態、家庭・地域の状況把握を基に活動状況、指導の成果などについて評価を行い、全教職員の共通理解のもと、改善に役立てる。 - 学校が主体的に栄養教諭や学校栄養職員、関係機関と連携を図り、特別非常勤講師の制度を利用するなどし、その専門性を生かした計画的な指導の充実に努める。
② 学校給食の活用	- 望ましい食習慣及び食に関する実践力を身に付けさせるため、毎日の給食の時間に、計画的、継続的に食に関する指導に努める。 - 学校給食で提供される地場産物や郷土食・行事食等を教科等での指導において教材として活用するよう努める。 - 食事前や用便後の手洗い、清潔な身支度、食事環境づくりなど、衛生知識に関する指導と実践的態度の育成に努める。
③ 望ましい食習慣の形成を図るための家庭やとの連携	保護者と接する機会や広報活動を通して、望ましい食習慣の在り方を啓発し、日常生活に生かすよう連携に努める。

指導項目(4) 安全に関する情報を正しく判断し、安全を確保することができる指導の充実

【現状と課題】	
学校安全計画に基づき、危険等発生時対処要領（危機管理マニュアル）の見直しが行われ、「生活安全」、「交通安全」、「災害安全」の安全教育と安全管理を進めている学校が多い。また、不審者対応訓練のほか、非常災害時における保護者への引渡し訓練や地域と合同の防災訓練を実施した取組もみられる。 今後は、子どもが自ら危険を予測して回避できるよう、実践的指導を教育活動全体を通じて行うとともに、学校、家庭、地域の関係機関・団体等が一体となって、安全指導の充実を図る必要がある。	
観 点	着 眼 点
① 学校安全計画の作成、組織体制の充実	・ 安全教育、安全管理、安全に関する組織活動などを明示した学校安全計画を作成し、実施するとともに、総合的な評価・改善に努める。 ・ 事件、事故や災害などが発生した場合には適切な安全措置がとれるよう、役割を明確にした組織体制を整える。 ・ 危険等発生時に教職員がとるべき措置の具体的内容と手順を定めた危険等発生時対処要領（危機管理マニュアル）の見直しを毎年度行い、安全確保に対する全教職員の共通理解を図る。
② 地域や学校の実態に即した安全管理の徹底	・ 学校の施設設備及び通学路や学区内の危険箇所の発見と改善に万全を期す。 ・ P T A、地域の関係機関・団体等を交えた学校安全委員会等を組織し、地域全体の安全活動の推進に一層努める。
③ 実践力を育てる安全教育の工夫	・ 子どもや学校、地域の実態把握に努め、全教職員の共通理解のもとに教育活動全体を通し、様々な機会を捉えて指導する。 ・ 日常生活全般において安全な行動選択や行動実践ができるよう、具体的、実践的指導を行うとともに、子どもの内面に働きかける工夫に努める。 ・ 防災避難訓練の実施方法や避難場所などの見直しを行い、自ら危険を予測して回避できる子どもの育成に努める。
④ 安全に関する指導の徹底と家庭、地域の関係機関・団体等との連携	・ 交通安全に関わる実態を的確に把握し、交通事故防止の指導の徹底を図る。 ・ 子どもを犯罪被害から守るために、学校や地域の実態に応じた危機管理意識の向上を図るとともに、地域ぐるみで防犯活動が推進されるよう、地域の関係機関・団体等との行動連携を強化する。

<参考資料>

・ 薬物乱用防止教育マニュアル〔26改訂〕	平成27年	3月	日本学校保健会
・ 学校給食における食物アレルギー対応指針	平成27年	3月	文部科学省
・ 第2次学校安全の推進に関する計画	平成29年	3月	文部科学省
・ 学校の危機管理マニュアル作成の手引き	平成30年	2月	文部科学省
・ 学校におけるアレルギー疾患対応指針	平成30年	2月	青森県教育委員会
・ 防災教育ポータル	平成30年	3月	国土交通省 (ホームページ)
・ 「生きる力」をはぐくむ学校での安全教育	平成31年	3月	文部科学省
・ 改訂「生きる力」を育む小学校保健教育の手引き	平成31年	3月	文部科学省
・ 食に関する指導の手引き ― 第二次改訂版 ―	平成31年	3月	文部科学省
・ 改訂「生きる力」を育む中学校保健教育の手引き	令和2年	3月	文部科学省

5 生徒指導の充実

一人一人の子どもが、豊かな生活を送ることができるよう、家庭や地域社会及び関係機関等との連携を図りながら、心の結びつきを基調とした指導を行うとともに、問題行動・不登校等の未然防止、早期発見・早期対応に努める。

指導項目(1) 基本的な生活習慣や自己指導能力を育成する協働的な指導体制の充実

【現状と課題】

基本的な生活習慣を育成するために、生活アンケートによる自己評価や小・中学校で共通項目を掲げた取組が多く行われている。また、問題行動・不登校等の未然防止、早期発見・早期対応のために、日常の観察や情報収集などの工夫した取組が行われている。

今後は、協働的な指導体制を充実させ、組織的、計画的、継続的な指導や実践状況の確認と改善、新しい問題に対応するための研修の実施に努めるとともに、幼保こ・小・中・高等学校・特別支援学校などとの間で情報交換を密にし、相互理解を図りながら行動連携に取り組む必要がある。

観 点	着 眼 点
① 協働的な指導体制の充実	- 全体計画に基づき、全教職員の共通理解のもと、実践状況を定期的に確認し、反省や指導の評価を生かした指導計画の改善に努める。 - 教育相談の知識・技能の向上や携帯端末の使用に係る問題等、新しい問題の対応などについても、事例研究・演習などを含めた校内研修会を積極的に実施するよう努める。 - 一人一人の立場や役割を明確にし、機能的な運営を行い、全教職員が一貫した姿勢で協働実践に努める。
② 指導の充実	- 日頃から小・中学校間で情報交換を行い、全校で取り組む具体的な実践項目を設定するなど行動連携に努める。 - 計画的に幼稚園・保育所・こども園・高等学校・特別支援学校などとの連絡会を行い、観点を明確にした情報交換に努める。 - 子どもの行動を日常的に観察し、情報の集約・共有を図ることで、問題行動・不登校等の早期発見に心がける。 - 問題が生じたときは、組織として具体的で素早い対応をとり、反復・継続した指導をする。

指導項目(2) 家庭や地域社会及び関係機関等との連携の充実

【現状と課題】

広報活動、保護者会、家庭訪問などで、学校の方針や子どもの様子について情報を提供し、信頼関係づくりが行われている。また、子どもの健全育成に関わる様々な活動が行われており、関係機関との連携を図るためにスクールソーシャルワーカーを有効活用する学校が増えている。

今後は、家庭、地域社会、関係機関・団体等と、積極的、計画的、継続的に情報を交換し、共有することにより、相互の協力関係を一層促進していく必要がある。

観 点	着 眼 点
① 保護者と教職員との信頼関係の確立	- 保護者と情報交換や意見交流ができるよう、集会や面談などを工夫し、子どもの情報を共有するよう努める。 - それぞれの立場を相互理解し、役割を明確にしながら、協働して子どもの健全育成に努める。
② 家庭や地域社会及び関係機関等と一体となった指導の推進	- P T Aの校外指導委員会等の組織を生かし、地域社会の教育力を活用しながら、子どもの非行防止に努める。 - いじめ、不登校、薬物乱用、情報モラルなどに関する問題に対して、家庭、地域社会、関係機関・団体等と、積極的、計画的、継続的な行動連携に努める。 - スクールソーシャルワーカーの職務内容等を理解し、積極的活用を努める。

指導項目(3) 生徒指導の機能を生かした学年・学級経営の充実

【現状と課題】 子ども一人一人の実態把握に努め、情報を交換し合い対策を講ずるとともに、望ましい人間関係の育成を目指した活動や自己存在感を得るための場の設定などに取り組んでいる。 今後は、発達段階に応じた諸課題に対する認識をさらに深め、生徒指導の機能を生かし、子どもの自己決定の場を意図的に設定するなど、具体的方策をもって組織的な指導に努める必要がある。	
観 点	着 眼 点
① 同歩調体制の学年・学級経営	- 学級での個及び集団の課題を明確にし、解決に向けた具体的な方策を立てる。 - 学年所属の教員が同歩調をとり、他学年、生徒指導部との連携を密にし、課題解決に向けて一貫性のある指導をする。
② 積極的な生徒指導の推進	- 自己指導能力の育成や集団の自浄力の向上を図るため、生徒指導の機能(自己存在感、共感的人間関係、自己決定の場など)を生かした学年・学級経営の工夫に努める。 - 日々の授業等、教育活動全体を通し、教師と子ども、子ども相互の信頼関係づくりに努める。 - 学級生活に関わる諸検査や調査などの活用により、学級における個及び集団を客観的、多面的に把握し指導に生かす。

指導項目(4) 児童理解・生徒理解に基づいた教育相談の充実

【現状と課題】 信頼関係の構築や子どもの内面理解のために、日頃から受容的、共感的態度で子どもに接したり、アンケート調査等を基にした教育相談を計画的に実施したりしている学校が数多くみられる。また、スクールカウンセラー等を活用した相談活動や研修が多く行われている。 今後は、保護者、養護教諭、スクールカウンセラーや相談員などとの連携を図るなど、教育相談体制の整備・充実に努め、子どもの悩みや不安を的確に把握し、解消するために指導の手立てを明確にして組織的に取り組む必要がある。	
観 点	着 眼 点
① 教育相談体制の整備・充実	- 計画的に教育相談の機会を設けるとともに、子どもが日常的に相談できる環境を整える。 - 生徒指導担当教員を中心として、保護者、養護教諭、スクールカウンセラーや相談員などと情報共有する場を定期的に設定する。 - 全教員が教育相談の技術を高められるよう、教育相談についての研修を積極的に推進する。
② 個に応じた教育相談の積極的な推進	- 子どもとの受容的、共感的な触れ合い、アンケート調査やチャンス相談、呼び出し相談などを通して、情報を共有しながら子どもの内面を理解し、適切な指導、支援に努める。 - 問題行動に対する指導においては、自ら解決を図ろうとする気持ちを引き出すよう努める。 - スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー、相談員などを活用してアセスメントを行い、個々の状況に応じた支援が行われるよう努める。 - 虐待に係る情報がある場合は、速やかに通告するとともに、関係機関と連携して対応する。

指導項目(5) 児童生徒が主体となるいじめ防止活動の推進と組織的な対応の徹底

【現状と課題】 相手の気持ちを考えた「ふわふわ言葉」の推奨や、子どもが作成した「いじめ防止に関わる宣言」の活用に取り組む学校が多くみられる。また、子ども一人一人が安全・安心な学校生活を送るために、学校いじめ防止基本方針を策定し、学校が組織として積極的に認知し、早期発見・事案対処に取り組んでいる。 今後は、法に基づくいじめの定義等の確認と共通理解をした上での積極的な認知、ハートフルリーダーを中心とした組織的な指導体制のもとで対応の徹底を一層図る必要がある。また、「学校いじめ防止プログラム」及び「早期発見・事案対処マニュアル(いじめ対応マニュアル)」を整備するとともに、学校いじめ防止基本方針に基づく取組の実施状況を学校評価の評価項目に位置付け、適切な指導、支援に生かしていく必要がある。	
観 点	着 眼 点
① 子どもが主体となるいじめ防止活動の推進	全ての子どもがいじめ防止について考え、話し合う等、子どもが主体的に参加する活動を推進し、学校全体でいじめの未然防止に努める。

② いじめの定義・いじめ解消の定義に基づいた積極的な認知と対応の徹底	- 全教職員でいじめの定義といじめ解消の定義の共通理解を図り、組織として積極的な認知と迅速かつ適切な事案対応に努める。 - 年度始めに、学校いじめ防止基本方針について、子ども、保護者等へ周知、理解を図る。
③ 「いじめの防止等の対策のための組織」の活性化	- いじめの未然防止、早期発見・事案対応のために、子どもの些細な変化に関する情報を共有し、ハートフルリーダーを中心とした組織的対応の徹底を推進する。 - 学校の実態に即して活用できるよう、県いじめ防止基本方針等を基に、学校いじめ防止基本方針の適宜見直しに努める。 「学校いじめ防止プログラム」及び「早期発見・事案対応マニュアル（いじめ対応マニュアル）」を整備し、適宜見直しに努める。 - 学校いじめ防止基本方針に基づく取組の実施状況を学校評価の評価項目に位置付け、評価結果を踏まえてその改善に取り組むよう努める。 - 重大事態（その疑いがある場合を含む）が発生した場合は、速やかに報告するとともに、適切に対応する。

※「いじめの定義」について

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。
（いじめ防止対策推進法 第2条）

※「いじめ解消の定義」について

- ① 被害者に対する心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）が止んでいる状態が相当の期間継続していること。この相当の期間とは、少なくとも3か月を目安とする。
- ② いじめに係る行為が止んでいるかどうかを判断する時点において、被害児童生徒がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないと認められること。被害児童生徒本人及びその保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により確認する。
（いじめ防止等のための基本的な方針）

<参考資料>

- ・生徒指導提要 平成22年 3月 文部科学省
- ・生徒指導の役割連携の推進に向けて中学校編 平成22年 3月 国立教育政策研究所
- ・生徒指導支援資料2「いじめを予防する」 平成22年 6月 国立教育政策研究所
- ・生徒指導の役割連携の推進に向けて小学校編 平成23年 3月 国立教育政策研究所
- ・生徒指導資料第4集 学校と関係機関等との連携 ～学校を支える日々の連携～ 平成23年 3月 国立教育政策研究所
- ・生徒指導支援資料3「いじめを減らす」 平成23年 6月 国立教育政策研究所
- ・生徒指導支援資料4「いじめと向き合う」 平成25年 7月 国立教育政策研究所
- ・「生徒指導リーフ」シリーズ（Leaf1～22，増刊号） 平成24年 2月～国立教育政策研究所
- ・いじめ防止対策推進法 平成25年法律第71号 6月公布
- ・いじめ問題対応の手引き 平成26年 3月 青森県教育委員会
- ・青森県いじめ防止基本方針 平成26年 6月 青森県教育委員会
- ・いじめの問題に対する取組事例集 平成26年11月 文部科学省
- ・いじめ防止のためのリーフレット「大切な仲間だから」 平成27年 3月 青森県教育委員会
- ・生徒指導支援資料5「いじめに備える」 平成27年 7月 国立教育政策研究所
- ・いじめのない学校づくり取組事例集 平成28年 3月 青森県教育委員会
- ・生徒指導支援資料6「いじめに取り組む」 平成28年 6月 国立教育政策研究所
- ・命の大切さ啓発リーフレット「大切な命を守るために」 平成28年12月 青森県教育委員会
- ・いじめ防止等のための基本的な方針 平成29年 3月 文部科学省
- ・いじめの重大事態の調査に関するガイドライン 平成29年 3月 文部科学省
- ・青森県いじめ防止基本方針 改定 平成29年10月 青森県教育委員会
- ・いじめ対策に係る事例集 平成30年 9月 文部科学省
(ホームページ)
- ・いじめ対応の手引き 平成31年 3月 青森県教育委員会
- ・学校・教育委員会等向け虐待対応の手引き 令和 元年 5月 文部科学省
(ホームページ)
- ・学校・教育委員会等向け虐待対応の手引き 改訂版 令和 2年 6月 文部科学省
(ホームページ)

6 キャリア教育の充実

一人一人の子どもが、学ぶことと自己の将来とのつながりを見通しながら、社会的・職業的自立ができるよう、必要な基盤となる資質・能力の育成に努める。

指導項目(1) キャリア教育指導体制の整備・充実

【現状と課題】	
小・中学校ともに、キャリア教育の担当者が校務分掌に位置付けられている。また、全体計画の定期的な見直しや効果的な活用が図られている学校が増えている。学校行事においても、そのねらいとキャリア教育の視点を関連付けて指導している学校がみられる。 今後は、キャリア教育の担当者や進路指導主事を中心とした校内の指導体制と指導計画の整備・充実を図るとともに、キャリア教育に関する研修等を計画的に行い、その必要性、意義や役割について共通理解する必要がある。また、家庭や地域と連携しながら、学校の教育活動全体を通して、計画的、組織的、継続的な指導に努める必要がある。	
観 点	着 眼 点
① 校内指導体制及び研修体制の整備	- キャリア教育の担当者を中心に、他の校内組織との連絡・調整を図り、全校的な協力体制とその機能的な運営に努める。 - キャリア教育の必要性、意義や役割等に基づいて、子どもたちの実態を把握し、計画的に校内研修等をもち、自校のキャリア教育の進め方について共通理解を図る。
② 体系的・系統的な計画の作成	- 教育活動全体をキャリア教育の視点で捉え直し、特別活動の学級活動を要としながら、総合的な学習の時間や学校行事、道徳科や各教科等との関連を図るとともに、体系的・系統的な全体計画・指導計画を作成する。 - 作成した全体計画及び年間指導計画は、PDCAサイクルにより随時見直し、改善・充実を図る。

指導項目(2) 現在及び将来の生き方を考える指導・進路指導の充実

【現状と課題】	
小・中学校ともに、学年間あるいは小・中学校で連携を図りながら、「あおりっ子キャリア・パスポート～明日へのかけ橋～」等を活用した取組、地域の人々との触れ合いや異校種間における交流などの体験的な学習活動が数多く行われている。また、中学校では、定期的な進路相談、外部講師を招いての講話や上級学校などに関する情報提供が数多く行われている。 今後は、教育活動全体を通して、キャリア教育の基盤となる人間関係の育成、体験活動、現在及び将来の生き方を考える指導を計画的、継続的に行う必要がある。また、中学校では、主体的な選択能力を高め、自己の生き方、進路を選択できるよう適切な指導・援助を行う必要がある。	
観 点	着 眼 点
① 適切な指導・援助	- 日常的教育活動を通して子どもたちの個人差や特徴、悩みや課題、自己の可能性や適性などについて日々観察し、把握に努める。 「あおりっ子キャリア・パスポート～明日へのかけ橋～」などの活動を記録し蓄積する教材等を活用し、子どもの変容の過程を捉えて指導・援助するとともに、キャリア教育の視点からの小・中・高等学校及び特別支援学校のつながりを見通した系統的な指導に努める。
② キャリア・カウンセリングの計画的、継続的な実施	- 年間指導計画で実施時期を明示し、教育相談や三者面談等の機会を生かして実施する。 - 小学校では、問題や課題に対処する力や態度を育み、自立的に生きていけるように支援する。 - 中学校では、生徒一人一人の将来の生き方や進路に関する主体的な選択能力を高め、生徒自ら積極的に進路を選択できるように、自己のキャリア形成の方向性と関連付けながらキャリア・カウンセリングを行うよう努める。

指導項目(3) 児童生徒の発達の段階に応じた勤労観・職業観の育成

【現状と課題】	
係活動や当番活動など様々な活動を通して勤労観を育む指導がみられる。また、各種の勤労体験、職場の見学、地域への奉仕活動など、家庭や地域と連携して進められている。 今後は、日常の教育活動や体験活動において、子どもがそれぞれの発達の段階に応じ、学ぶことと働くこととの意義を結び付けて将来の生き方を考えられるよう、意図的、継続的な取組の展開に努める必要がある。	
観 点	着 眼 点
① 主体的なキャリア形成を促す指導の工夫	・ 職業調べや職場体験などを通じて、働くことの楽しさや厳しさを知り、勤労や職業についての関心、理解を高めることができるよう指導に努める。 ・ 将来の生活や社会生活と関連付けながら、見通しをもたせたり、振り返ったりする機会や進路選択について主体的な意志決定の場を設け、学校の教育活動全体を通して、組織的かつ計画的な進路指導を行うことに努める。
② 体験活動等における事前・事後指導の充実	・ ねらいを明確にし、見通しをもって活動に取り組ませるとともに、活動を振り返り、次の活動や自己のキャリア形成に生かすことができるよう指導に努める。
③ 学年・学校段階等間、家庭や地域等との連携・協働	・ 学年間あるいは学校段階等間の「縦の連携」を図り、意図的、継続的なキャリア教育の推進に努める。 ・ 家庭や地域等との「横の連携」を図り、職場体験活動や職業講話の機会を確保するなど、キャリア教育の指導や体験活動の充実を図るように工夫する。 ・ 保護者と接する機会や広報活動などを通して、キャリア教育のねらいや内容、進め方について、保護者との情報共有や共通理解に努める。

<参考資料>

- ・ 中学校キャリア教育の手引き 平成23年 3月 文部科学省
- ・ 小学校キャリア教育の手引き（改訂版） 平成23年 5月 文部科学省
- ・ キャリア教育を創る「学校の特色を生かして実践するキャリア教育」 平成23年11月 国立教育政策研究所
- ・ 生きる・働く・学ぶをつなぐ 青森県教育委員会キャリア教育の指針<総論編> 平成24年 3月 青森県教育委員会
- ・ キャリア教育をデザインする「今ある教育活動を生かしたキャリア教育」 平成24年 8月 国立教育政策研究所
- ・ あおもりっ子キャリアノート「明日へのかけ橋」 平成25年 3月 青森県教育委員会
- ・ 生きる・働く・学ぶをつなぐ 青森県教育委員会キャリア教育の指針<実践編> 平成26年 3月 青森県教育委員会
- ・ あおもりっ子キャリアノート「明日へのかけ橋」（教師用手引書） 平成26年 6月 青森県教育委員会
- ・ キャリア教育・進路指導に関する総合的実態調査パンフレット 平成28年 3月 国立教育政策研究所
- ・ あおもりっ子キャリア・パスポート～明日へのかけ橋～（教師用手引書を含む） 令和 元年12月 青森県教育委員会

7 特別支援教育の充実

発達障害を含む障害のある子どもなど特別な配慮を必要とする子どもが、障害等による学習上又は生活上の困難を主体的に改善・克服するとともに、そのもてる力を最大限に発揮して自立や社会参加ができるよう、一人一人の教育的ニーズを把握し、適切な指導及び必要な支援に努める。

指導項目(1) 校内支援体制の充実

【現状と課題】	
学校の実態に応じ、校内委員会の定期開催や日常的な情報共有など、支援体制の整備が進められている。特別支援学級では、子どもの実態に応じた時間割や学習形態の工夫をしたり、自立活動における個別の指導計画を基に授業を行ったりしている学校がみられる。また、校内研修として特別支援学級の授業参観及び協議を行い、通常の学級に在籍する教育上特別な支援を必要とする子どものために、授業スキルの向上を目指した取組をしている学校もみられる。 今後は、特別支援教育コーディネーターを中心に、全教職員が協力し合い、教育上特別な支援を必要とする子どもの実態把握を行った上で、関わり方についての共通理解を深め、保護者との連携も図りながら一人一人に応じた指導や支援を進める必要がある。	
観 点	着 眼 点
① 校内委員会の充実	- 校内委員会を計画的に開催して、通常の学級を含めて教育上特別な支援を必要とする子どもへの指導とその保護者との連携について、共通理解を深める。 - 全教職員による教育上特別な支援を必要とする子どもの実態把握をもとに、支援方策を具体化する。 - 保護者や関係機関と連携して個別の教育支援計画等の作成や見直しを行う。
② 特別支援教育コーディネーターの役割の明確化	- 子どもへの支援を推進するために、特別支援教育コーディネーターが学校内や関係機関との連絡・調整をしたり、保護者からの相談窓口となったりするなど、組織的に機能するように努める。 - 特別支援教育コーディネーターを中心に、教育上特別な支援を必要とする子どもへの指導とその保護者との連携などに関する研修を行い、全教職員の共通理解を図る。
③ 実態に応じた特別の教育課程の編成と指導の工夫	- 特別支援学級に在籍したり、通級による指導を受けたりしている子どもについては、障害の種類や程度を把握した上で、特別の教育課程を編成する。 - 全教職員が障害に関する知識や配慮等についての正しい認識を深め、組織的に指導に当たる。 - 子ども一人一人について、個別の教育支援計画等を踏まえ、障害の状態等を的確に把握した上で、自立活動における個別の指導計画を作成し、具体的な指導目標や指導内容を定め、それに基づいた指導を展開する。

指導項目(2) 個別の教育支援計画及び個別の指導計画の作成と活用による指導の充実

【現状と課題】	
特別支援学級のある学校では、個別の教育支援計画及び個別の指導計画が作成され、活用が図られている。また、目標の設定や課題の内容、具体的な手立てを定期的に見直し、指導の改善に生かしている学校もみられる。特別支援学級のない学校でも、個別の教育支援計画や個別の指導計画の作成がみられる。 今後は、通常の学級に在籍する教育上特別な支援を必要とする子どもについても、保護者や関係機関などとの連携のもと、個別の教育支援計画や個別の指導計画の作成に努める必要がある。また、校内委員会等において、学習の状況や結果を適切に評価し、指導の工夫改善を進める必要がある。	
観 点	着 眼 点
① 個別の教育支援計画の作成と活用	個別の教育支援計画の作成においては、保護者や関係機関、通級による指導を受けている子どもの在籍する学級担任等との連携のもと、一人一人の教育的ニーズに応じた支援内容等を明確にし、合理的配慮を含めた計画となるよう努める。

	・ 就学、進学などに際して、適切な教育が一貫して行われるよう、保護者の同意のもと、個別の教育支援計画を用いた話合いの場を設けるなど、支援の内容や方法、支援機関等を次の学校へ引き継ぐよう努める。
② 個別の指導計画の作成	・ 学級担任が観察した様子や保護者及び関係者の情報、個別に蓄積されたファイルなどから、必要な配慮や支援を明確にするよう努める。 ・ 一人一人の教育的ニーズに応じて、目標や手立て、実施の方法、実施期間を具体的に明記するよう努める。
③ 個別の指導計画の活用と見直し	・ 個別の指導計画に基づいた指導の結果について、単元、学期、学年ごとに校内委員会等で話し合い、必要に応じて目標の設定や課題の内容、具体的な手立てを見直すなどして、指導の改善に努める。 ・ 就学や進学などに際して一貫した指導を行うため、一連の取組の経過や結果を個別の指導計画に記録し、引継ぎの話合い等での活用に努める。

指導項目(3) 交流及び共同学習による相互理解の促進

【現状と課題】	
子どもの自立に向けた集団参加を図るため、音楽、体育(保健体育)、総合的な学習の時間や学校行事などを中心に交流及び共同学習が行われている。また、特別支援学校との継続的な交流及び共同学習や居住地校交流を行っている学校が増えている。 今後は、子どもの社会参加を促進するため、子どもの状況や地域の実情に応じて、相互理解を深める交流内容や方法等について、工夫と見直しに努める必要がある。また、自立活動等の学習経験を生かした効果的な活動ができるよう、指導者間の連携による手立てが必要である。	
観 点	着 眼 点
① 交流及び共同学習の工夫	・ 交流及び共同学習を計画するに当たっては、その意義や教育的効果について十分理解し合い、教育課程上の位置付け、評価計画、交流及び共同学習の形態や内容、効果的な指導の手立て、協力体制等について事前に検討するよう努める。 ・ 通常の学級と特別支援学級の交流及び共同学習の実施に当たっては、双方の子どもたちの教育的ニーズを十分把握した上で、校内の協力及び支援体制を構築し、効果的な活動を設定するよう努める。 ・ 特別支援学校等との交流及び共同学習の実施に当たっては、十分に連絡を取り合い、内容や方法を事前に検討し、学校や子どもの実態に応じた配慮を行うなどして、組織的、計画的、継続的に実施するよう努める。

※「居住地校交流」

特別支援学校に在籍する児童生徒と、その児童生徒が居住する地域の小・中学校とで行う交流及び共同学習

※「個別の指導計画と個別の教育支援計画の作成」について

障害のある児童（生徒）などについては、家庭、地域及び医療や福祉、保健、労働等の業務を行う関係機関との連携を図り、長期的な視点で児童（生徒）への教育的支援を行うために、個別の教育支援計画を作成し活用することに努めるとともに、各教科等の指導に当たって、個々の児童（生徒）の実態を的確に把握し、個別の指導計画を作成し活用することに努めるものとする。特に、特別支援学級に在籍する児童（生徒）や通級による指導を受ける児童（生徒）については、個々の児童（生徒）の実態を的確に把握し、個別の教育支援計画や個別の指導計画を作成し、効果的に活用するものとする。 (小学校学習指導要領解説 総則編、中学校学習指導要領解説 総則編より抜粋)

※個別の教育支援計画については、情報漏洩したり紛失したりすることがないように適切に管理し、5年間保存されることが文書管理上望ましい。(30文科初第756号通知)

<参考資料>

- ・ 特別な教育的支援を必要とする子どもたちへの指導のためのハンドブック
～特別支援学級・通級指導教室・通常の学級～ 平成27年3月 青森県教育委員会
- ・ 青森県教育支援ファイル(「個別の教育支援計画」及び「個別の指導計画」)作成の手引き 平成29年3月 青森県教育委員会
- ・ 交流及び共同学習(居住地校交流)の手引き～障害のある子どもが地域で共に学び共に育つために～ 平成29年3月 青森県教育委員会
- ・ 青森県教育支援ファイル(「個別の教育支援計画」及び「個別の指導計画」)作成の手引き 改訂版 平成30年3月 青森県教育委員会
- ・ 特別な教育的ニーズのある生徒の中学校から高等学校への支援の引継のために 平成31年2月 青森県教育委員会
- ・ 初めて通級による指導を担当する教師のためのガイド 令和2年3月 文部科学省
初等中等教育局 特別支援教育課

8 環境教育の推進

一人一人の子どもが、環境と人間との関わりについて関心と理解を深め、環境に対する豊かな感受性を養うことができるよう、環境保全に主体的に取り組む態度の育成に努める。

指導項目(1) 各教科等間の関連を踏まえた指導の工夫

【現状と課題】 総合的な学習の時間を中心に、SDGs等の環境に関わる内容を取り上げ、各教科等との関連を図った取組が行われている。 今後は、環境教育を効果的に進めていくために、全教職員が環境教育に対する重要性や必要性の認識を深めるとともに、各教科等の目標や内容等を教科等横断的な視点で組み立て、全体計画等の見直し・改善を図り、効果的な指導を進める必要がある。	
観 点	着 眼 点
① 環境教育に対する共通理解	・ 校内の分掌等を明確にし、全教職員が環境教育の意義やねらいの共通理解を図る。
② 各教科等との関連を図った全体計画等の作成と活用	・ 環境教育の全体計画等の作成に当たっては、学校教育目標との関連を図り、各教科等の目標や内容等を教科等横断的な視点で組み立てよう努める。 ・ 子どもに身に付けさせたい資質・能力を明確にし、効果的で継続的な指導の工夫に努める。

指導項目(2) 地域の環境の実態に即した指導の工夫

【現状と課題】 地域や学校のおかれている環境の把握や、地域にある施設・人材の活用などにより、地域の特性・教育力を生かした活動が行われている。 今後は、子どもが環境の改善や保全に主体的に関わろうとする態度を育成するために、現行の活動を環境教育の視点で捉え直し、指導を工夫する必要がある。	
観 点	着 眼 点
① 子どもの実態に即した指導の工夫	・ 子どもの実態を多面的に把握し、実態にふさわしい教材を選択するとともに、ICT等の活用を図るなど多様な学習活動を構築し、探究的な学習を取り入れるなど工夫する。
② 地域性を生かした指導の工夫	・ 現行の活動を環境教育の視点で捉え直し、身近にある環境の活用を努める。 ・ 地域環境の教材化や地域にある施設・人材を積極的に活用した指導に努める。 ・ 身近な環境問題が地球規模の問題につながっていることを意識させる。

指導項目(3) 環境に関わる体験活動の充実

【現状と課題】 多くの学校で、地域の環境に関わる体験活動、家庭や地域社会との連携を図ったリサイクル活動や清掃奉仕活動などが行われている。また、活動のねらいを明確にした取組を進める学校もみられる。 今後は、豊かな体験活動を通して、子ども一人一人の学びや活動に広がりをもたせていく必要がある。また、子どもが身の回りの事象に触れることによって、問題意識をもつことを大切にし、学んだことを家庭や地域社会の生活の中で生かそうとする態度を育成する必要がある。	
観 点	着 眼 点
① 直接的・具体的な体験活動の重視	・ 観察、実験、調査、見学、実習など、体験活動を積極的に取り入れる。 ・ 意識化、行動化につなげるために、環境教育のねらいのもとに体験活動の事前・事後指導を充実させる。 ・ 子どもの意識や行動の変容、創造的な事例等を可視化し、指導に生かす。
② 家庭や地域社会との連携	・ 学校で学んだことを家庭や地域社会の生活の中で生かすことを通して、環境問題の解決に向けた行動力を身に付けさせるよう努める。 ・ 学校・家庭・地域が協力し合って活動を推進するために、PTAの奉仕活動や地域で行われる体験活動などに、子どもたちが参加できるよう配慮する。

<参考資料>

- ・ 環境教育指導資料（幼稚園・小学校編） 平成26年10月 国立教育政策研究所
- ・ 環境教育指導資料（中学校編） 平成28年12月 国立教育政策研究所
- ・ 環境学習ガイド（リーフレットは小学校5年生に配布）
（ワークブック・ワークシートは小学校3～6年生で活用）
青森県・青森県教育委員会・岩手県・岩手県教育委員会・秋田県・秋田県教育委員会編
- ・ 小学校学習指導要領(平成29年告示)解説・中学校学習指導要領(平成29年告示)解説
総則編 付録6 現代的な諸課題に関する教科等横断的な教育内容についての参考資料
(環境に関する教育 P.228：小学校 P.224：中学校)

9 国際化に対応する教育の推進

一人一人の子どもが、我が国や諸外国の文化と伝統について関心と理解を深めるとともに、国際社会に貢献できるよう、国際理解教育の推進に努める。

指導項目(1) 郷土に対する愛着と誇りを涵養する教育の推進

【現状と課題】	
総合的な学習の時間等において、郷土の自然環境・歴史・伝統・産物などを取り上げ、郷土について理解させるような取組が多く行われている。 今後は、郷土についての学習を興味・関心や発達の段階、各教科等の特質に応じて、身近なことから計画的に進め、日本や諸外国との関わりまで発展させていく指導に努める必要がある。	
観 点	着 眼 点
① 郷土についての教育の計画的な推進	- 国際理解教育における郷土についての教育の意義・必要性を共通理解し、各教科等との関連を図りながら計画的な指導に努める。 - 郷土の自然・歴史・文化などを、子どもの興味・関心や発達の段階に応じ、教材として取り上げるとともに、そのよさを体験的に理解させた上で、様々な場面で発信する機会を設けるよう努める。 - 地域の人材や施設などを活用し、効果的な学習を展開する。
② 我が国と諸外国の文化や風土などの特質に気付かせる指導	- 我が国と諸外国の文化や風土などの類似点・相違点を理解させるよう努めそれぞれのよさに気付かせ尊重する態度を育てる。 - 家庭や地域との連携を図りながら、郷土の伝統芸能等に関心をもたせ、継承・保存しようとする態度を育てる。

指導項目(2) 外国語教育の充実による、外国語を通じたコミュニケーション能力の育成

【現状と課題】	
小学校では、ICTや外国語指導助手等を活用した体験的なコミュニケーション活動が行われている。また、中学校では、外国語指導助手を活用し、コミュニケーション能力の育成を目指した授業が行われている。 今後は、小学校では、児童の実態や発達の段階に即した指導計画及び指導内容を設定し、互いの考えや気持ちを伝え合う言語活動等を取り入れた授業を行う必要がある。中学校では、小学校での指導を基に各学年に応じた目標を立て、言語活動とその評価の工夫、外国語指導助手等の活用に必要なものがある。また、中学校区内における小学校間の連携、小・中学校の接続を一層図る必要がある。	
観 点	着 眼 点
① 指導計画の作成	- 小学校では、中学校区内における小学校間の連携のもと、目標、指導内容や評価規準などの見直し・改善を図った年間指導計画を作成する。 - 中学校では、小学校との円滑な接続が図られるよう、小学校での学習内容や活動を把握した上で、目標、指導内容や評価規準などの見直し・改善を図った年間指導計画を作成する。
② 外国語指導助手等の活用	各教科や特別活動など様々な教育活動において、外国語指導助手や地域の人材を活用し、授業を通して身に付けた知識・技能が実際のコミュニケーションにおいて活用される機会を多く設定する。
③ 言語活動の工夫・充実	- 小学校中学年（外国語活動）では、体験的な言語活動を行い、外国語を用いてコミュニケーションを図る楽しさを体験できるよう努める。 - 小学校高学年及び中学校（外国語科）では、主体的に自分の考えを表現したり伝え合ったりし、外国語によるコミュニケーションを図ろうとする態度を育成する。 - 小学校高学年及び中学校では5領域のバランス及び実際の言語使用の目的や場面、状況及び言語の働きに十分配慮し、様々な言語活動を繰り返し体験させ、基本的な知識・技能の定着に努める。 - 子どものパフォーマンスを的確に評価するよう工夫する。

※5領域（「聞く・読む・話す〔やり取り〕・話す〔発表〕・書く」）

指導項目(3) 異なった文化や習慣をもつ人々との交流の推進

【現状と課題】

身近な外国人・海外生活経験者・国際交流員の活用や国際交流活動への参加など、その国の生活や文化について体験的に理解する機会を設定している学校がみられる。また、外国人児童生徒や日本語指導が必要な日本国籍児童生徒（以下「外国人児童生徒等」という。）を受け入れ、日本語指導や生活適応指導を行っている学校がみられる。

今後は、地域の関係機関や団体と連携を図りながら交流計画を立て、計画に基づいた継続的な取組に努める必要がある。また、外国人児童生徒等を受け入れている学校においては、言語や文化的な背景を考慮した上で、適応指導に努める必要がある。

観 点	着 眼 点
① 身近な外国人等との交流の推進	・ 身近な外国人や海外生活経験者などを活用し、異なった文化に触れたり、気付いたりする機会を設け、交流活動に努める。 ・ 交流の際は、ねらいを明確にした上で事前・事後の学習を適切に行い、さらに学習が深まるよう努める。
② 諸外国の姉妹・友好提携校等との交流の推進	・ 諸外国との交流活動の目的を明確にし、計画的、継続的に進める。 ・ I C T等を活用した交流を工夫する。
③ 外国人児童生徒等に対する適応指導	・ 一人一人の実態を的確に把握し、特別な教育課程を編成したり、関係機関や支援団体と連携したりして、年間を通した計画的、継続的な日本語指導や生活適応指導を工夫する。

<参考資料>

・ 小学校外国語活動・外国語 研修ガイドブック	平成29年6月	文部科学省
・ 中学校外国語科パフォーマンス評価実践ハンドブック	平成30年3月	青森県教育委員会
・ 青森県版中学校英単語集～VERSION V～	平成30年6月	青森県教育委員会
・ 小学校英語教育に係る実践研究 事業実施報告集	平成31年3月	青森県教育委員会
・ 小学校外国語活動・外国語科 実践ハンドブック	平成31年3月	青森県教育委員会
・ Aomori English Model	令和2年4月	青森県教育委員会

10 情報化に対応する教育の推進

一人一人の子どもが、情報モラルを含む情報活用能力を身に付けることができるよう、系統的・体系的な情報教育の推進に努める。

指導項目(1) 情報教育を推進する指導体制の整備・充実

【現状と課題】	
情報教育に関する分掌が校内に位置付けられ、様々な教育活動との関連を図った全体計画を作成している学校が数多くみられる。また、校内研修において、プログラミング教育やタブレット端末の活用など、情報教育についての研修を行う学校も増えている。 今後は、情報化担当教員を中心に、教員のＩＣＴ活用指導力の向上、子どもの情報活用能力の育成に努め、活用内容・方法について十分な共通理解を図るとともに、情報教育を推進する校内体制の一層の整備・充実に努める必要がある。	
観 点	着 眼 点
① 系統的な情報教育の充実	・ 子どもの発達の段階や各教科等の学習内容と関連付け、系統的、体系的な年間指導計画を作成する。 ・ プログラミングを通して身に付けさせたい力を明らかにし、必要な指導内容を教科等横断的に配列して、計画的、組織的に取り組むよう努める。
② 研修体制の整備・充実	・ 各校の実態に応じた校内研修を計画的、継続的に行い、教員のＩＣＴ活用指導力の向上に努め、全教員がＩＣＴを身近な道具として活用する教育活動を進める。 ・ 県教育委員会や市町村教育委員会などが実施する研修に積極的に参加するとともに、その内容を校内で伝達する場を設定し、全教員が研修できるよう努める。

指導項目(2) 学習指導におけるＩＣＴの適切な活用の推進

【現状と課題】	
「わかる授業」や「魅力ある授業」の実現に向けて、実物投影機やプロジェクタによる資料提示、ビデオカメラやタブレット端末の録画機能による学習活動の確認など、様々な場面でのＩＣＴの活用が増えている。 今後は、情報活用能力の育成を図るために必要な環境を整え、情報の理解、収集、判断、処理、創造、表現及び発信・伝達などの基礎的な能力の育成を図るとともに、ＩＣＴを活用できる基礎的な技術を習得させるなど、これらを適切に活用した学習活動の充実を図っていく必要がある。	
観 点	着 眼 点
① ＩＣＴの活用に対する共通理解	・ ＩＣＴは多様な活用が可能であり、教師の指導や子どもの学習活動を効果的に進めることができる有効な手段であることの共通理解を図る。 ・ ＩＣＴを必要に応じて使えるように、設置や調整の仕方、短時間でデジタルコンテンツ等を提示する方法などの理解を進める。 ・ 「学校情報セキュリティポリシー」を整備し、著作権や個人情報などの保護に努める。
② ＩＣＴの特性を生かした適切な活用	・ ＩＣＴの仕組みや機能及び特性を生かし、各教科等の特質、指導の目標や内容、子どもの実態などに応じて、学習過程に活用場面を適切に位置付ける。 ・ 学習課題への関心を高めたり、学習内容をわかりやすく説明したりする指導方法の一つとして、ＩＣＴの効果的な活用に努める。 ・ 情報を収集・選択したり、文章や図・表にまとめたり、表現したりする手段として、子どもがＩＣＴを活用できるよう指導に努める。

指導項目(3) 情報通信ネットワーク等を適切に活用した教育の推進

【現状と課題】 各教科や総合的な学習の時間の調べ学習などで、情報通信ネットワーク等を活用した教育の推進に努めている取組がみられる。また、ホームページを開設し、積極的な情報発信に努めている。 今後は、様々な学校や地域との情報の共有・交流を生かした効果的な授業や学校運営の効率化に向けた実践的研究を進めていく必要がある。	
観 点	着 眼 点
① 情報通信ネットワーク等の活用の工夫	・ 情報通信ネットワーク等の有効性を共通理解し、社会教育施設等の情報を収集したり、学習の成果を発信したりするなど、効果的な活用法について研修を進める。 ・ 情報通信ネットワーク等による業務の軽減と効率化や情報の共有化などについて、その特徴をよく理解し、教育の情報化を進める。

指導項目(4) 家庭や地域社会と連携した情報モラルに関する指導の充実

【現状と課題】 情報モラルについて、校内研修で取り上げたり、授業や教育講演会などで子どもや保護者への啓発を図ったりする取組が数多くみられる。 今後は、情報社会で適正な活動を行うための基になる考え方と態度を育てるため、子どもの発達の段階に応じて、情報手段を適切かつ主体的、積極的に活用できるよう、家庭・地域社会・関係機関と連携した情報モラルに関する指導を各教科等において設定し、継続的に行う必要がある。	
観 点	着 眼 点
① 情報モラルの育成	・ 各教科等においては、情報モラルの視点をもった学習活動を計画的に行う。 ・ インターネット利用の長時間化の問題及びインターネット上での誹謗中傷やいじめ、犯罪や違法・有害情報の問題など、情報化の「影」の部分の踏まえ、発達の段階に応じて計画的、継続的に指導する。
② 家庭・地域社会・関係機関との連携	・ SNS等を通じたインターネットの利用に関しては、子どもの利用状況を把握し、情報セキュリティの確保、フィルタリング機能の措置、家庭内でのルールづくりなど、家庭・地域社会・関係機関との連携を図りつつ適切に指導・助言する。

※ICT：Information and Communication Technology（コンピュータやインターネット等の情報通信技術）
 ※学校情報セキュリティポリシー：学校において、セキュリティに関する方針や決まりごとをまとめたもの
 ※SNS：Social Networking Serviceの略で、個人間のコミュニケーションを促進し、社会的なネットワークの構築を支援する、インターネットを利用したサービスのこと。

<参考資料>

- ・ ネット上のいじめの対応～情報モラル教育の充実をととして～
平成21年 4月 青森県教育委員会
- ・ ここからはじめる情報モラル指導者研修ハンドブック(文部科学省委託事業)
平成22年 1月 コンピュータ教育開発センター
- ・ 教育の情報化に関する手引き
平成22年10月 文部科学省
- ・ 情報モラル教育実践ガイダンス
平成23年 3月 国立教育政策研究所
- ・ 「ちょっと待って！ケータイ&スマホ」リーフレット
平成25年 3月 文部科学省
- ・ スマートフォン、ゲーム機、音楽プレイヤーなど「考えよう！使い方のルール」小学生用 中学生・高校生用
平成29年 青森県教育委員会
- ・ 教育情報セキュリティポリシーに関するガイドライン
平成29年10月 文部科学省
- ・ 小学校プログラミング教育の手引（第一版）
平成30年 3月 文部科学省
- ・ 小学校プログラミング教育の手引（第二版）
平成30年11月 文部科学省
- ・ 小学校プログラミング教育の手引（第三版）
令和 2年 2月 文部科学省

11 研修の充実

教員等の資質を高め、教育活動の充実を図るため、計画的・実践的な研修の充実に努める。

指導項目(1) 教員等の資質の向上に関する指標を踏まえた研修の推進

【現状と課題】	
「校長及び教員の資質の向上に関する指標」(以下「指標」という。)を校内研修等で取り上げ、趣旨や内容の理解に努めている学校が数多くみられる。また、教員等一人一人が、指標を参考に研修の計画を立てるなどして、学校の教育課題の解決及び高度専門職としての資質と指導力の向上を目指した研修の充実に努めている。 今後は、指標及び県教職員研修計画の趣旨や内容の理解を図り、教員等一人一人が自らの資質の向上に積極的に取り組む必要がある。	
観 点	着 眼 点
① 指標及び県教職員研修計画の理解と研修の推進	- 指標及び県教職員研修計画の趣旨や内容を校内研修等で取り上げ、理解を図る。 - 指標及び県教職員研修計画を基にして、教員個々が自らの成長段階や、職責、経験及び適性に応じて、校外での研修はもとより、校内研修や日常的な職場内研修に意欲的に取り組み、資質の向上に努める。

指導項目(2) 日常的に学び合い、指導力を高め合う校内研修体制の整備・充実

【現状と課題】	
ワークショップ型研修のように全ての教員等が参加し、互いに学び合う場面を確保するなど、協議の仕方を工夫して校内研究を進めている学校が数多くみられる。また、外部講師を活用した研修の実施や校外研修への参加など、学校内外の様々な研修に取り組んでいる学校もみられる。 今後は、教員の資質・能力の向上を目指し、様々な教育の課題も含め、幅広く調和のとれた研修が組織的、計画的、発展的に進められるように研修計画を作成し、適宜見直す必要がある。また、積極的に基本的な指導技術などの自己研修に努めるとともに、日常的に学び合い、指導力を高め合うなど、同僚性を発揮し、研修の成果や課題を具体的な実践へと結び付けるよう、研修方法を工夫改善する必要がある。	
観 点	着 眼 点
① 高度専門職としての調和のとれた研修計画・方法の工夫	「課題研究」、「一般研修」、「初任者研修」、「中堅教諭等資質向上研修(前期・後期)」などの関連を考慮して研修の構想を立てる。 - 自校の実態に即して、教育計画との関連を考慮し、実施の目的や内容、時期や回数などに留意して、研修計画を作成する。 - 研修の成果が日常の教育活動に活用されるよう、適宜研修計画の見直しを図る。 - 全教員が参加し、日常的に学び合う場面を確保するとともに、研修の成果や課題を振り返るなど、共有の在り方を工夫し、具体的な実践へと結び付けるよう努める。
② 今日的な教育課題についての研修	外部講師の活用や事例研究を通して、いじめや不登校等の生徒指導上の課題、危機管理、道徳教育、特別支援教育、キャリア教育、情報教育、環境教育、学校段階等間の連携など、今日的な教育の課題についての研修を進める。
③ 校内研修と結び付く自己研修の推進と活用	- 研修成果を日常の授業実践に生かし、指導力の向上に努める。 - 校外での研修を共有するため、報告会等を設ける。

指導項目(3) 学習指導要領に基づく実践的研究の充実

【現状と課題】 主体的・対話的で深い学びに関する研究や思考力、判断力、表現力等の育成に関する研究、ICT活用に関する研究などを通して、授業改善に取り組んでいる。 今後は、学習指導要領の理解のもと、教育活動の成果や課題を明確にし、その改善・充実に取り組む必要がある。	
観 点	着 眼 点
① 学習指導要領を踏まえた教育課程の改善	・ 学習指導要領の趣旨や内容等について十分理解するとともに、各学校の特色を生かした多様で弾力的な教育課程の編成・実施・評価を行い、教育課程の改善に努める。 ・ 学習指導要領が示す学習の基盤となる資質・能力や現代的な諸課題に対応して求められる資質・能力を、教科等横断的な視点で育成していくよう、各学校の特色を生かした教育課程の編成・実施に努める。
② 授業改善に資する研究の推進	・ 「主体的・対話的で深い学び」の視点による授業づくりや指導方法の改善、学習評価の方法についての共通理解を図る。 ・ 実践したことについて、校内研修等で評価・検証し、改善に向けて研究を進める。

指導項目(4) 学校の教育課題解決のための実践的研究の充実

【現状と課題】 学校評価アンケート、学習状況調査や意識調査などを踏まえて、子どもの実態を把握し、学校の教育課題や子どもに身に付けさせたい力等を明らかにした上で、研究計画を作成している。また、研究で得た成果や課題について、日常の授業と関連付けるなど、課題解決に向けて、工夫した取組を行っている学校もみられる。 今後は、学校の教育課題解決に向けて、焦点化された研究主題・研究仮説を設定して、全教員の共通理解のもとに子どもの変容を目指した研究、授業実践、評価改善に取り組む必要がある。	
観 点	着 眼 点
① 学校の教育課題解決に向けた研究計画の作成	・ 学校教育目標の達成のため、学校の教育課題を明確にし、PDCAサイクルを働かせ、教員一人一人が計画作成に参画する。 ・ 子どもの実態を踏まえ、研究主題及び検証可能な仮説を設定し、研究内容や研究方法を具体化する。
② 子どもの変容を目指した実践的研究の推進	・ 仮説を検証するための観点を明確にし、子どもの変容が具体的な姿で評価できるよう工夫する。 ・ 研究の成果や課題を確認して累積し、日常の授業に活用したり、研究の深化・発展に生かしたりする。

指導項目(5) 家庭や地域社会と連携し、地域の教育資源を活用した特色ある教育活動の研究・推進

【現状と課題】 総合的な学習の時間、学校行事などにおいて、地域素材の教材化や地域人材及び公共施設の活用など、地域や学校の実態に応じた特色ある教育活動が推進されている。 今後は、学校の教育方針や子どもの状況を家庭や地域に説明したり、家庭や地域の思いや願いを把握したりして、相互の意思疎通を図り、協力を得られるよう努める必要がある。また、幼保こ・小・中・高等学校・特別支援学校などとの間の連携や交流を図りながら、特色ある教育活動の研究・推進に努める必要がある。	
観 点	着 眼 点
① 地域や子どもの実態を踏まえた教育活動	・ 幼保こ・小・中・高等学校・特別支援学校などとの間の連携や交流を図りながら、ねらいや方法を明確にした教育活動に努める。
② 地域社会の教育力の活用	・ 地域人材等を活用した授業改善を積極的に行う。 ・ 学校からの情報提供を行うとともに、保護者や地域の人々の学校に寄せる思いや願いを把握し、家庭や地域社会との連携に努める。

12 複式教育の充実

少人数の特性を生かし、一人一人の個性・能力の伸長を図るとともに、社会性の育成に努める。

指導項目(1) 学校運営・学級経営の創意工夫

【現状と課題】	
へき地学校・複式学級だからこそできる教育という視点に立ち、地域に根ざした創意ある学校運営がなされている。また、校内における合同学習や他校との交流学习など、教育課程に位置付けた取組や学び合う力を身に付けさせる指導が多く行われている。 今後は、一人一人の変容を十分に捉え、よさや可能性を生かし、誇りと自信をもたせる学級経営の工夫に努める必要がある。	
観 点	着 眼 点
① 学校運営の創意工夫	・ 小規模校の特性を生かし、地域に根ざした学校運営を工夫・改善する。 ・ 全校協力体制のもと、合同学習、集合学習や交流学习などを積極的に推進する。
② 学習と生活を高め合う学級経営	・ 学び合う力を高めるよう、一人一人の日々の小さな変化を見逃さず、よさや可能性を生かした学級経営に努める。 ・ 誇りと自信をもてるよう、豊かな体験を通して子どもの視野を広げ、複式学級の特性を生かした学級経営に努める。

指導項目(2) 複式指導の工夫・充実

【現状と課題】	
国語・算数を中心として、指導形態や指導方法を工夫しながら複式の授業に取り組んでいる。間接指導においては、学習の手順や方法を身に付けさせるために、ガイド学習が行われている。 今後は、子どもの主体的な学習を促し、自力解決する力を養うために、「へき地・複式教育ハンドブック」の活用や複式学級をもつ学校同士連携を図るなど、校内研修や校外での研修を通して、教員一人一人が複式指導についての理解を深め、指導力の向上に努める必要がある。	
観 点	着 眼 点
① 指導計画の工夫と活用	・ 学校の実態や各教科等の特質を踏まえた年間指導計画を作成し、活用する。 ・ 指導内容の重点化を図った単元指導計画を作成し、活用する。
② 複式指導の工夫	・ 子どもの学習状況を的確に把握し、個に応じた適切な指導に努める。 ・ 「ずらし」や「わたり」などの複式指導の基本型を踏まえ、学習のねらいの明確化や自力解決の時間の確保などに努める。 ・ 指導の効果を高めるため、ガイド学習等を通したリーダーの育成やICTの積極的な活用に努める。 ・ 学習の手順や方法を身に付けさせ、「ひとり学び」の充実を図る。
③ 研修の充実	・ 「へき地・複式教育ハンドブック」や先進校の研究成果などの資料を活用したり、近隣の複式学級をもつ学校の授業を参観したりするなど、全校体制で複式指導に関する研修に努める。

※合同学習：校内において合同で行う学習

集合学習：2校以上の児童が学習集団を構成して行う学習

交流学习：学校規模や生活環境の異なる学校が互いに交流して行う学習

※複式指導における「ずらし」と「わたり」・・・「三八の教育」 IV教育指導参考資料 参照

<参考資料>

- ・ へき地・複式教育ハンドブック（算数科編）
平成23・24年度指導資料第36集 平成25年 3月 青森県教育委員会
- ・ へき地・複式教育ハンドブック（国語科編）
平成25・26年度指導資料第37集 平成27年 3月 青森県教育委員会
- ・ へき地・複式教育ハンドブック（社会科・理科・生活科編）
平成27・28年度指導資料第38集 平成29年 3月 青森県教育委員会
- ・ へき地・複式教育ハンドブック（一般編）
平成29・30年度指導資料第39集 平成31年 3月 青森県教育委員会
- ・ へき地・複式教育ハンドブック（事例編）
令和2・3年度指導資料第40集 令和4年 3月 青森県教育委員会

13 幼稚園教育の充実

幼児の主体的な活動を通して、幼児期にふさわしい生活が展開されるよう、遊びを通しての指導を中心とし、幼児一人一人の特性に応じた指導を行うよう努める。

指導項目(1) 教育要領を踏まえた指導計画の充実

【現状と課題】	
ねらいや内容、環境の構成等に配慮し、幼児の成長に必要な体験が得られるよう、長期・短期の指導計画を作成している。また、小学校への移行を円滑にするために、小学校との交流活動も実施し、家庭との連携も密に行っている。小学校においては、自発的な活動としての遊びを通して育まれてきたことが、各教科等における学習に円滑に接続されるよう、入学当初における指導計画を作成している。 今後は、幼児の実態及び幼児を取り巻く状況の変化や「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」を考慮し、指導計画を常に見直していく必要がある。	
観 点	着 眼 点
① 幼稚園教育において育みたい資質・能力の育成	- 各領域の「ねらい」と「内容」を、幼児が環境に関わって展開する具体的な活動を通して総合的に指導するよう努める。 - 教育要領を踏まえ、「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」の10項目を考慮した指導に努める。
② カリキュラム・マネジメントの充実	- 幼稚園教育において育みたい資質・能力を踏まえ、教育目標を明確にし、適切な教育課程の編成と評価・改善に努める。 - 長期的な見通しをもった年、学期、月あるいは発達の時期などの指導計画及び幼児の生活に即した週、日などの短期的な指導計画の作成及び評価・改善に努める。 - 遊びを通して状況に応じて機敏に自分の体を動かすことができるようにしたり、危険な場所や事物などが分かたりするなど、安全についての理解を深めるとともに、災害などの緊急時に適切な行動がとれるよう、危機管理マニュアルを作成するなど、日頃から安全に関する実施体制の整備に努める。 - 幼稚園における生活が家庭や地域社会と連続性を保ちつつ展開されるよう、日頃から家庭や地域社会との連携に努める。
③ 小学校教育との円滑な接続	- 小学校との意見交換や合同の研修会、保育参観や授業参観などの機会を設け、「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」を共有するなど連携を図るよう努める。 - 特別な配慮を必要とする幼児への指導に当たっては、個別の指導計画を作成し活用するなど、長期的な視点で教育的支援を行うよう努める。 - 小学校では、入学当初におけるスタートカリキュラムを児童や学校、地域の実情を踏まえて編成し、その中で、生活科を中心に合科的・関連的な指導や弾力的な時間割の設定などを行う。

指導項目(2) 研修の充実

【現状と課題】 幼稚園教育課程青森県研究協議会の協議主題に基づき、園の実態を踏まえた研究テーマを設定し、教育課題解決に向け、全教職員の協力体制のもとでの研修に取り組んでいる。 今後は、教育要領のねらい及び内容を踏まえ、幼児の活動場面に応じて、適切な指導ができるよう、園の特色を生かした研修計画を作成する必要がある。	
観 点	着 眼 点
① 園内・園外研修の充実	- 幅広く、調和のとれた研修ができるよう研修計画を工夫する。 - 教職員一人一人の特性を生かし、全教職員の協力体制のもとで研修を推進する。
② 教育課題解決のための教育要領に基づく実践的研究の充実	- 教育要領のねらい及び内容について十分理解するとともに、園の特色を生かし、創意工夫を加えた研修に努める。 - 研究のねらいを明確にし、成果を確かめながら、研究を計画的、組織的に進める。

※「幼稚園教育において育みたい資質・能力」について

- (1) 豊かな体験を通じて、感じたり、気付いたり、分かたり、できるようになったりする「知識及び技能の基礎」
- (2) 気付いたことや、できるようになったことなどを使い、考えたり、試したり、工夫したり、表現したりする「思考力、判断力、表現力等の基礎」
- (3) 心情、意欲、態度が育つ中で、よりよい生活を営もうとする「学びに向かう力、人間性等」
(平成29年3月31日 「幼稚園教育要領」)

※「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」について

- 「健康な心と体」「自立心」「協同性」「道徳性・規範意識の芽生え」「社会生活との関わり」
- 「思考力の芽生え」「自然との関わり・生命尊重」「数量や図形、標識や文字などへの関心・感覚」
- 「言葉による伝え合い」「豊かな感性と表現」
(平成29年3月31日 「幼稚園教育要領」)

※「スタートカリキュラム」について

- 小学校へ入学した子供が、幼稚園・保育所・認定こども園などの遊びや生活を通じた学びと育ちを基礎として、主体的に自己を発揮し、新しい学校生活を創り出していくためのカリキュラム
(平成27年1月 国立教育政策研究所「スタートカリキュラム スタートブック」)

〈参考資料〉

- ・スタートカリキュラム スタートブック 平成27年 1月 国立教育政策研究所
- ・発達や学びをつなぐスタートカリキュラム～スタートカリキュラム導入・実践の手引き～ 平成30年 3月 国立教育政策研究所

Ⅲ 指導の体制

Ⅲ 指導の体制

〔1〕指導の形態・組織

1 指導の形態	計画訪問・要請訪問Ⅰ（学校の教育課題解決）・要請訪問Ⅱ（個人課題解決）
2 指導の組織	指導主事（県総合学校教育センター指導主事及び三戸地方教育研究所指導主事も含む）

〔2〕指導の実施要項

1 計画訪問

(1) 目的	青森県教育委員会の「令和4年度学校教育指導の方針と重点」及び三八教育事務所年度計画に基づき学校を訪問し、その学校の教育課題解決の相談にあずかるとともに指導・助言を行い、教育水準の維持向上を図る。
(2) 方法	管内町村教育委員会の要請に基づいて教育事務所が計画し、各学校を原則として1回訪問する。三戸・田子町には、三戸地方教育研究所指導主事も訪問する。 八戸市については、八戸市教育委員会教育指導課・総合教育センター学校訪問に同行する。
(3) 期間	5月下旬～10月下旬（期日は教育事務所で調整して定め、日程は下記(4)内容を参考に、各学校の実情に応じて計画する。）
(4) 内容	① 学校経営全般についての説明（20～30分） 校 長…学校教育目標・努力目標・学校経営の方針及び学校目標について 教 頭…学校の教育課題と取組、校内研修の状況、生徒指導の状況、 「学校訪問における話合いの具体的項目」（p.44）の説明など 教務主任…教育課程の実施状況、学習指導の実態（全国学力・学習状況調査や県学習状況調査の結果分析及び対策、報告書の活用等）、特別支援教育の状況など ② 学校経営全般についての話合い（20分） ③ 一般授業参観について ・ 一般授業参観は、校長・教頭（・教務主任）以外の全員が授業を行うことを原則とする。この時間帯に、生徒指導等の諸課題について、教頭とスクールソーシャルワーカーとの話合いを行う。その際、個別の相談がある場合は、資料を当日準備することが望ましい。（様式は任意） ・ 道徳科と学級活動及び訪問指導主事の担当教科を含める。道徳科と学級活動については、学校事情により、そのどちらかでもよいものとする。複式学級については、道徳科と学級活動にとらわれず、複式指導のできる教科とする。 ・ 小学校では、外国語科または外国語活動の授業を一つ以上行うことが望ましい。 ・ 訪問する指導主事の担当教科の授業を行うことが望ましい。 ・ 小学校教員においては、専科等を除いて、前年度に実施していない教科等の授業を行うこととする。 ・ 特別支援学級担任は、特別支援学級の授業を行うことを原則とする。可能な限り、前年度に実施していない教科等の授業を行うこととする。 ※ <u>上記の教科等以外を希望する場合は、授業者を決定する前（概ね1ヶ月前まで）に教育事務所に相談する。</u> ④ 全体講評（15分） ・ 教育課長による全体講評を行う。 ⑤ 一般授業についての話合い、指導・助言（25分程度）

	・ 一般授業についての話し合いと指導・助言は、分科会形式を原則とする。またこの時間帯に、学校の教育課題（学校目標を含む）について、校長と教育課長との話し合いを行う。 ⑥ 校内研究主題による研究授業 ・ 児童生徒の実態や、予想されるつまずきに対する指導の手立てが分かること。 ・ ねらいを明確にし、学習過程や評価について工夫すること。 ・ 自校の研修計画との関連が分かること。 ・ 指導案は、50～61ページを参考にすること。 ⑦ 校内研究主題による研究協議 ・ 校内研究に関する指導・助言（20分程度）は、研究協議の際に行う。 ・ 計画訪問担当指導主事及び研究協議で指導・助言する指導主事が参加する。 ※ 令和4年度の学校訪問では、 ・ A日程（上記①～⑤の順で行い、午前中で終了する。⑥、⑦はその日の午後に行う。） ・ B日程（上記①～⑤の順で行い、午前中で終了する。⑥、⑦は要請訪問として別日程で行う。） ・ C日程（上記①～③、⑥、⑤、④、⑦の順で行い、一日日程で行う。） の三つの日程から、学校が選択することとする。 ※ <u>特に各学校から質問事項がある場合や、当日の日程等の変更等がある場合は、事前に教育事務所に連絡する。</u>
(5) 留意事項	① 訪問日の日程及び指導案（A4判）、学校要覧などは、訪問者数に事務所用1部を加え、訪問日の5日前（休日を除く）の午後5時までに教育課長あてに提出する。 ※ 道徳科の授業を行う場合で、教科用図書以外の教材を使用する際は、指導案に教材を必ず添付する。また、ワークシート等を使用する場合も同様とする。 ※ 音楽の授業では、指導案に楽譜を必ず添付する。また、曲の入ったCD等も必ず提出する。 ※ 指導案集に、研修計画書及び校内見取り図を添付する。 ② 訪問日は、年度始めに希望調査し、調整後決定する。 ③ 当該校の訪問日を変更する必要がある場合は、校長と教育課長が連絡をとり調整する。 ④ 説明の補足となる諸計画・資料の準備 ・ 学年・学級経営案 ・ 道徳教育、総合的な学習の時間、特別活動、食育、情報教育、環境教育、キャリア教育などの全体計画 ・ 各教科（外国語科を含む）、道徳科、外国語活動、総合的な学習の時間、学級活動、キャリア教育、児童会（生徒会）活動、クラブ活動、学校行事などの年間指導計画 ・ 生徒指導計画、いじめ防止基本方針、学校いじめ防止プログラム、早期発見・事案対処マニュアル（いじめ対応マニュアル）、学校保健計画、学校安全計画、危険等発生時対処要領（危機管理マニュアル）、個別の教育支援計画、個別の指導計画、自立活動における個別の指導計画など ・ 教育課程の実施管理資料（特別支援学級を含む） ・ 校内研修計画及び実践記録 ・ 初任者研修関係諸表簿 ・ 中堅教諭等資質向上研修（前期・後期）関係諸表簿（実地研修記録簿を含む） ・ 道徳科と各教科等との関連資料（別葉）等 ・ スタートカリキュラム（小学校において入学生がある場合） ・ その他

令和4年度 学校訪問における話合いの具体的項目

※評価は「1、2、4、5」の4段階とし、観点ごとに行う。項目評価は、各項目の評価合計の
小数第1位までの平均をとる。（ゴシック体は、前年度との変更点）

重 点	指 導 項 目	観 点	評 価	項目評価
学校運営	①学校教育目標の具現化 ②経営方針 ③組織運営 ④家庭・地域等との連携 ⑤教育課程の実施管理 ⑥その他	学校の教育課題の把握、学校の教育課題解決の手立て、学校評価 教育目標に応える設定経営の重点、共通理解、教職員の参画意識 校務分掌、学年・学級経営、各種委員会、職員会議 家庭との連携、地域社会との連携、学校評議員、学校段階等間の連携、説明、公表 全体計画、指導計画、実践と評価、学力管理 情報・文書管理、施設・設備、危機管理		
1 授業の充実	①主体的・対話的で深い学びの実現を図る指導計画等の整備 ②知識及び技能の習得と思考力、判断力、表現力等の育成に向けた教材の工夫と教材研究の深化 ③一人一人の学習の過程や成果の的確な把握と指導の改善につながる評価の工夫 ④各教科等の特質に応じた体験活動や問題解決的な学習を重視した指導の工夫 ⑤学校図書館やICTなどを活用した子どもの学びを支援する学習環境の充実 ⑥総合的な学習の時間の充実	①指導計画等の作成と報告書等の活用 ①教材の工夫 ②教材研究の深化 ①学習の過程や成果を把握する評価の計画の立案 ②授業改善に生かす評価方法等の工夫 ①学ぶ意欲を高め主体的・対話的で深い学びを促す指導の工夫 ②学習のねらいに応じた学習形態の工夫 ③学習方法や学習習慣が身に付く指導の工夫 ④体験活動の工夫 ①学校図書館の整備 ②学校図書館やICTの積極的活用		
2 道徳教育の充実	①道徳教育を推進する指導体制と全体計画の整備・充実 ②道徳的な判断力、心情、実践意欲と態度を育てる指導の工夫 ③郷土を愛する心を育む指導の充実 ④道徳科における学習状況及び道徳性に係る成長の様子の継続的な把握と、評価を生かした指導の工夫	①全体計画及び年間指導計画の作成 ②指導と評価の工夫 ③指導体制の整備・充実 ①学習指導要領及び解説の趣旨や内容の理解と全体計画の作成と活用 ②道徳教育推進教師を中心とした全教師の協力による指導体制の整備・充実 ①年間指導計画の作成と活用 ②道徳科の特質を生かした多様な指導方法の工夫 ①家庭や地域との連携 ②地域教材等の保存・共有、活用 ①全教師の共通理解による組織的・計画的な評価の推進 ②道徳科の学習状況や道徳性に係る成長の様子の継続的把握 ③指導と評価の一体化		
3 特別活動の充実	①自主的な態度を育てる学級活動の工夫 ②自治的な意識を高める児童会活動・生徒会活動の工夫 ③児童の個性の伸長を図り、触れ合いを深めるクラブ活動の工夫（小学校） ④集団への所属感や連帯感を深める学校行事の工夫	①年間指導計画の作成 ②協力して活動できる人間関係づくり ③主体的な活動を促す指導の工夫 ①年間指導計画の作成と指導体制の確立 ②指導のねらいを明確にした活動内容の設定 ③子どもの発想や創意工夫を生かした活動の展開 ①年間指導計画の作成 ②クラブ活動の教育的意義を踏まえた指導及び運営の工夫 ①教育活動全体を見通した調和のとれた指導計画の作成 ②子どもが積極的に参加できる学校行事の指導及び運営の工夫 ③充実と改善を図るための適切な評価		
4 体育・健康教育の充実	①運動に親しむ資質や能力の育成及び体力の向上を図る指導の充実 ②健康に関する知識を身に付け、積極的に健康な生活を実践できる指導の充実 ③食に関する正しい知識と望ましい食習慣を身に付けることができる指導の充実 ④安全に関する情報を正しく判断し、安全を確保することができる指導の充実	①具体的な指導計画の作成と授業づくりの工夫 ②体力の向上を図る指導の充実 ③学校の実態に応じた指導体制の工夫 ④体育的活動の実施における安全の確保 ①学校保健計画の作成と活用 ②養護教諭や学校医・スクールカウンセラーなどとの連携 ③保健教育の充実 ①食に関する指導計画と指導体制の整備 ②学校給食の活用 ③望ましい食習慣の形成を図るための家庭との連携 ①学校安全計画の作成、組織体制の充実 ②地域や学校の実態に即した安全管理の徹底 ③実践力を育てる安全教育の工夫 ④安全に関する指導の徹底と家庭、地域の関係機関・団体等との連携		
5 生徒指導の充実	①基本的な生活習慣や自己指導能力を育成する協働的な指導体制の充実 ②家庭や地域社会及び関係機関等との連携の充実 ③生徒指導の機能を生かした学年・学級経営の充実 ④児童理解・生徒理解に基づいた教育相談の充実 ⑤児童生徒が主体となるいじめ防止活動の推進と組織的な対応の徹底	①協働的な指導体制の充実 ②指導の充実 ①保護者と教職員との信頼関係の確立 ②家庭や地域社会及び関係機関等と一体となった指導の推進 ①同歩調体制の学年・学級経営 ②積極的な生徒指導の推進 ①教育相談体制の整備・充実 ②個に応じた教育相談の積極的な推進 ①子どもが主体となるいじめ防止活動の推進 ②いじめの定義・いじめ解消の定義に基づいた積極的な認知と対応の徹底 ③「いじめ防止等の対策のための組織」の活性化		
6 キャリア教育の充実	①キャリア教育指導体制の整備・充実 ②現在及び将来の生き方を考える指導・進路指導の充実 ③児童生徒の発達の段階に応じた勤労観・職業観の育成	①校内指導体制及び研修体制の整備 ②体系的・系統的な計画の作成 ①適切な指導・援助 ②キャリア・カウンセリングの計画的・継続的な実施 ①主体的なキャリア形成を促す指導の工夫 ②体験活動等における事前・事後指導の充実 ③学年・学校段階等間、家庭や地域等との連携・協働		
7 特別支援教育の充実	①校内支援体制の充実 ②個別的教育支援計画及び個別の指導計画の作成と活用による指導の充実 ③交流及び共同学習による相互理解の促進	①校内委員会の充実 ②特別支援教育コーディネーターの役割の明確化 ③実態に応じた特別的教育課程の編成と指導の工夫 ①個別的教育支援計画の作成と活用 ②個別の指導計画の作成 ③個別の指導計画の活用と見直し ①交流及び共同学習の工夫		
8 環境教育の推進	①各教科等間の関連を踏まえた指導の工夫 ②地域の環境の実態に即した指導の工夫 ③環境に関わる体験活動の充実	①環境教育に対する共通理解 ②各教科等との関連を図った全体計画等の作成と活用 ①子どもの実態に即した指導の工夫 ②地域性を生かした指導の工夫 ①直接的・具体的な体験活動の重視 ②家庭や地域社会との連携		
9 国際化に対応する教育の推進	①郷土に対する愛着と誇りを涵養する教育の推進 ②外国語教育の充実による、外国語を通じたコミュニケーション能力の育成 ③異なった文化や習慣をもつ人々との交流の推進	①郷土についての教育の計画的な推進 ②我が国と諸外国の文化や風土などの特質に気付かせる指導 ①指導計画の作成 ②外国語指導助手等の活用 ③言語活動の工夫・充実 ①身近な外国人等との交流の推進 ②諸外国の姉妹・友好提携校等との交流の推進 ③外国人児童生徒等に対する適応指導		
10 情報化に対応する教育の推進	①情報教育を推進する指導体制の整備・充実 ②学習指導におけるICTの適切な活用の推進 ③情報通信ネットワーク等を適切に活用した教育の充実 ④家庭や地域社会と連携した情報モラルに関する指導の充実	①系統的な情報教育の充実 ②研修体制の整備・充実 ①ICTの活用に対する共通理解 ②ICTの特性を生かした適切な活用 ①情報通信ネットワーク等の活用の工夫 ①情報モラルの育成 ②家庭・地域社会・関係機関との連携		
11 研修の充実	①教員等の資質の向上に関する指標を踏まえた研修の推進 ②日常的に学び合い、指導力を高め合う校内研修体制の整備・充実 ③学習指導要領に基づく実践的研究の充実 ④学校のエデュケーション課題のための実践的研究の充実 ⑤家庭や地域社会と連携し、地域教育資源を活用した特色ある教育活動の推進	①指標及び県教職員研修計画の理解と研修の推進 ①高度専門職としての調和のとれた研修計画・方法の工夫 ②今日的な教育課題についての研修 ③校内研修と結び付く自己研修の推進と活用 ①学習指導要領を踏まえた教育課程の改善 ②授業改善に資する研究の推進 ①学校のエデュケーション課題に向けた研究計画の作成 ②子どもの変容を目指した実践的研究の推進 ①地域や子どもの実態を踏まえた特色ある教育活動 ②地域社会の教育力の活用		
12 複式教育の充実	①学校運営・学級経営の創意工夫 ②複式指導の工夫・充実	①学校運営の創意工夫 ②学習と生活を高め合う学級経営 ①指導計画の工夫と活用 ②複式指導の工夫 ③研修の充実		

2 要請訪問Ⅰ（学校の教育課題解決）

(1) 方 法	学校からの要請によって訪問する。
(2) 期 日	5月下旬～翌年の2月末
(3) 日 程	日程・内容については要請校において計画する。
(4) 留意事項	① 学校訪問等の要請をする場合、あらかじめ当該指導主事と連絡をとり、訪問要請日を確定する。 ② 訪問要請日の7日前（休日を除く）までに決められた下記の様式（A4判）により、指導主事学校訪問等要請書を所長あてに提出する。 ③ 要請訪問について変更する必要がある場合は、校長と教育課長が連絡をとり調整する。

3 要請訪問Ⅱ（個人課題解決）

(1) 方 法	① 各学校の要請により、教員の相談指導を行う。 ② 教科指導や生徒指導など、個人の課題解決における相談指導を行う。
(2) 留意事項	① 相談を要請する場合、当該指導主事と連絡をとり、訪問要請日を確定する。 ② 要請訪問Ⅰと同様の様式で要請書を作成し、所長あてに提出する。

（様 式）

文 書 番 号
令和 年 月 日

三八教育事務所長 殿

立 学校

校長
(公印省略)

指導主事学校訪問等要請書

下記のとおり要請しますので、よろしくお取り扱い願います。

記

1 要請する指導主事名	
2 期 日 ・ 時 間	令和 年 月 日 () : ~ :
3 要 請 内 容	
4 日 程	
5 そ の 他	

〔３〕 研修計画書、研修実施報告書の提出

(1) 研修計画書の提出	研修計画書をＡ４判で３部作成し、１部を教育事務所、１部を町村教育委員会へ、令和４年５月１３日(金)までに提出する。１部は学校控えとする。
(2) 研修実施報告書の提出	研修実施報告書をＡ４判で３部作成し、１部を教育事務所、１部を町村教育委員会へ、令和５年３月３日(金)までに提出する。１部は学校控えとする。

〔４〕 自主発表会

- (1) 校内研究成果を自主発表しようとする学校は、町村教育委員会に申し出る。
- (2) 町村教育委員会教育長は、学校と協議の上、教育課長に連絡する。
- (3) 郡内で小・中学校別に複数校が発表会をもつ場合は、関係教育委員会教育長が教育課長と協議の上、発表日を調整する。

〔５〕 三戸郡教育振興会委託研修関係

三戸郡教育振興会は、郡内の教育水準向上のため、下記の研修会を開催する。

- 「小・中学校研修主任研修会」、「小・中学校学級経営研究協議会」、「小・中学校教育課程編成研修協議会」

IV 教育指導參考資料

V 各種手續等

VI 令和4年度学校教育主要事業一覽

VII 令和4年度三八教育事務所關係
提出書類・報告事項等一覽
(学校教育關係)

IV 教育指導参考資料

〔1〕「生きる力」「確かな学力」「基礎・基本」「基礎学力」について

「生きる力」 知・徳・体の調和のとれた全人的な力

「生きる力」の重要な要素

- ① 基礎・基本を確実に身に付け、いかに社会が変化しようと、自ら課題を見付け、自ら学び、自ら考え、主体的に判断し、行動し、よりよく問題を解決する資質や能力
- ② 自らを律しつつ、他人とともに協調し、他人を思いやる心や感動する心などの豊かな人間性
- ③ たくましく生きるための健康や体力

確かな学力

「確かな学力」とは、これからの子どもたちに求められる学力であり、「生きる力」の知の側面を取り上げたものである。

教育基本法及び学校教育法によって、「学力」の重要な要素は、

- ① 基礎的・基本的な知識及び技能
- ② 知識及び技能を活用して課題を解決するために必要な思考力、判断力、表現力等
- ③ 主体的に学習に取り組む態度

であることが明確に示されている。

基礎・基本

「基礎・基本」とは、学習指導要領の各教科等の目標、内容として定められたものの全体を一言で表現したものである。「基礎的・基本的な内容」という場合も、同じ意味である。

「基礎・基本」の要素は、①知識・技能 ②思考・判断・表現 ③主体的に学習に取り組む態度の3つがあげられる。このことから「基礎・基本」は、「知識・技能」にとどまるものではなく、「思考・判断・表現」、「主体的に学習に取り組む態度」も含んだものといえる。

学習指導の中心的役割は、この「基礎・基本」を確実にすべての子どもに定着させることである。

基礎学力

「基礎学力」とは、何かを学ぼうとしたときに、その学習を可能にする基礎となる力である。

- ① 読み・書き・計算に代表される、すべての学習を成立させる上で必須の基礎的な知識・技能
- ② 各教科における独自の基礎的な知識・技能

(例えば、社会科では、都道府県の位置と名称、地図の方位や縮尺、時代を代表する歴史上の人物名など)

主体的・対話的で深い学びの実現

(「アクティブ・ラーニング」の視点からの授業改善)について(イメージ)

「主体的・対話的で深い学び」の視点に立った授業改善を行うことで、学校教育における質の高い学びを実現し、学習内容を深く理解し、資質・能力を身に付け、生涯にわたって能動的(アクティブ)に学び続けるようにすること

【主体的な学び】

学ぶことに興味や関心を持ち、自己のキャリア形成の方向性と関連付けながら、見通しを持って粘り強く取り組み、自己の学習活動を振り返って次につなげる「**主体的な学び**」が実現できているか。

【例】

- ・ 学ぶことに興味や関心を持ち、毎時間、見通しを持って粘り強く取り組むとともに、自らの学習をまとめ振り返り、次の学習につなげる
- ・ 「キャリア・パスポート(仮称)」などを活用し、自らの学習状況やキャリア形成を見通したり、振り返ったりする



主体的な学び
対話的な学び
深い学び

学びを人生や社会に
生かそうとする
**学びに向かう力・
人間性等の涵養**

生きて働く
**知識・技能の
習得**

未知の状況にも
対応できる
**思考力・判断力・表現力
等の育成**

【対話的な学び】

子供同士の協働、教職員や地域の人との対話、先哲の考え方を手掛かりに考えること等を通じ、自己の考えを広げ深める「**対話的な学び**」が実現できているか。

【例】

- ・ 実社会で働く人々が連携・協働して社会に見られる課題を解決している姿を調べたり、実社会の人々の話を聞いたりすることで自らの考えを広げる
- ・ あらかじめ個人で考えたことを、意見交換したり、議論したり、することで新たな考え方に気が付いたり、自分の考えをより妥当なものとしたりする
- ・ 子供同士の対話に加え、子供と教員、子供と地域の人、本を通して本の作者などとの対話を図る



【深い学び】

習得・活用・探究という学びの過程の中で、各教科等の特質に応じた「見方・考え方」を働かせながら、知識を相互に関連付けてより深く理解したり、情報を精査して考えを形成したり、問題を見いだして解決策を考えたり、思いや考えを基に創造したりすることに向かう「**深い学び**」が実現できているか。

【例】

- ・ 事象の中から自ら問いを見だし、課題の追究、課題の解決を行う探究の過程に取り組む
- ・ 精査した情報を基に自分の考えを形成したり、目的や場面、状況等に応じて伝え合ったり、考えを伝え合うことを通して集団としての考えを形成したりしていく
- ・ 感性を働かせて、思いや考えを基に、豊かに意味や価値を創造していく



〔2〕学習指導案の作成について

— は じ め に —

指導案づくりは授業づくりだといわれる。学習指導要領が目指す学力観を踏まえ、教材研究によって指導のねらいや内容を明確にし、子どもの実態に即して指導法が工夫され、授業計画が組み立てられる。指導案は、各教科（小・外国語科を含む）・道徳科・特別活動・総合的な学習の時間・外国語活動によって内容や形式は異なり、目的や用途によっても多様なものになるであろう。しかし、その必要性や活用の実際などから、一般的・共通的なものが考えられるので、資料として、学習指導案を書くことのねらいや作成の例と観点を取り上げた。

1 学習指導案を書くことのねらい

＜指導者自身が、子どもの側に立ったより望ましい指導を求めていくために＞

- ・指導計画全体の中での本時の位置付けをはっきりさせ、単元全体を見通した指導を行うため
- ・目標を確認し、明確にするため
- ・指導者が学習内容に関して子どもの実態を把握するため
- ・教材、教具、資料等の準備や効果的な利用の仕方を明確にするため
- ・予想される子どものつまずきに対する対策を明確にするため
- ・評価の観点や項目、場や方法を明確にするため
- ・理解度を確かめ、補充・深化の手立てをもつため
- ・教師自らの教え方で授業を進めるのではなく、子どもの学び方を見て教えていくという視点をもちため

※ 学習指導案とは、学習のねらいを達成させるための仮説である。

2 学習指導案作成の観点と例【各教科編】

〔 細 案 〕

〇〇(科)(学習)指導案

〇月〇日〇校時(場所)

〇学年〇組(〇名)

(※特別支援学級は障害種を記入)

指導者 職 氏名

※学習支援員等は記入しない。

1 単元(主題・題材)名

2 単元(主題・題材)について

(1) 教材観

指導者がその単元の学習内容をどのように理解しているか以下の観点をもとに記述する。

- ・学習指導要領の目標や内容との関連
- ・他教科や日常生活との関連
- ・指導内容の系統性（前後する学年の学習内容との関わりが分かるように）

※なお、後半には本時の授業において扱う教材について単元の中での流れを踏まえながら、その指導する内容を記述する。

(2) 児童観（生徒観）

指導者がその単元における子どもの実態を把握し、分析したことを記述する。

例：学習状況調査等の各種検査の結果や事前テスト、アンケート調査等を活用して分析した内容を記述する。

(3) 指導観

指導者が、単元の学習内容について、子どもの実態を踏まえ、どのような手順・方法で指導するのか以下の観点をもとに具体的に記述する。

- ・単元全体の流れにおける指導上工夫した点
 - ・単元を学習する際に予想されるつまずき等
- ※なお、後半には本時の授業において、子どもの予想されるつまずきとその対策も記述する。

※教育上特別な支援を必要とする子どもへの指導や支援の手立てについては、学習指導要領解説「障害のある児童（生徒）の指導」を参考に記述する。

3 校内研究との関わり

校内研究主題や研究仮説を指導者としてどのように捉え、具体的に実践していこうとするのかを記述する。

※なお、後半には、本時での仮説検証の手立てを明記する。

「(4) 展開」(p 53)に、検証場面が分かるようにする。 (例) 検証場面を枠組みで示す等

4 単元指導計画

(1) 単元の目標

学習指導要領や「知識・技能」、「思考・判断・表現」、「主体的に学習に取り組む態度」の3観点を参考に目標を設定する。

(2) 単元の評価規準

単元(題材)の目標に応じて観点別に評価規準を設定する。その際、「『指導と評価の一体化』のための学習評価に関する参考資料(令和2年6月 国立教育政策研究所教育課程研究センター)」等を参考にする。

(3) 指導と評価の計画

指導と評価の計画の項目としては、「時間」、「目標(ねらい)・学習活動」、「単元の評価規準との関連」、「学習活動に即した評価規準・評価方法」などを設定する。

※ただし、「学習活動に即した評価規準」は、「次」単位で具体化することがあってもよい。

その場合は、「5 本時の指導の(3)評価規準」は、「次」を基に具体化して示すことになる。

※指導に生かす評価を行う機会と総括の資料にするために記録に残す評価を行う機会を区別するなど、その教科ごとに「『指導と評価の一体化』のための学習評価に関する参考資料」等の事例を参考にする。

5 本時の指導(本時○/○)

(1) 題材名

(2) 目標(ねらい)

単元の目標を達成するために、本時において子どもにどのような力を身に付けさせるのかを記述する。

(3) 評価規準

目標に対して、「おおむね満足できると判断されるもの」を観点別で記述する。

1時間ですべての観点にわたって評価を行うのは一般的には難しいことなので、目標に照らし合わせて1~2観点を重点的に評価する観点として設定することとし、それを「4 (3)指導と評価の計画 学習活動に即した評価規準・評価方法」と一致させる。

※(2)目標を達成できたかどうかのめやすが(3)評価規準であることから、評価規準は目標をより具体的にした文言が望ましい。

(4) 展開

いろいろな項目や形式があるが、例えば次のような項目が考えられる。(以下枠内の具体例を参照のこと)

- ・ 段 階 … 展開の過程を区分して書く。 ※時間も明示する。
- ・ 学習内容・学習活動 … 本題材で子どもが学習する内容や学習活動を記述する。
- ・ 指導上の留意点(教師の発問と課題提示)
 - … 教師の発問や指導・支援に当たっての配慮事項、教育機器や工夫したことなどを記述する。また、TTの場合はT1、T2に分けて記述する。
- ・ 評価の観点及び方法等 … 5(3)に該当する評価規準の番号、評価方法、規準に達しない子どもへの手立てなどを記述する。

※必要に応じ、指導内容、教師の働きかけ、子どもの予想されるつまづきや反応、学習形態、資料、準備などの項目が考えられる。

【特別支援学級・通級指導教室】

- ・ 児童観(生徒観)には、教科、合わせた指導いずれの場合であっても、題材における子どもの実態、興味・関心や強み、障害の状態(IQの数値は記入しない)、課題となっていること等を示します。特に、合わせた指導や自立活動の場合には、「特別な教育的支援を必要とする子どもたちへの指導のためのハンドブック(平成27年3月 青森県教育委員会)」の学習指導案例(p75)のように、子どもの実態を踏まえた上で、単元・題材をどのように設定するのか、どのように手立てを工夫するのかを検討し、記述する方法もあります。また、必要に応じて目標、評価規準を個々に設定することも考えられます。
- ・ 指導観には、児童観(生徒観)を基に、どのような学習内容を設定したか、身に付けさせたい資質や能力との関連、指導の重点や有効と考える手立て、留意点等を記述します。
- ・ 合わせた指導の場合、どの教科等を合わせているのかを明らかにし、ねらいを設定することが大切です。

【小学校外国語活動・外国語科】

- ・ 小学校外国語活動・外国語科では、文部科学省作成の「教師用指導編」や「学習指導案例」などを参考に、「2 言語材料」として、「(1) 主な表現、(2) 主な語彙」を記載することも考えられます。

★記述例

2 言語材料

(1) 主な表現

Can you (sing well)? Yes, I can. / No, I can't. [I / You / He / She] [can / can't] (sing well).

(2) 主な語彙

動作 (play [the recorder / the piano], ride a [bicycle / unicycle], swim, skate, ski, cook, dance, run fast, jump high, sing well), can, can't, he, she, Mr., Ms., net, omelet

【細案 具体例】

算 数 科 学 習 指 導 案

○月○日○校時（場所）

○学年○組（○名）

指導者 職 氏名

※学習支援員等は記入しない。

1 単元名 「図形の面積」

2 単元について

(1) 教材観
.....(p 50を参照)

(2) 児童観
.....(p 50を参照)

(3) 指導観
.....(p 50を参照)

3 校内研究との関わり

.....(p 50を参照)

4 単元指導計画

(1) 単元の目標

平行四辺形、三角形、台形、ひし形の面積の求め方を理解し、公式をつくり出してそれらの面積を求めることができる。

(2) 単元の評価規準

知識・技能	思考・判断・表現	主体的に学習に取り組む態度
「『指導と評価の一体化』のための学習評価に関する参考資料（令和2年6月国立教育政策研究所教育課程研究センター）」等を参考にします。なお、各教科によって、記述の仕方が異なります。		

・観点について総括的な表現で記述します。

(3) 指導と評価の計画 「・」指導に生かす評価を行う機会 「○」総括の資料にするために記録に残す評価を行う機会

単 元 次	目標・学習活動	単元の評価規 準との関連			学習活動に即した評価規準・評価方法 (括弧内は評価方法)
		知	思	態	
1	平行四辺形を長方形に等積変形して、面積を求めることができる。 ・周りの長さが等しい長方形と平行四辺形の面積の大小について話し合う。				- 平行四辺形の面積を、既習の長方形の面積に帰着させて考えて求めようとしている。 (調べたり発表したりする様子の観察、ノートへの記述の観察) ・5 本時の指導(3)の評価規準と一致させます。
2 (本 時)	平行四辺形の面積の公式を考え、それを適用して面積を求めることができる。 ・平行四辺形の面積を求めるために必要な長さを考え、公式を作る。 ・平行四辺形の必要な長さを測って、面積を求める。		○		○等積変形した長方形の縦と横の長さに着目して、平行四辺形の面積の公式を考えている。 (学習活動の観察、ノートへの記述の観察) ・底辺と高さを見つけ、平行四辺形の面積の公式を用いて面積を求めることができる。 (ノートへの記述の観察、ペーパーテスト)

5 本時の指導(本時2 / 1 3)

(1) 題材名 「平行四辺形の面積」

(2) 目 標

平行四辺形の面積の公式を考え、それを適用して面積を求めることができる。

(3) 評価規準

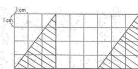
① 等積変形した長方形の縦と横の長さに着目して、平行四辺形の面積の公式を考えている。
(思考・判断・表現)

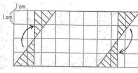
② 底辺と高さを見つけ、平行四辺形の面積公式を用いて面積を求めることができる。
(知識・技能)

(4) 展 開

・子どもの立場で記述します。

・教師の立場で記述します。

階	学習内容・学習活動	指導上の留意点（教師の発問と課題提示）	評価の観点及び方法等
導 入 (10)	1 前時の学習内容を確認する。 平行四辺形の面積の求め方を黒板の図形をもとに発表する。 ・子どもの予想される反応を考えると、教師の働きかけを具体的に見直すことができます。 <予想される反応> (1)  (2) 	<発問①> どのような方法で平行四辺形の面積を求めたか黒板の図を使って振り返ってみよう。 - 前時に使用した平行四辺形の型紙を黒板に貼り付け(型紙は分割できるようにしておく)、等積変形の動きが見えやすくしておく。 - 復習が必要な子どもに指名し、具	・子どもに対する発問は一問一答式にならないようその内容の吟味が必要です。

	(3)  ...	体物を使って説明させる。 等積変形のみに着目させ、具体面に面積を出す式までは触れない。	・学習課題は、内容課題と活動課題とを意識して提示するようにします。 <内容課題> →「00はなぜ00したの？」 <活動課題> →「00をXで表し、00を使って求めよう」
展開 (25)	2 本時の学習課題を確認する。 <学習課題（めあて）> 平行四辺形の面積は、どのような公式で求められるだろうか。	本時の学習課題をノートに書かせる。	
	3 それぞれの方法について具体的に面積を求めてみる。 - 式を立てて、ワークシートに記入する。 ・学習活動の形態や配慮事項なども記述し、授業の具体的なイメージをもつことが重要です。 4 面積を求めるために使った数値が平行四辺形のどの部分かを考える。 <予想される反応> - 平行四辺形の底辺の部分 - 底辺に垂直に引いた直線の長さ 	- 短冊黒板を使って提示する。 - それぞれの方法について具体的に面積を計算させる。 - 計算の数字が図形のどの部分か意識させる。 - ワークシートを使用する。 - 等積変形した長方形の縦と横の長さを使って説明させる。 <発問②> 平行四辺形の面積を計算で求めるために必要な長さは、平行四辺形のどの部分でしょう。 - 求め方の共通点に着目させる。 - 評価する場面では、その評価方法や達しない子どもへの対策等を明記し、実践することが重要です。	・授業のねらいにせまっていく1～2個の重要な発問はあらかじめ指導上の留意点を踏まえ、その内容を考えておくことが重要です。 評価規準① (学習活動の観察/ノートへの記述への観察) 規準に達しない子どもへの手立て： ・等積変形した長方形の縦と横の長さが、平行四辺形のどの長さに対応しているか確認する。
	7 ノートに平行四辺形の面積の求め方を記述する。 ----- 【仮説の検証場面】 ----- 校内研究の仮説の検証場面が、展開のどの場面なのか分かるようにする。 (例) 枠組みで示す。	- 底辺と高さという言葉を使って、平行四辺形の面積の求めさせる。 - ノートを使って、平行四辺形の面積の求め方を表現させる。	・校内研究の仮説の検証場面は、枠を使って強調するなどの工夫が考えられます。
	8		
まとめ (10)	9 まとめ - 学習課題（めあて）に立ち返ってまとめを考え、ノートにまとめを書く。 - いろいろな平行四辺形における底辺と高さを発表する。	- 子どもの言葉を生かし板書する。 - 平行四辺形のどの部分が底辺・高さであるかを確認させる。	
	<まとめ> 平行四辺形の面積は、「底辺×高さ」で求められる。 10 振り返り - 授業を通して、新たな気付きや、疑問をノートに書く。 - 発表場面で、自分と異なる考え方に着目し、比較する。	全員の振り返りが終わったら、何名かに、発表させる。	・まとめは、学習課題（めあて）との整合性を図るよう留意しましょう。 ・振り返りでは、子どもに視点を与えて書かせることも考えられます。

(5) 板書計画

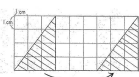
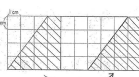
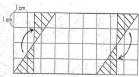
..... ・授業における板書計画を考えることにより、授業での思考の流れがはっきり見えるようになります。
--

※この他に子どもの座席表・授業で使用するプリントなど参考になるものを添付すると、いろいろな角度から授業を振り返ることができます。

7 展 開

・子どもの立場で記述します。

・教師の立場で記述します。

階	学習内容・学習活動	指導上の留意点 (教師の発問と課題提示)	評価の観点 及び方法等
導 入 (10)	1 前時の学習内容を確認する。 平行四辺形の面積のいろいろな求め方を黒板の図形をもとに発表する。 ＜予想される反応＞ (1)  (2)  (3) 	- 前時の学んだ内容を黒板の図を使って復習させる。 - 前時に使用した平行四辺形の型紙を黒板に貼り付け(型紙は分割できるようにしておく)、等積変形の動きが見えやすくしておく。 ・子どもの実態を踏まえ、予想される反応を考えることで、教師の働きかけを具体的に見直すことができます。 - 復習が必要な子どもに指名し、具体物を使って説明させる。 - 等積変形のみに着目させ、具体面に面積を出す式までは触れない。	・学習活動の形態や配慮事項なども記述し、授業の具体的なイメージをもつことが重要です。 ・学習課題は、内容課題と活動課題とを意識して提示するようにします。 ＜内容課題＞ →「100はなぜ001なのだろう」 ＜活動課題＞ →「100を1で割し、00を使って求めよう」
展 開 (25)	2 本時の学習課題を確認する。 ＜学習課題(めあて)＞ 平行四辺形の面積は、どのような公式で求められるだろうか。 3 それぞれの方法について具体的に面積を求めてみる。 ・式を立てて、ワークシートに記入する。 4 平行四辺形の面積を求めるために使った数値が図形のどの部分か考える。 ＜予想される反応＞ ・平行四辺形の底辺の部分 ・底辺に垂直に引いた直線の長さ	- 短冊黒板を使って提示する。 - それぞれの方法について具体的に面積を計算させる。 - 計算の数字が図形のどの部分か意識させる。 - ワークシートを使用する。 - 等積変形した長方形の縦と横の長さを使って説明させる。 ＜発問①＞ 平行四辺形の面積を計算で求めるために必要な長さは、平行四辺形のどの部分でしょう。 - 求め方の共通点に着目させる。 ・評価する場面では、その評価方法や達しない子どもへの対策等を明記し、実践することが重要です。	・授業のねらいにせまっていくなかで1～2個の重要な発問はあらかじめ指導上の留意点を踏まえ、その内容を考えておくことが重要です。 評価規準① (学習活動の観察ノートへの記述への観察) 規準に達しない子どもへの手立て: ・等積変形した長方形の縦と横の長さが、平行四辺形のどの長さに対応しているか確認する。
	7 ノートに平行四辺形の面積の求め方を記述する。 ----- 【仮説の検証場面】 ----- 校内研究の仮説の検証場面が、展開のどの場面なのか分かるようにする。 (例) 枠組みで示す。 ----- 8	- 底辺と高さという言葉を使って、平行四辺形の面積の求めさせる。 - ノートを使って、平行四辺形の面積の求め方を表現させる。	・校内研究の仮説の検証場面は、枠を使って強調するなどの工夫が考えられます。
ま と め (10)	9 まとめ ・学習課題(めあて)に立ち返ってまとめを考え、ノートにまとめを書く。 ・いろいろな平行四辺形における底辺と高さを発表する。 ＜まとめ＞・平行四辺形の面積は、「底辺×高さ」で求められる。 10 振り返り ・授業を通して、新たな気づきや、疑問をノートに書く。 ・自分の考えと比べながら、他の考えを聞く。	- 子どもの言葉を生かし板書する。 - 平行四辺形のどの部分が底辺・高さであるかを確認させる。	・まとめは、学習課題との整合性を図るよう留意しましょう。 ・振り返りでは、子どもに視点を与えて書かせることも考えられます。

3 道徳科学習指導案作成の観点と例

1 道徳科学習指導案の内容

<小学校>

(1) 主題名

原則として年間指導計画における主題名を記述する。

(2) ねらいと教材

年間指導計画を踏まえてねらいを記述するとともに教材名を記述する。

(3) 主題設定の理由

年間指導計画における主題構成の背景などを再確認するとともに、

(ア)ねらいや指導内容についての教師の捉え方

(イ)ねらいや指導内容に関連する児童のこれまでの学習状況や実態と教師の願い

(ウ)使用する教材の特質やそれを生かす具体的な活用方法

などを記述する。

記述に当たっては、児童の肯定的な面やそれを更に伸ばしていこうとする観点からの積極的な捉え方を心掛けるようにする。また、抽象的な捉え方をするのではなく、児童の学習場面を予想したり、発達の段階や指導の流れを踏まえたりしながら、より具体的で積極的な教材の生かし方を記述するようにする。

(4) 学習指導過程

ねらいに含まれる道徳的価値について、児童が道徳的価値についての理解を基に、自己を見つめ、物事を多面的・多角的に考え、自己の生き方についての考えを深めることができるようにするための教師の指導と児童の学習の手順を示すものである。一般的には、学習指導過程を導入、展開、終末の各段階に区分し、児童の学習活動、主な発問と予想される児童の発言、指導上の留意点、指導の方法、評価の観点などを指導の流れに即して記述することが多い。

(5) その他

例えば、他の教育活動などとの関連、評価の観点、教材分析、板書計画、校長や教頭などの参加、他の教師との協力的な指導、保護者や地域の人々の参加や協力など、授業が円滑に進められるよう必要な事柄を記述する。

<中学校>

(1) 主題名

原則として年間指導計画における主題名を記述する。

(2) ねらいと教材

年間指導計画を踏まえてねらいを記述するとともに教材名を記述する。

(3) 主題設定の理由

年間指導計画における主題構成の背景などを再確認するとともに、

(ア)ねらいや指導内容についての教師の捉え方

(イ)ねらいや指導内容に関連する生徒のこれまでの学習状況や実態と教師の生徒観

(ウ)使用する教材の特質や取り上げた意図及び生徒の実態と関わらせた教材を生かす具体的な活用方法などを記述する。

記述に当たっては、生徒の肯定的な面やそれを更に伸ばしていこうとする観点からの積極的な捉え方を心掛けるようにする。また、抽象的な捉え方をするのではなく、生徒の学習場面を予想したり、発達の段階や指導の流れを踏まえたりしながら、より具体的で積極的な教材の生かし方を記述するようにする。

(4) 学習指導過程

ねらいに含まれる道徳的価値について、生徒が道徳的価値についての理解を基に道徳的価値や人間としての生き方についての自覚を深めることを目指し、教材や生徒の実態などに応じて、教師がどのような指導を展開していくか、その手順を示すものである。一般的には学習指導過程を、導入、展開、終末の各段階に区分し、生徒の学習活動、主な発問と生徒の予想される反応、指導上の留意点などで構成されることが多い。

(5) その他

例えば、他の教育活動などとの関連、評価の観点、教材分析、板書計画、校長や教頭などの参加、他の教師との協力的な指導、保護者や地域の人々の参加や協力など、授業が円滑に進められるよう必要な事柄を記述する。なお、内容を重点的に取り上げたり複数時間にわたって関連をもたせて指導したりする場合は、全体的な指導の構想と本時の位置付けについて記述することが望まれる。

2 道徳科学習指導案作成の主な手順

学習指導案の作成の手順は、それぞれの状況に応じて異なるが、おおむね次のようなことが考えられる。

(1) ねらいを検討する

- ・指導の内容や教師の指導の意図を明らかにする。

(2) 指導の重点を明確にする

- ・ねらいに関する子どもの実態と、それを踏まえた教師の願いを明らかにし、各教科等での指導との関連を検討して、指導の要点を明確にする。

(3) 教材を吟味する

- ・教科用図書や補助教材の題材について、授業者が子どもに考えさせたい道徳的価値に関わる事項がどのように含まれているかを検討する。

例えば、人物が登場する読み物教材の場合、登場人物の行為や心の動き、教材に対する子どもの感じ方や考え方などを分析し、どのようにすれば子どもの学習意欲を高め、道徳的価値の自覚を深めることができるかなどについて多面的に検討する。教材の筋を追って登場人物の心情の変化を推し量るだけでなく、自己の生き方や人間としての生き方に関わって子どもに何を考えさせるのかという視点で教材を吟味することが大切である。

(4) 学習指導過程を構想する

- ・ねらい、子どもの実態、教材の内容などを基に、授業全体の展開について考える。その際、子どもがどのような問題意識をもって学習に臨み、ねらいとする道徳的価値を理解し、自己を見つめ、多様な感じ方や考え方によって学び合うことができるかを具体的に予想しながら、子どもが道徳的価値との関わりや、子ども同士、子どもと教師との話し合いを通してよりよい生き方について考えを深めることができるよう、それらが効果的になされるための授業全体の展開を構想する。

＊考えられる授業構成（＝発問構成など）の手順（参考例）

- ①話し合いの中心的な発問をどうするか。
- ②その中心的な発問を生かすために、前後の発問をどうするか。
- ③話し合いを踏まえて自分（たち）のことについて考える発問をどうするか。
- ④主題に対する子どもの興味・関心を高め、ねらいの根底にある道徳的価値の理解を基に自己を見つめる動機付けを図るための導入はどうか。
- ⑤ねらいの根底にある道徳的価値に対する思いや考えをまとめたり、道徳的価値を実現することのよさや難しさなどを確認したりして、今後の発展につなぐための終末はどうか。

(5) 事前指導、事後指導等について考える

・・・これらの構想は、授業づくりのどの過程にも関わってくる。

- ・豊かな体験活動や日常的な指導、各教科等での指導との関連をはじめ事前の実態把握や事後の個別的な指導、家庭や地域との連携も含めて検討する。

3 道徳科学習指導案の様式（参考例）

道徳科学習指導案

○月○日 ○校時 （場所）
○学年○組 （○名）
指導者 職 氏名

1 主題名 ○ ○ ○ ○ <内容項目>

※原則として年間指導計画における主題名を記述する。ねらい、教材、子どもの実態、指導者の願い等を踏まえ、指導する内容が教師だけでなく、子ども及び保護者等にも分かるように表現を工夫して記述する。

例) みんなのために働こう <C 勤労、公共の精神>

2 教材名 ○ ○ ○ ○ (出典名)

※中心的な教材の名称を記述する。教科用図書以外の補助教材を使用した場合は、補助教材の出版社と教材名を出典として記述する。教材を自作した場合、出典に代えて教材作成の際に参考にした図書・新聞等を記述する。

例1) 「二宮金次郎の働き」 … 教科用図書使用の場合の記述例

例2) 「言葉の向こうに」 (文部科学省 「私たちの道徳 中学校」) … 補助教材使用の場合の記述例

3 主題設定の理由

(1)ねらいとする道徳的価値について (価値観)

※学習指導要領や解説を参考に、本時に取り上げる内容項目の中の中心となる道徳的価値の教育的な意義や、指導者の受け止め方について記述する。その際、担当学年の内容項目だけでなく、他校種や他の学年段階の内容も視野に入れながら、子どもの発達段階や指導の目安を明確にすることが望ましい。

(2)ねらいに関わる児童 (生徒) の実態について (児童観・生徒観)

※ねらいとする道徳的価値に対して、道徳科や他の教育活動でどのような指導を行ってきたか、その結果、子どもがねらいとする道徳的価値についてどのような状態にあるのか記述する。子どもの課題だけではなく、よさや可能性を把握し、教師の願いなどにも触れる。ねらいとする道徳的価値に関する子どもの実態を把握するための方法としては、日常の行動における教師の見取りや主題に関する子どもへのアンケートなどが考えられる。

(3)教材について (教材観)

※ねらいとする道徳的価値についての指導者の考え方 (価値観) やねらいに関わる子どもの実態 (児童観・生徒観) を基に、指導者が、本時で扱う教材をどのように捉えるのかを記述する。また、その活用の仕方や指導の手立て等についても記述する。

((4) ○ ○ ○ ○)

※複数時間の関連を図った指導の場合は、指導区分を示すようにする。教師の指導の意図や重点を強調するため、例えば、「指導上の工夫」(TT、ゲストティーチャーを活用した指導、導入の工夫など)、「他の教育活動との関連」、「体験活動との関連」などを特記することも考えられる。

他の教育活動との関連 (参考例)

事前指導	・係や当番を決め、自分の仕事を自覚できるようにする。 (4月 学級活動) ・4月の係活動や当番の活動で頑張れた自分を振り返る。 (5月 学級活動)
道徳科	・教材名「二宮金次郎の働き」 人のために一生懸命働き、人々の暮らしを豊かにした二宮金次郎について考え、話し合うことを通して、みんなのために働くことの楽しさや喜び、大切さに気付き、進んで働こうとする態度を育てる。
事後指導	・学区内クリーン作戦を活用して自分の目標を明確にし、意欲的に取り組めるようにする。 (6月 総合的な学習の時間)
家庭との連携	・保護者に学級通信で授業内容を知らせ、連絡帳に児童が努力していることを書いてもらう。頑張っている児童の様子を通信等で児童や家庭に紹介し、家庭の中でも頑張る機会を大切にもらうようにする。

4 校内研究との関わり

※校内研究のテーマや研究仮説・検証方法等と関連付けて、本時における指導はどのような位置付けにあるのか(ねらいや子どもの実態、教材、指導過程などに応じて工夫した指導内容等)について記述する。

(1)ねらい

例) 人のために一生懸命働き、人々の暮らしを豊かにした二宮金次郎について考え、話し合うことを通して、みんなのために働くことの楽しさや喜び、大切さに気付き、進んで働こうとする態度を育てる。

※一般的には、学習指導過程を、導入、展開、終末の各段階に区分し、学習活動、主な発問と児童生徒の予想される反応、指導上の留意点や支援の観点、指導の工夫、評価等を学習指導過程に即して記述する。

・それぞれの学習場面での工夫や指導のポイントについて記述します。例えば、演技的な活動、討論的な話し合い、書く活動の工夫、板書での工夫、個別指導での配慮についてなどが考えられます。

(小学校第4学年の例)

・ 中心発問については、□で囲んだりするなどの工夫が考えられます。

- ・計画を達成するために一生懸命働きたい。
- ・周りの人や世の中の役に立ちたい。

※教材分析、板書計画など、よりよい授業づくりにつながるよう必要に応じて記述する。

・私たちの道徳 活用のための指導資料

- 平成26年11月

平成29年 7月

平成29年 7月

文部科学省

文部科学省

文部科学省

4 学級活動指導案作成の観点と例

1 学級活動編① 【(1)学級や学校における生活づくりへの参画】

(例:中学校)

学 級 活 動 (1) 指 導 案 ←学習指導要領の学級活動の種類を明記します。												
事前、本時、事後の一連の活動を指して議題とし「～しよう」などとしします。												
○月○日○校時(場所) ○学年○組(○名) 指導者 職 氏名												
1	議題	「学級生活の見直しをしよう」 ア 学級や学校における生活上の諸問題の解決 ←学習指導要領の学級活動の内容を明記します。										
2	生徒の実態と議題選定の理由	←(1)は議題なので「選定」 ※議題に関する生徒や学級の実態、その実態を踏まえたこれまでの指導の経緯 ※本時で目指す生徒や学級の変容等の概略、教師の構想や指導観、議題が選定された背景など										
3	評価の観点と評価規準	<table border="1"> <thead> <tr> <th>観点</th> <th>よりよい生活を築くための知識・技能</th> <th>集団や社会の形成者としての思考・判断・表現</th> <th>主体的に生活や人間関係をよりよくしようとする態度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>評価規準</td> <td colspan="3"> 1時間ごとに評価規準を設定するのではなく、各学校が設定した低・中・高学年別や各学年別の評価規準を記述します。 「『指導と評価の一体化』のための学習評価に関する参考資料(令和2年6月国立教育政策研究所教育課程研究センター)」等を参考にします。 </td> </tr> </tbody> </table>			観点	よりよい生活を築くための知識・技能	集団や社会の形成者としての思考・判断・表現	主体的に生活や人間関係をよりよくしようとする態度	評価規準	1時間ごとに評価規準を設定するのではなく、各学校が設定した低・中・高学年別や各学年別の評価規準を記述します。 「『指導と評価の一体化』のための学習評価に関する参考資料(令和2年6月国立教育政策研究所教育課程研究センター)」等を参考にします。		
観点	よりよい生活を築くための知識・技能	集団や社会の形成者としての思考・判断・表現	主体的に生活や人間関係をよりよくしようとする態度									
評価規準	1時間ごとに評価規準を設定するのではなく、各学校が設定した低・中・高学年別や各学年別の評価規準を記述します。 「『指導と評価の一体化』のための学習評価に関する参考資料(令和2年6月国立教育政策研究所教育課程研究センター)」等を参考にします。											
4	活動と指導の見通し	←観点を一致させます。										
	生徒の活動	日時	指導上の留意点	◎目指す生徒の姿 【観点】(評価方法)								
事前の活動	・学級の問題に関するアンケート調査を実施する。 ・調査結果を集計し、議題を選定する。 ・提案理由を練り上げ…。	○月○日 短学活 ○月○日 放課後委員会	・議題選定に向け、アンケートを記入させ、各自の意見をもたせる。 児童生徒が活動を行う上で、何をどう工夫したり、配慮するかなどを記述します。	◎学級の実態を振り返り、学級生活をよりよくするための課題を見いだしている。 【思考・判断・表現】(アンケート) ◎よりよい学級生活をつくるために、進んで議題の選定をしようとしている。 【主体的態度】(観察)								
話し合い	学級会	本時	6(2)本時の展開参照	◎異なる意見から共通点を見だし合意形成に向け(個人として)取り組んでいる。 【思考・判断・表現】(ワークシート・観察)								
事後の活動	・本時で出された改善策を実践する。 ・実行期間中の取組を振り返り、互いの良さを賞賛しながら今後の学校生活のあり方について考える。	○月○日～○月○日 ○月○日 学級活動	・短学活で、個々の取組を賞賛し、意欲を喚起させる。 ・生徒の取組について具体例を示して賞賛する。 ・成果と課題を具体的に記入するよう助言する。	◎話し合いで決まったことを協力しながら実践している。 【思考・判断・表現】(観察) ◎よりよい学級生活を送ることの意義について理解している。 【知識・技能】(振り返りカード)								
5	校内研究との関わり	このように、下線を入れることも考えられます。この下線は、目指す児童生徒の姿のうち、この活動において特に重点的に評価する部分を示しています。										
6	本時の指導											
(1) ねらい	・よりよい学級生活を送るための取組に関心をもち、互いの考えを生かし、合意形成を図ることができる。 ・学級の一員としての自覚を深め、生活改善に向けての活動意欲を高めることができる。											
(2) 展開	児童生徒の思考過程や学級活動の特質に沿った児童生徒の活動等を記述します。											
話し合いの順序		指導上の留意点	◎目指す生徒の姿 【観点】(評価方法)									
1 はじめの言葉 2 計画委員の自己紹介 3 議題の確認 4 提案理由や話し合いのめあての確認 5 決まっていることの確認 6 話し合い 7 決まったことの発表 8 話し合いの振り返り 9 教師の話 10 おわりの言葉		話し合いの流れを想定し、指導上の留意する点や、話し合いを深めるための助言について記述します。 (例) ・○○の場面では、○○の助言を行う。 ・○○の生徒には、○○の指導を行う。	評価の視点を明確にするために、評価規準に則して、本時の展開における「目指す生徒の姿」を具体的に示します。 「目指す生徒の姿」は「4 活動と指導の見通し」の「本時」と一致させます。 ◎異なる意見から共通点を見だし合意形成に向け(個人として)取り組んでいる。 【思考・判断・表現】(ワークシート・観察)									

※ A4判2枚で作成する。

<参考資料>

- ・楽しく豊かな学級・学校生活をつくる特別活動 小学校編
- ・学級・学校文化を創る特別活動 中学校編
- ・みんなで、よりよい学級・学校生活をつくる特別活動 小学校編

平成26年6月
平成28年3月
平成31年1月

国立教育政策研究所
国立教育政策研究所
国立教育政策研究所

2 学級活動編② 【(2) 日常生活や学習への適応と自己の成長及び健康安全】 【(3) 一人一人のキャリア形成と自己実現】

(例: 小学校)

学 級 活 動 (2) 指 導 案 ← 学習指導要領の学級活動の種類を明記します。

年間指導計画を基に題材を設定します。

○月○日○校時 (場所)
○学年○組 (○名)
指導者 職 氏名

1 題材 「バランスのよい食事」 エ 食育の観点の踏まえた学校給食と望ましい食習慣の形成

← 学習指導要領の学級活動の内容を明記します。

2 児童の実態と題材設定の理由 ← (2) (3) は題材なので「設定」

※題材に関する児童や学級の実態、その実態を踏まえたこれまでの指導の経緯

※学級担任としての思いや願い、題材を捉える視点、題材の意義 (設定の趣旨)

※必要に応じて、各教科、道徳科及び総合的な学習の時間との関連を図った計画的指導や学年段階、発達の段階に即した系統的な指導に関わる配慮事項など

3 評価の観点と評価規準

各学校が定めた
観点と評価規準を
記述します。

観点	よりよい生活を築くための知識・技能	集団や社会の形成者としての思考・判断・表現	主体的に生活や人間関係をよりよくしようとする態度
評価 規準	1時間ごとに評価規準を設定するのではなく、各学校が設定した低・中・高学年別や各学年別の評価規準を記述します。 「『指導と評価の一体化』のための学習評価に関する参考資料 (令和2年6月国立教育政策研究所教育課程研究センター)」等を参考にします。		

4 活動と指導の見通し

← 観点を一致させます。

	児童の活動	日時	指導上の留意点	◎目指す児童の姿 【観点】〈評価方法〉
事前	・アンケートに記入する。 ・アンケート結果を表にまとめる。	○月○日 帰りの会	・給食のよいところなどについて考えるよう知らせる。 ・アンケート結果をまとめ学級の実態をつかむようにする。	◎アンケートを記入し、これまでの給食の食べ方などについて考えることができている。 【思考・判断・表現】〈アンケート〉
本時	・好き嫌いのない食事のとり方の工夫を話し合い、自分のめあてや実践方法を決める。	本時	6 (2) 本時の展開参照	◎自分の体の健康と野菜に含まれる栄養との関わりについて理解している。 【知識・技能】〈発言・学習カード〉 ◎自分の課題に合った具体的なめあてや食べ方を決めている。 【思考・判断・表現】〈実践カード・観察・発言〉
事後	・本時で意思決定したことを実践する。 ・自分の立てためあてや取組などについて振り返る。 ・友達同士で取組を確認し合う。	○月○日～ ○月○日 帰りの会	・帰りの会等で、取組を賞賛し、意欲を喚起させる。 ・友達同士で取組を確認し、頑張りを認め合う場を設け、実践の継続を図る。	◎具体的なめあてや実践方法に、進んで取り組んでいる。 【思考・判断・表現】〈めあてカード・観察〉

5 校内研究との関わり

このように、下線を入れることも考えられます。この下線は、目指す児童生徒の姿のうち、この活動において特に重点的に評価する部分を示しています。

6 本時の指導

(1) ねらい

好き嫌いをしないでバランスよく食べることの大切さについて理解し、自分に合った具体的なめあてや方法を決めることにより、自分自身の健康について考えて行動しようとするができる。

(2) 展開

児童生徒の思考過程や学級活動の特質に沿った児童生徒の活動を記述します。

階	児童の活動	指導上の留意点	◎目指す児童の姿 【観点】〈評価方法〉
導入 展開 終末	・好きな給食の献立について話し合う。 ・好き嫌いの食事の取り方の工夫を話し合う。 ・...	(例) ・いろいろな解決方法が出し合えるようにする。 ・...	◎自分の体の健康と野菜に含まれる栄養との関わりについて理解している。 【知識・技能】〈発言・学習カード〉 ◎... 【思考・判断・表現】〈実践カード・観察・発言〉

児童生徒が活動を行う上で、何をどう工夫したり、配慮したりするかなどを記述します。

7 資料等

・本時で使用する資料等がある場合記述します。

(課題や問題発見のための資料、解決方法等の発見や一般化、実践化のための資料など)

「目指す児童の姿」は「4 活動と指導の見通し」の「本時」と一致させます。

〔3〕複式指導における「ずらし」と「わたり」

1 「ずらし」と「わたり」

同一教室で、2つの学年の学習指導を同時に進めるとともに、それぞれ授業を展開するため、「ずらし」と「わたり」を用いて学習指導を進めるのが一般的である。

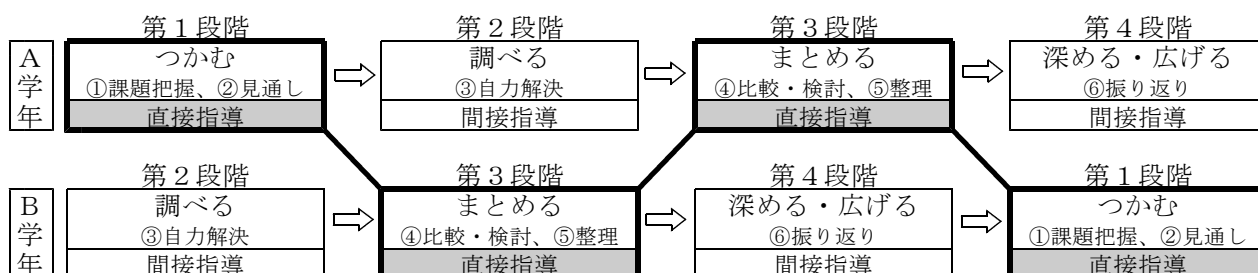
- (1) 「ずらし」とは
同一教室内にいる2つの学年のうち、1つの学年に直接指導を行い、もう一方の学年には間接指導を行う。その際、指導段階をずらして組み合わせ、学習指導を展開するが、こうした組合せを「ずらし」と呼ぶ。
- (2) 「わたり」とは
(1)の「ずらし」の指導中、一方の学年からもう一方の学年へ教師が移動しながら指導を進めることを「わたり」と呼ぶ。

2 学習過程における「ずらし」

- (1) 1単位時間内における「ずらし」の一般的な例



- (2) 1単位時間内における「ずらし」の変形例 *調べ学習等に効果的な指導例



- (3) 単元全体における「ずらし」の例
単元の導入を大切にする場合、2学年分の単元全体をずらして指導すること。
子どもも教師も単元導入時の学習にゆとりをもって取り組めるというメリットがある。

A学年の単元指導→	前単元のまとめ	単元の導入	・・・・・・・・・・	単元のまとめ
B学年の単元指導→		単元の導入	・・・・・・・・・・	単元のまとめ

- (4) 留意事項
ア 子どもが意欲をもち主体的に学ぶことができるよう、全校体制で学び方を育てていくこと。
イ 学年別指導を効率的に行えるよう、学習内容の系統性を踏まえて単元の配列を工夫すること。

3 授業における「わたり」

- (1) 「わたり」の種類
ア 2つの学年にほぼ同じ割合で直接指導する「わたり」の例

A学年の学習活動→	直接指導	間接指導	直接指導	間接指導
B学年の学習活動→	間接指導	直接指導	間接指導	直接指導

- イ 一方の学年に重点を置いて指導する「わたり」の例（下図はA学年を重点化した例）

A学年の学習活動→	直接指導	間接指導	直接指導	間接指導
B学年の学習活動→	間接指導	直接指導	間接指導	直接指導

- ウ 2つの学年に同時に間接指導をする中で行う「小わたり」(↓)の例

A学年の学習活動→	直接指導	間接指導	同時間接指導	直接指導	間接指導
B学年の学習活動→	間接指導	直接指導	同時間接指導	間接指導	直接指導

※「小わたり」＝間接指導時に子ども個々の状況を把握するため、学年をまたがって小さな「わたり」を繰り返すこと

- (2) 「わたり」の必要性
ア 直接指導においては、教師が直接関わり、指導・評価をしなければならないため。
イ 間接指導においては、子どもの主体的な学習を促し、自力解決する力を養うため。
- (3) 留意事項
ア 画一的な時間配分ではなく、ねらいや子どもの実態を踏まえ、学習の充実感がもてるように直接指導と間接指導の組合せ方や時間配分等を検討すること。
イ 直接指導の際は、教師が教える部分と、子ども自身が考える部分のバランスを重視すること。
ウ 指導段階に合わせてわたることとし、1単位時間内では3～4回程度を目安とすること。
エ わたる前に、その時点で直接指導している学年の子どもが、自力解決できるようになっているか確認すること。
オ 個別指導の充実を図るよう「小わたり」を行ったり、2つの学年同時に自力解決の場を設けたりするなど、指導の工夫改善に努めること。

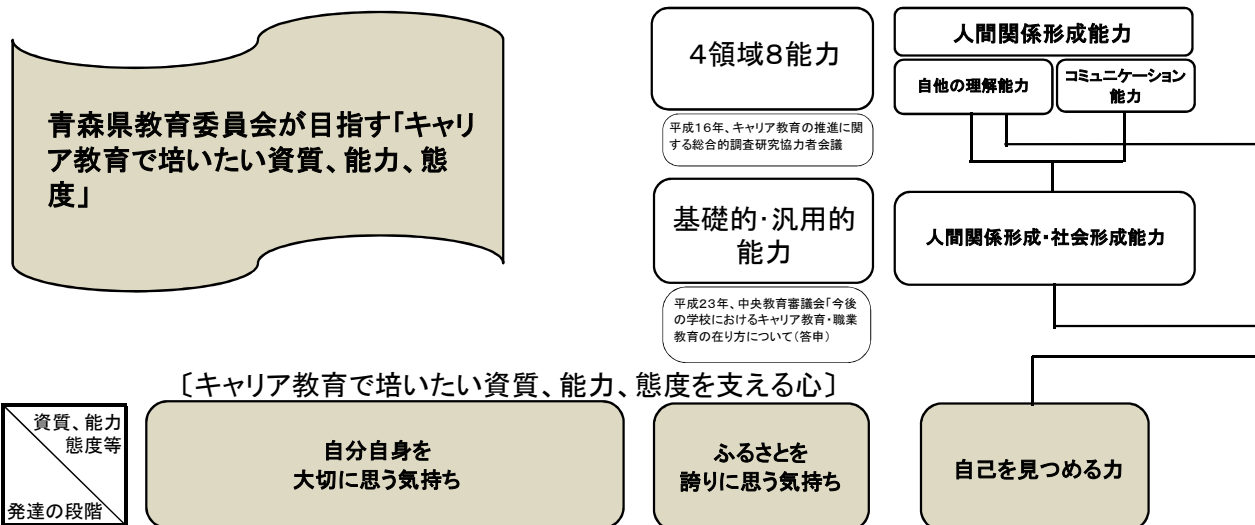
4 ガイドの育成

ガイド学習は、間接指導の効率化を図るために考え出された形態で、ガイド役の子どもが教師の指導のもとに立てた学習計画に沿って小集団をリードしながら学習を進行させる方法である。

- (1) ガイド学習のよさ
ア 問題解決活動の効率化と解決のための手立て（学び方）の習得を図る。
イ リーダーシップの養成を図る。
ウ 話し合いの学習を推進することによって、言語能力を高める。
- (2) ガイドの役割
ア 学習の準備をする。
・学習の準備に参加させ、主体的な学習の基本を身に付けさせる。
イ 学習の進行をする。（ガイドの中核的役割）
・教師の指導のもとに立てた学習計画に沿って学習を進行させる。
ウ 学習規律を守らせる。
・学習態度に注目し、学習活動に支障をきたす場合は注意を促すなど、学習の体制を整える。
エ 学習のねらいを達成する。
・他の子どもと協力し励まし合いながら、全員がねらいに到達できるよう配慮する。

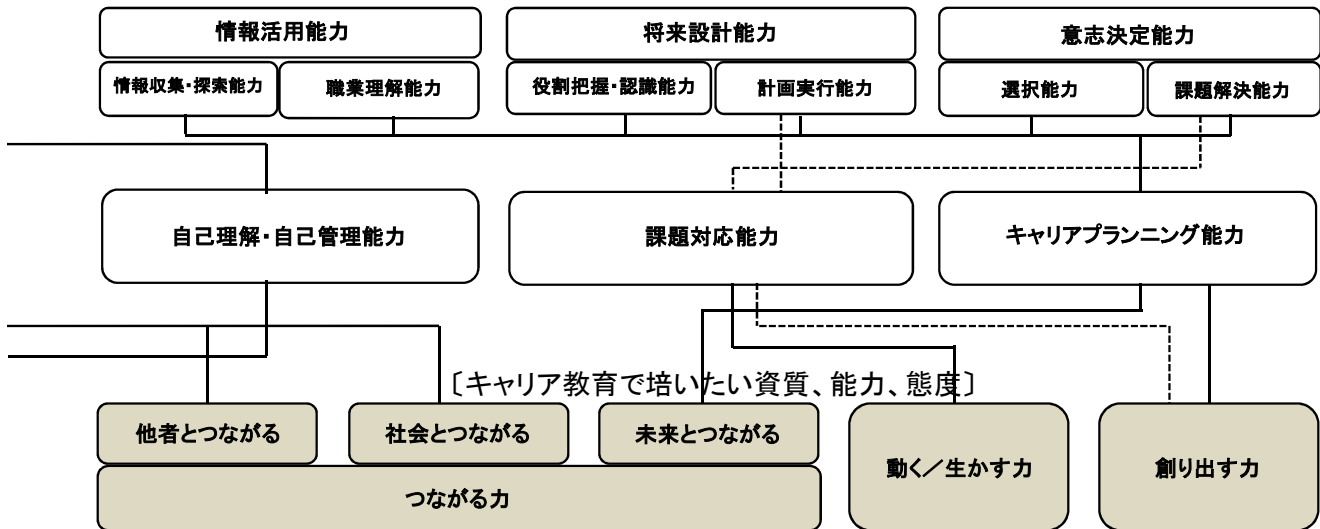
〔4〕キャリア教育で培いたい資質、能力、態度

(国が例示したキャリア教育で育てたい力)



高2～高3	◎ 自分自身のよさを知り、社会に出た時に能力を発揮しようとする心	◎ 集団の中での役割や様々な経験が社会に出たときにどのように役立つかを考えようとする心	◎ 郷土のよさや他地域の文化との違いを知り、社会に出たときにその知識や経験を生かそうとする心	◎ 集団の中の自分の役割を理解し、ストレスを客観的に把握し、そのコントロールや解消法を身に付け、行動する力
中2～高1	◎ 自分に与えられた役割を工夫して最後までやり遂げようとする心	◎ 集団の中でリーダーとフォロワーの役割を自覚し、行動しようとする心	◎ 学習したことや経験したことを基に、自分の考えや意見を地域に発信しようとする心	◎ 互いのよさを生かし合い、率直なことを言い合えるように、自らの思考や感情をコントロールしようとする力
小5～中1	◎ 自分に割り当てられた係活動や仕事に対して、工夫して取り組もうとする心	◎ 集団の中で他者を尊重しながら、自分の意見をもとうとする心	◎ 自分が住んでいる地域とそれを取り巻く地域との関連を意識し、考えながら生活しようとする心	◎ 自分らしさと同時に自分と異なる意見も理解し、生活をより良く変えていこうとする力
小3～小4	◎ 自分に割り当てられた手伝いや仕事・役割の必要性を感じようとする心	◎ 集団の中で自分の意見を伝えようとする心	◎ 地域での活動に積極的に参加し、地域の特性や自分とのかかわりについて知ろうとする心	◎ 自分の感情を抑えたり、自分の短所に気付いたりすることができ、できることから変えていこうとする力
小1～小2 (含幼稚園)	◎ 自分のことは自分で行おうとする心	◎ 集団の中の一員として、周りを意識しながら行動しようとする心	◎ 学校の学習や家庭での遊びを通して、地域の様子や人を知ろうとする心	◎ 自分のよさを知り、前向きに考えて行動しようとする力

* 図中の破線…は、両者の関係が相対的に見て弱いことを示しています。



○ 他者と場に合った適切なコミュニケーションを図り、自分の職業的な能力・適性を理解し、他者とかかわりながら、これを伸ばす力	○ インターンシップや奉仕活動等の様々な体験的な学習を通して、働くことの意義を理解する力	○ 理想と現実との葛藤や経験等を通し、将来設計を立案し、実現に向けて、今取り組むべき学習や活動を理解し実行に移す力	○ 自分なりの価値観や、望ましい職業観・勤労観を身に付け、職業にかかわる権利、義務・責任や職業に就く手続き等を理解し、将来の進路を選択する力	○ 生きがいや仕事へのやりがいを持ち、自己を生かせる進路や生き方を強い意志と責任で切り拓く力
○ 自分のよさや個性、他者のよさや感情を理解し、他者に配慮しながら積極的に人間関係を築こうとする力	○ 体験活動等を通して社会生活の意義や働く人々の思いを知り、社会の一員としての行動には義務と責任が伴うことを理解しようとする力	○ 将来設計を達成するための困難を理解し、それを克服するために努力しようとする力	○ よりよい生活や学習、生き方を目指して生活の中に積極的に課題を見い出そうとする力	○ 環境を最大限に生かし、他者と力を合わせながら、企画立案し、より良いものを創り出そうとする力
○ 友だちと力を合わせて行動し、自分の役割と責任を果たし、周囲への貢献について考えようとする力	○ 社会生活には、いろいろな役割があることを知り、仕事における役割の関連性や変化に気付こうとする力	○ 憧れとする職業を持ち、将来の夢を達成する上で現実の問題を解決しようとする力	○ 生活や学習の課題に気付き、他者の意見も大事にしながら、解決しようとする力	○ 自分の考えや他者の考えのよさを知り、より良い発想を学習や生活に生かそうとする力
○ 自分の生活を支えてくれる人に感謝し、友だちのよさを認め、励まし合いながら協力して取り組もうとする力	○ 身近な地域からの情報を得て、いろいろな職業や生き方があることを知ろうとする力	○ 将来の夢や希望を持ち、日常の生活や学習と将来の生き方を関連付けて考えようとする力	○ 自分のやりたいこと、良いと思うこと、してはいけないことを判断し、行動しようとする力	○ 自分の感覚だけでなく周囲と協働し、失敗を恐れず行動しようとする力
○ あいさつや返事等をし、友だちと仲良く遊び、助け合おうとする力	○ 係や当番の活動に取り組む、その意味や大切さを知ろうとする力	○ 自分の好きなこと、大切なものをもとうとする力	○ 約束やきまりを守り、自分のことは自分で行おうとする力	○ 自分の感覚を大切に、失敗があっても、様々なことに挑戦しようとする力

※ここで挙げられる「培いたい資質、能力、態度」は包括的な概念なので、これらを基本として学校や地域の特色、児童生徒の発達段階に応じ

た工夫や焦点化を行い、各学校において具体の「培いたい資質、能力、態度」の設定を行っていく必要があります。

* 「生きる・働く・学ぶをつなぐ 青森県教育委員会 キャリア教育の指針＜総論編＞」
平成24年3月 青森県教育委員会 p13から引用

〔５〕「校長及び教員の資質の向上に関する指標」及び「青森県教職員研修計画」について

I はじめに

平成２９年４月１日、教員の資質の向上に向けた養成・採用・研修を通じた新たな体制の構築等のため、教育公務員特例法等が改正され、校長及び教員の任命権者に校長及び教員としての資質の向上に関する指標及びそれを踏まえた教員研修計画の策定等が義務付けられた。

このため、県教育委員会は、教育公務員特例法第２２条の５に基づく青森県教員等資質向上推進協議会の審議を経て、平成３０年２月に指標（「教員の資質の向上に関する指標」及び「校長及び教頭の資質の向上に関する指標」をいう。以下同じ。）を策定した。また、指標及び教職員研修体系（平成１７年９月１６日教育長決裁）等を踏まえ、教職員の資質のさらなる向上や、本県教育の質的水準の向上を目指して、新たに青森県教職員研修計画を策定した。

II 校長及び教員の資質の向上に関する指標について

1 指標策定の趣旨等

指標策定の趣旨は、校長及び教員（以下「教員等」という。）が高度専門職としての職責、経験及び適性に応じて身に付けるべき資質を明確化することである。

教員等一人一人の成長の道筋は多様であることは言うまでもない。指標は、県教育委員会等が主催する校外での研修や日常的な職場内研修等を通じて教員等の資質の向上を図る際の目安であり、教員等一人一人が教職生活全体を俯瞰しつつ、自らの職責、経験及び適性に応じて更に高度な段階を目指すための手がかりとなるものである。さらに、教員等の自発的かつ効果的・継続的な学びに結び付ける意欲を喚起するものである。

2 指標

（１）教諭、助教諭、養護教諭及び栄養教諭（以下「教諭等」という。）の指標（全校種共通）

別表１「教員の資質の向上に関する指標」のとおり。

（２）校長及び教頭の指標（全校種共通）

別表２「校長及び教頭の資質の向上に関する指標」のとおり。

ただし、教頭については、Ⅱの２の（１）に示す指導力の観点にも留意する。

3 指標の観点

指標の内容を次に示す（１）～（３）の観点で整理する。なお、これら３つの観点は相互に深く関連し合っており、資質の向上に当たっては総合的な視点をもつことが重要である。

（１）人間力

「教員としての素養」に関する観点である。この観点は、いずれのキャリアステージにおいても求められるものであり、教員として、また社会人としての経験を積むことによって、その深まりや広がり期待される。この観点では、社会人としての基本的な素養、確固たる倫理観、教員として求められる普遍的な資質、自律的に学び続ける意識や姿勢等に関する指

標を設定している。

なお、校長及び教頭については、管理職としての高い素養が求められることから、教諭等とは別に「管理職としての素養」の観点を示している。

(2) 指導力

「教科等に関する指導」、「生徒指導」、「多様性への理解と教育支援」に関する観点である。この観点では、多様な教育活動や場面において、児童生徒の人格の完成のために必要な教育の方法や技術を用いて児童生徒の指導に当たるとともに、必要な協働体制の構築や関係機関との連携を進めることができる資質等に関する指標を設定している。

「教科等に関する指導」では、主体的・対話的で深い学びの視点による授業改善に自ら取り組むとともに、教員相互の学び合いを通して教育の方法や技術をより一層高めていくことができる資質等に関する指標を設定している。

「生徒指導」では、児童生徒の健やかな成長のため、児童生徒の発達の段階や個々の状況を適切に理解するとともに、日常生活の指導、問題行動への対応、教育相談等の様々な場面に応じた適切かつ積極的な指導に当たることができる資質等に関する指標を設定している。

「多様性への理解と教育支援」では、特別な支援や配慮を必要とする児童生徒の多様性を理解した上で、特性等に応じた適切な教育支援に当たるとともに、必要な体制の構築や関係機関との連携を進めることができる資質等に関する指標を設定している。

併せて、養護教諭には「保健管理」、「保健教育」、「健康相談」に関する観点を、栄養教諭には「給食の時間や各教科等における教育指導」、「個別的な相談指導」に関する観点を、それぞれの職の特性に応じて加えている。

(3) マネジメント力

「学級・学年経営及び学校運営」、「同僚との連携・協働」、「地域社会との連携・協働」に関する観点である。この観点では、同僚や地域社会と連携・協働しつつ、教育活動を組織的かつ計画的に行うことができる資質等に関する指標を設定している。

「学級・学年経営及び学校運営」では、教員がそれぞれの職務において、児童生徒の実態や学校課題に応じた学級・学年・分掌経営等の立案・参画に当たるとともに、学校安全の確保や危機の未然防止に当たることができる資質等に関する指標を設定している。

「同僚との連携・協働」では、組織の一員としての自覚をもち、相互の学び合いや支援など同僚との連携・協働を進めるとともに、組織全体を考慮した計画立案や体制づくりに参画することができる資質等に関する指標を設定している。

「地域社会との連携・協働」では、家庭や地域社会、学校間の連携・協働を進めるとともに、地域の人的・物的資源など教育資源を活用した教育活動を進めることができる資質等に関する指標を設定している。

併せて、養護教諭には「保健室経営」、「保健組織活動」に関する観点を、栄養教諭には「栄養管理及び衛生管理」に関する観点を、それぞれの職の特性に応じて加えている。

なお、校長及び教頭については、管理職としてのマネジメントの資質が求められることから、教諭等とは別に「学校経営ビジョン構築」、「教育課程の管理」、「人材育成」、「組織運営・経営資源の活用」、「危機管理」、「連携・協働」の観点を示している。

4 指標の活用

(1) 県教育委員会

- ・教育公務員特例法第22条の4に基づいて、指標を踏まえた教員研修計画を策定する。
- ・県教育委員会（県総合学校教育センター、教育事務所等）は、主催する研修等の構築に当たり、指標や教員研修計画を踏まえるとともに、県内の学校や教員等の状況に応じて、不断の見直しを行う。
- ・各市町村教育委員会、各学校に対して、指標の趣旨や内容を周知する。また、県教育委員会ホームページで公開する。

(2) 市町村教育委員会

- ・各学校に対して、指標の趣旨や内容を周知する。
- ・市町村教育委員会は、主催する研修等の構築に当たり、指標や教員研修計画を踏まえるとともに、個々の教員等に応じた指導・助言や支援等を行う。

(3) 教員等

- ・校長及び教頭は、指標を踏まえて、個々の教員に応じた指導・助言や支援、校内研修の充実等に努める。
- ・教員等は、自らの職責、経験及び適性に応じて更に高度な段階を目指すための手がかりとして指標を活用しながら、資質の向上に努める。
- ・教員等は、指標を踏まえて、互いに学び合い、互いの成長を支援し合うよう努める。

5 資質の向上を図るに際し配慮すべき事項

(1) 指標と人事評価について

指標と人事評価については、いずれも教員等の人材育成を目指すものであるが、指標は、教員等の資質の向上を目的として、職責、経験及び適性に応じて、教員等が将来的に身に付けていくべき資質を明らかにするものである。一方で、人事評価は、教職員の資質能力の向上及び学校組織の活性化を図ることを主な目的として、職務全般についての取組姿勢、遂行状況を適切に把握して、人材育成・能力開発につなげるため、意欲、能力及び業績の三つの評価要素を設定して、評価を実施するものである。

従って両者はその目的も趣旨も異なるものであり、その趣旨を踏まえてそれぞれに取り組むことが求められる。

(2) 講師等の臨時職員の資質の向上について

教諭等と同様に児童生徒の成長を担っており、Ⅱの2の(1)に示す指標を参考にし、資質の向上を図る必要があることから、県教育委員会は、臨時職員の研修機会の確保等に努める。また、市町村教育委員会や学校においては、学校訪問や校内研修を通じた指導・助言及び支援等に努める。

Ⅲ 青森県教職員研修計画について

1 研修体系

県教育委員会が実施する研修の体系は、別表３のとおりとする。

基本研修…経験年数に応じて、職務遂行上必要な知識・技能等の習得を図るための必修研修
職務研修…職責・職能に応じた知識・技能等を習得させ、職務遂行能力の向上を図るための研修
専門研修…教員を対象に教科及び教科以外の領域等を中心とする専門的知識・技能等を習得させ、実践的指導力の向上を図るための研修
特別研修…緊急性の高い事項についての研修、資格取得講習等及び研究推進にかかわる教員の養成を図るための研修
派遣研修…海外、文部科学省、大学、大学院、教職大学院、関係機関及び学校以外の施設等に派遣し、職務上必要な専門的知識・技能の習得及び社会の構成員としての視野の拡大を図るための研修
指導改善研修…当該教員の課題の状況に応じたプログラムを基に、指導の改善を図るための研修

なお、小学校・中学校・高等学校・特別支援学校の教諭及び助教諭、養護教諭並びに栄養教諭の研修と指標に示す観点との関連を整理したものが、県教育委員会ホームページに記載されている。

2 研修を奨励するための方途

県教育委員会は、研修を奨励するために、次に掲げる事項に努める。

- ・研修開催についての積極的な周知
- ・研修内容及び方法等の改善・充実

また、「教員は学校で育つ」と言われるように、日常的な職場内研修（以下「ＯＪＴ」という。）が教員等の資質の向上に重要な役割を果たすことから、各学校のＯＪＴの充実に向けた支援に努める。

県総合学校教育センターでは、指標に照らして具体的に現在の立ち位置を振り返るためにキャリアプランシート（ホームページからダウンロード可）を設けている。

＊「校長及び教員の資質の向上に関する指標について」（平成３０年２月１４日 青森県教育委員会）
「青森県教職員研修計画」（平成３０年３月２８日 青森県教育委員会）を基に作成

○教育者としての使命感や誇り、責任感をもち、教育活動に当たる教員
○豊かな人間性や社会性をもち、多様な他者と関わることができる教員

○学び続ける向上心を持ち、常により良い実践を追い求め
○児童生徒が生きていく未来社会を見据え、教育課題に

教員の資質の向

キャリアステージ 説明 観点		採用時	形成期 初任から概ね採用5年目まで
			教員としての基礎的な力、教職への使命感、教育公務員としての自覚を身に付ける。
人間力	教員としての素養	・教育的愛情と責任感、高い倫理観、教職に対する使命感や誇り ・豊かな人間性と社会性、コミュニケーション能力 ・社会の変化や本県の教育課題に対応し、常に学び続ける探究心及び向上心	
指導力	教科等に関する指導	・教科等に関する基礎的・基本的な知識・技能	・主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業づくり ・教材・教具の工夫、児童生徒の学習意欲を高める指導 ・他の教員からの学びを生かした授業改善
	保健管理 保健教育 【養護教諭】	・保健管理に関する基礎的・基本的な知識・技能 ・保健教育に関する基礎的・基本的な知識・技能	・児童生徒の心身の状態把握、健康課題を明確にした対応 ・学級担任等と連携した保健教育
	食に関する指導 【栄養教諭】	・給食の時間や各教科等における教育指導に関する基礎的・基本的な知識・技能 ・個別的な相談指導に関する基礎的・基本的な知識・技能	・学校給食を生きた教材として活用した食に関する指導、全体計画作成への参画 ・食に関する健康課題を有する児童生徒への個別的な相談指導
	生徒指導	・児童生徒の成長や発達についての理解 ・生徒指導上の課題及びキャリア教育についての理解	・児童生徒の現状や背景に対する理解と個性や能力の伸長を促す指導 ・児童生徒のコミュニケーション能力や社会性を育む指導 ・保護者や他の教職員と連携した継続的な指導や支援
	健康相談 【養護教諭】	・健康相談に関する基礎的・基本的な知識・技能	・児童生徒の心身の健康課題を捉え、養護教諭の専門性等を生かした健康相談
	多様性への理解と教育支援	・児童生徒の多様性に関する理解 ・特別な支援及び配慮を必要とする児童生徒についての理解	・児童生徒の多様性を踏まえた教育活動の実践 ・児童生徒個々の特性等に応じた適切な指導と必要な支援、他の教職員や保護者との連携
マネジメント力	学級・学年経営及び学校運営	・学級経営等に関する基礎的・基本的な知識・技能	・学校教育目標の理解と児童生徒の実態に応じた学級経営 ・学年主任、分掌主任、他の教職員との連携・協力 ・安全に配慮した環境整備と危機に対する報告・連絡・相談の徹底
	保健室経営 保健組織活動 【養護教諭】	・保健室経営に関する基礎的・基本的な知識・技能 ・保健組織活動に関する基礎的・基本的な知識・技能	・学校教育目標を理解した保健室経営計画の作成と基礎的な保健室経営 ・保健主事等と協力した保健組織活動の企画運営への参画
	学校給食の管理 【栄養教諭】	・栄養管理及び衛生管理に関する基礎的・基本的な知識・技能	・栄養管理及び衛生管理の重要性の理解と実践
	同僚との連携・協働	・組織の一員として求められる役割の理解	・積極的なコミュニケーションによる良好な人間関係づくりと指導力の向上 ・自らの役割の理解と他の教職員と連携・協働した取組
	地域社会との連携・協働	・家庭や地域社会との連携の必要性に関する理解 ・郷土の歴史や文化、自然等に対する理解	・家庭や地域社会との情報共有、連携・協働

りざす教員像

める教員 ○高度専門職としての高い知識や技能、指導力を身に付けている教員
 挑戦し続ける教員 ○家庭・地域社会との連携を図り、学校としての組織的対応ができる教員

上に関する指標

向上・発展期 概ね採用6年目から15年目まで	充実期 概ね採用16年目以降
実践力を高め、初任者等へ助言する。分掌組織の一員として貢献できる力を身に付ける。	専門性を高め、他の教員への助言・支援等、指導的役割を担う。校務分掌等の運営における中心的な役割を担う。
・専門的知識や技術の活用、児童生徒の学習の状況に応じた指導 ・自らの授業改善や指導力向上への取組と、初任者等への適切な助言	・高い専門性と多様な教育資源の活用、児童生徒の思考の展開に応じた指導 ・学校全体の授業力向上につながる取組の推進と指導的役割
・保健情報を活用した健康課題の解決に向けた組織的な対応 ・児童生徒の実態に基づいた保健教育や啓発活動の推進	・緊急時の救急体制や心のケアの支援体制づくり、保健管理に関する指導的役割 ・学校全体に関わる保健教育の計画の作成、実践、評価、改善への参画
・学校給食を生きた教材として活用するための技術・指導力の向上、全体計画等の見直し ・発達段階や現代的な健康課題を踏まえた個別的な相談指導、校内の支援体制づくり	・学校給食を生きた教材として組織的に活用する際の指導・助言 ・関係機関等と連携した対応、専門性を生かした指導・助言
・児童生徒に関する多面的な情報収集と学年・分掌の連携による取組の推進 ・児童生徒の社会性を育むための教育活動全体を通じた取組の推進 ・保護者や関係機関等と連携した継続的な指導や支援	・学校全体の生徒指導及びキャリア教育の充実に向けた組織的な取組の推進 ・教育活動全体を通じた取組を推進するための体制づくりと指導的役割 ・関係機関等と連携した指導や支援のための体制づくりと指導的役割
・児童生徒の心身の健康課題の早期発見及び学校医等の専門職と連携した健康相談	・組織的な健康相談の体制づくりと健康課題の早期解決
・児童生徒の多様性や個々のニーズに応じた教育活動の推進 ・児童生徒個々の特性等や状況を踏まえ、保護者や関係機関と連携した指導や支援	・児童生徒の多様性や個々のニーズに応じた教育活動の推進及び他の教職員に対する指導や支援 ・組織的・継続的な指導や支援に向けた体制づくり及び関係機関等との積極的な連携の推進
・学校教育目標の実現に向けた学年・分掌経営の参画 ・学年・分掌経営における課題整理と活性化に向けた工夫改善 ・学校安全に向けた点検の励行と危機の未然防止、早期発見のための組織的な取組	・学校教育目標の実現に向けた学年・分掌経営における指導や支援 ・学校運営全般への参画と教育活動の活性化 ・学校安全の確保と危機の未然防止、再発防止に向けた組織的な取組の推進
・健康課題解決のための的確な保健室経営計画の作成と保健室経営 ・活動の内容を工夫した、保健組織活動の企画運営	・保健室経営を通じた学校教育目標の実現に向けた教育活動の活性化 ・保護者や関係機関と連携した保健組織活動の展開
・実態に基づいた栄養管理及び学校給食衛生管理基準に準拠した組織的な対応	・栄養管理及び衛生管理に関する指導的役割
・学年や分掌における提案や立案の課題整理と事前調整	・他の学年や分掌との連絡調整
・経験に応じた役割の理解と指導や助言	・OJT(日常的な職場内研修)の推進を図る体制づくりと指導的役割
・家庭や地域社会、学校間の連携・協働	・地域の人的・物的資源を活用した協働的な取組や学校間連携の推進

※ 児童生徒については、特別支援学校の幼児を含む。

校長及び教頭の資質の向上に関する指標

観 点		校 長	教 頭
人間力	管理職としての素養	・職業倫理の垂範、法令の理解や遵守、誠実・公正な職務の遂行 ・教育や自校を取り巻く状況の把握、的確かつ迅速な判断 ・リーダーシップの発揮と自ら学び続ける向上心	
	学校経営ビジョン構築、教育課程の管理	・学校課題を基にした中・長期的な視点による学校経営ビジョンの設定と課題に対する的確な対応策の明示 ・特色ある教育課程の編成と進行状況の管理	・学校経営ビジョンの理解と学校課題の適切な把握 ・特色ある教育課程の編成・実施・評価・改善のための情報収集と整理・分析
	人材育成	・教職員の現状把握、OJT（日常的な職場内研修）の推進による人材育成と必要な支援・助言、的確な評価	・教職員の同僚性を育む組織風土の醸成、OJTの体制整備
	組織運営・経営資源の活用	・学校の効率的な経営、検証・改善 ・組織の活性化、業務の負担軽減のための基本方針の明示 ・個々の能力や適性に応じた校務分掌の配置、適切な労務管理 ・効果を高める施設管理や設備の充実、計画的・効率的な予算執行	・学校の効率的な運営に向けた調整、検証・改善 ・組織の活性化、業務の負担軽減に向けた具体策の提示 ・教職員の職務や健康面・メンタル面の把握と対応 ・日常的な施設・設備の点検と効率的な補修・修繕計画
	危機管理	・学校安全マニュアルの作成と見直し、学校内外への周知 ・危機管理体制に基づく迅速で的確な判断・指示	・学校安全マニュアルの作成に向けた情報収集と整理 ・学校安全マニュアルの周知・徹底 ・危機管理体制に基づく組織的な取組の推進
マネジメント力	連携・協働	・家庭や地域社会、関係機関等と連携・協力した学校経営 ・経営者としての説明責任	・家庭や地域社会、関係機関等との適切な対応・交渉 ・家庭等に対する学校の教育方針や現状の発信

研修体系

		形成期 初任から概ね採用5年目まで	向上・発展期 概ね採用6年目～15年目まで	充実期 概ね採用16年目以降
OJT		日常的な職場内研修		
基本研修		初任者研修 (新規採用者研修)	フォローアップ研修	中堅教諭等資質向上研修(前期)
				中堅教諭等資質向上研修(後期)
職務研修	職務研修Ⅰ	新任主任等に関する研修 新任管理職に関する研修		
	職務研修Ⅱ	職務に関する研修 主任等に関する研修		
専門研修	教科研修	教科指導に関する研修		
	教科外研修	領域に関する指導、生徒指導・教育相談、特別支援教育等に関する研修		
特別研修		喫緊の教育課題、資格取得等に関する研修		
派遣研修		海外、文部科学省、大学、関係機関等への派遣研修		
指導改善		指導改善研修		

V 各種手続等

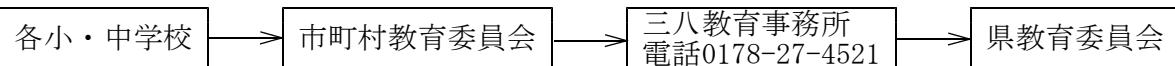
〔1〕生徒指導に関する報告・派遣について

1 重大事案の報告について

生命に関わる事案、警察や消防等に協力を依頼しなければならない事案、いじめ防止対策推進法における重大事態（疑い含む）などの重大事案が発生した場合は、以下の経路で速やかに報告する。

【重大事態（疑い含む）とは】

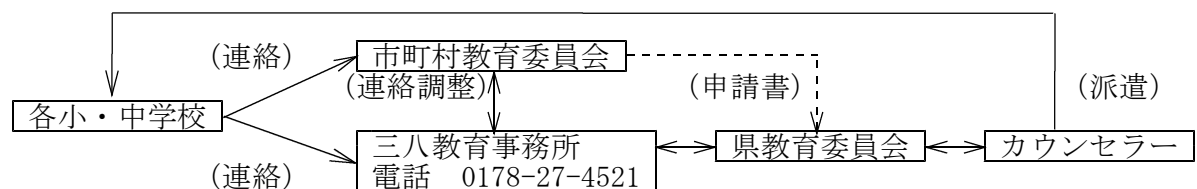
- ・いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。
 - ・いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。
 - ・児童生徒や保護者から、いじめられて重大事態に至ったという申立てがあったとき。
- ※重大事態が発生した場合は「いじめ防止等のための基本的な方針」（平成29年3月文部科学省）等を基に適切に対応すること。



- ① 事案発生後、速やかに「学校」から「市町村教育委員会」へ電話で報告する。
- ② 「市町村教育委員会」は速やかに「三八教育事務所」へ電話で報告する。
- ③ その後、速やかに「第一報」を文書（形式任意）で報告する。
- ④ 「第一報」後の対応についても上記①～③同様、電話と文書で報告する。
- ⑤ 事案対応終了後は「事故報告書」を作成し提出する。

2 緊急スクールカウンセラーの派遣について

市町村立小・中学校において、児童生徒に対して緊急にカウンセリングが必要な事案が生じた場合に、市町村教育委員会からの申請に基づき、県学校教育課に配置しているスクールカウンセラーを当該小・中学校へ派遣する。

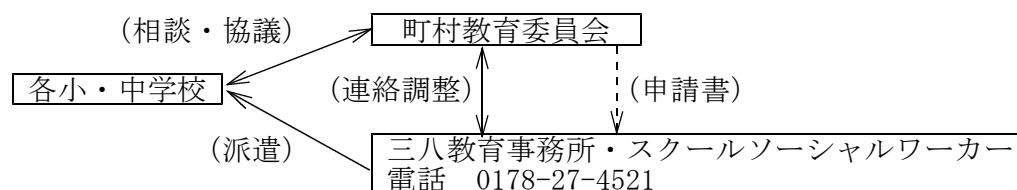


- ① 「学校」から「市町村教育委員会」及び「三八教育事務所」へ電話連絡する。
- ② 「市町村教育委員会」は、「三八教育事務所」へ連絡し、調整をする。
- ③ 連絡調整後「市町村教育委員会」は「県教育委員会」へ申請書等を提出する。

3 スクールソーシャルワーカーの派遣について

町村立小・中学校において、問題を抱える児童生徒が置かれた環境の改善を図るため、学校と関係機関等とのネットワーク構築、学校内のチーム体制構築や保護者・教職員に対する支援が必要な場合に、町村教育委員会からの申請に基づき、教育事務所に配置しているスクールソーシャルワーカーを当該小・中学校へ派遣する。

※八戸市は市教育委員会の指示による。



- ① 「学校」は「町村教育委員会」に相談し、対応について協議する。
- ② 「町村教育委員会」は、「三八教育事務所」へ連絡し、調整をする。
- ③ 連絡調整後「町村教育委員会」は「三八教育事務所」へ申請書を提出する。

生徒指導推進要綱

青森県教育委員会

I 趣 旨

各学校においては、すべての児童生徒のよりよき発達を目ざすとともに、一人一人の児童生徒が、明るく充実した学校生活を送ることができるよう、生徒指導の推進に努める必要がある。

本要綱は、各学校が具体的に推進すべき事項とその内容を示し、生徒指導の一層の充実を図るものである。

II 推 進 事 項

- 1 生徒指導体制を確立し、全教職員が協同して指導すること。
- 2 共感的な児童生徒理解に努め指導すること。
- 3 一人一人の児童生徒が充実感や存在感を持てるよう、指導の工夫に努めること。
- 4 家庭や地域社会及び関係機関・団体等との連携を密にし、協力を得て指導すること。

III 推 進 内 容

- 1 推進事項1について
 - (1) 指導方針や実践すべき内容を明確にして、共通理解を図り、全教職員が協力し合い指導に当たること。
 - (2) 学級（ホームルーム）、学年、生徒指導部等でそれぞれ実践すべき指導内容や方法を確認し合い指導に当たること。
 - (3) 生徒指導に関する校内研修を計画的、継続的に実践し、指導力の向上に努めること。
- 2 推進事項2について
 - (1) 一人一人の児童生徒の置かれている状況や心情を、児童生徒の立場に立って理解するよう努めること。
 - (2) 一人一人の児童生徒を他の教職員の協力を得ながら、多面的、総合的に理解するよう努めること。
 - (3) 上記の児童生徒理解に基づいて、一人一人の児童生徒の個に応じた指導に努めること。
- 3 推進事項3について
 - (1) 一人一人の児童生徒が学ぶ喜びや成就感を味わえるよう、授業の充実に努めること。
 - (2) 一人一人の児童生徒にとって、心のよりどころとなる好ましい人間関係に支えられた学級（ホームルーム）づくりに努めること。
 - (3) 児童生徒理解が自主的によりよい学校生活を築いていけるよう、児童会・生徒会活動等の充実に努めること。
 - (4) 自然との触れ合いや勤労及び奉仕等の体験的な活動を充実させるよう努めること。
- 4 推進事項4について
 - (1) 学校の指導方針や保護者の考え方などについて、学校と家庭が相互の理解を一層深めるよう努めること。
 - (2) 地域の文化活動やスポーツ活動等の諸活動に参加させるなど、地域社会との連携を密にするよう努めること。
 - (3) 関係機関・団体等との連携を深め、健全育成などについて望ましい協力関係を築くよう努めること。

IV 推進状況の確認と報告

- 1 校長は生徒指導の推進状況を定期的に確かめながら、指導の改善・充実に努めること。
- 2 学校と県教育委員会及び市町村教育委員会との連携を密にし、生徒指導の充実を図るため、県立学校長にあっては県教育委員会教育長に、市町村立小・中学校長にあっては市町村教育委員会を通して所轄教育事務所に、別に示すところにより、各学期末に児童生徒の指導状況報告書、年度末に生徒指導推進状況報告書を提出すること。

<参考資料>

・生徒指導必携（改訂版）理論編

平成19年 3月 青森県教育委員会

〔2〕特別非常勤講師の制度と活用について

1 特別非常勤講師制度について

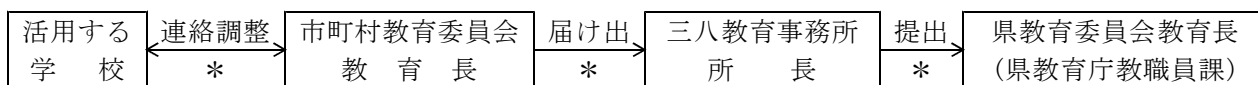
通常、児童生徒の学習指導（授業）は、教員免許状を有する者が行うが、免許状を有しないが、特定の分野・領域において幅広い経験や優れた知識・技能を持つ社会人等を特別非常勤講師として活用することにより、より専門的で多様な指導を行うことを目的とするものである。（教育職員免許法第3条の2）

2 担任できる教科等について

- (1) 特別非常勤講師の活用により、教育の効果を高め得る理由が存在すること。
- (2) 担任できるのは、全教科の領域の一部に係る事項、外国語活動の一部、道徳の一部、総合的な学習の時間の一部及びクラブ活動であること。（例えば、家庭科の調理、英語の英会話、社会の郷土史等、特に必要があると認められるもの。）
- (3) 経験、資格等から特別非常勤講師を行うにふさわしい知識、技能を有すると認められること。
- (4) 小学校については小学校免許状を所有している者、中学校については担任する教科の中学校免許状を所有している者は、特別非常勤講師に該当しないこと。
- (5) 予算の範囲内で採用することとなるため、採用することができない場合もあること。
- (6) 採用の可否については、4月以降に決定し通知することとなるため、必ずしも希望どおりの任用期間（任用開始日）になるとは限らないこと。
- (7) 原則として、各小・中学校1名の任用として、小学校においては年間10～28時間、中学校においては年間10～30時間とすること。

3 手続き（採用・発令）について（青森県教職員免許状に関する規則）

市町村教育委員会（設置者）から、当該教育事務所を経由して、県教育委員会に届け出る。



* 関係書類

- ① 「特別非常勤講師採用願」（別紙様式1）毎年、県教育委員会から市町村教育委員会に配布される
- ② 担任させる教科の領域の一部に係る事項に関して資格等を有することを証明する書類
- ③ 学校の年間指導計画

市町村教育委員会から出される「特別非常勤講師の採用手続きについて（通知）」を参照すること。
なお、届け出の期限は前年度末と決められている。

4 身分等について

- (1) 身分について
会計年度任用職員（パートタイム・一般職の非常勤）に該当する。
- (2) 服務について
服務に関する規程（職務命令に従う義務、職務に専念する義務、信用失墜行為の禁止、秘密を守る義務、政治的行為の制限、懲戒処分等）の対象となる。

(別紙様式1)

令和 年 月 日

特 別 非 常 勤 講 師 採 用 願

青森県教育委員会 殿

教育委員会教育長



下記の者について、特別非常勤講師に採用してください。

記

ふりがな 氏 名		生年月日	年 月 日生 (歳)
学 校 名		担当する 教 科	
任用を希望 する 期 間	令和 年 月 日から	担当時間	週 時間
	令和 年 月 日まで	年間総時数	時間
担当内容（できるだけ具体的に記入すること）			
教科を担当させる理由（できるだけ具体的に記入すること）			

本 籍			
現 住 所			
最終卒業学校	年 月 日卒業		
資 格 ・ 免 許	名 称 (種類)	取 得 年 月 日	授 与 権 者
		年 月 日	
		年 月 日	
		年 月 日	
		年 月 日	
年 月 日	職歴（任免・賞罰その他の事項）		発令庁・その他
人物に関する所見			

〔３〕特別支援教育巡回相談員制度について

１ 趣旨

本県の特別支援教育の充実を図るため、特別支援教育巡回相談員（以下「巡回相談員」という。）を設置し、幼稚園、小学校、中学校、高等学校、保育所（園）及び認定こども園（以下「小・中学校等」という。）に在籍する発達障害を含む障害のある幼児児童生徒の学級担任等を専門的立場から支援するとともに、校内支援体制の充実を図るための制度である。巡回相談員は小・中学校等からの要請に応じて訪問し、特別支援学級担任等に助言又は援助を行う。

２ 巡回相談員の派遣

- （１） 派遣期間 原則として、６月～１２月
- （２） 巡回相談員 小・中学校特別支援学級等担当者、県立特別支援学校担当者
- （３） 要請手続き
 - ① 派遣を希望する小・中学校は、「特別支援教育巡回相談員派遣要請書」（以下「要請書」という。）と「特別支援教育巡回相談フェイスシート（以下「フェイスシート」という。）」を作成し、４月２５日（月）までに市町村教育委員会教育長にそれぞれ２部提出する。なお、希望日は６月以降にすること。
 - ※年度内に複数回の訪問を希望する場合は、それぞれの回は１か月以上の期間を空けることが望ましい。（巡回相談員の助言をもとに指導した結果についての成果の検証ができるようにするため）
 - ※学校事情により、必要に応じて①の期日（４月２５日）以降の要請も可能である。その際は、三八教育事務所担当に電話で連絡する。併せて、希望日の２週間前までに三八教育事務所に要請書及びフェイスシートが届くよう市町村教育委員会教育長に２部提出する。
 - ② 市町村教育委員会は、４月２８日（木）までに三八教育事務所長に要請書とフェイスシートをそれぞれ１部提出する。
- （４） 活用報告書の提出
巡回相談員の訪問を受けた小・中学校等の校長は、訪問終了後２週間以内に、市町村教育委員会教育長及び三八教育事務所長に活用報告書を１部ずつ提出する。（様式は、派遣通知に別途同封する。）

３ その他

- （１） 巡回相談員も自校の学級を担当しているので、原則として午後からの要請を計画する。
- （２） 巡回相談員の割り振りは、要請書やフェイスシートを参考にして、巡回相談員の勤務校の都合などを考慮の上、三八教育事務所が行う。
- （３） 巡回相談員は、訪問した学校の校長に助言等の内容を口頭で報告することになっているので、要請した学校の校長は、相談員の報告を必ず受けること。
- （４） 巡回相談員に対する旅費は、三八教育事務所が負担する。
- （５） より高い専門性が求められる相談等については、大学教員や県教育委員会指導主事などで編成される専門家チームが要請に応じて訪問する制度もある。詳しくは三八教育事務所担当者まで問い合わせること。
- （６） 要請書やフェイスシートの作成に当たっては、相談内容・助言してほしい内容についてできるだけ具体的に記入すること。
- （７） 特別支援教育巡回相談員制度に係る要請書・フェイスシート・活用報告書の様式は、三八教育事務所ホームページよりダウンロードして作成すること。

三八教育事務所長 殿

立 学校
校長
(公印省略)

特別支援教育巡回相談員派遣要請書

このことについて、下記のとおり要請します。

記

相談教員氏名	相談対象の児童生徒の学級 (学年)					
	特別支援学級 (知・自・難・肢 第 学年) 通常の学級 (第 学年)					
要請を希望する日時 (なるべく午後の時間を設定すること)	第1希望	月	日 ()	時	分	～ 時 分
	第2希望	月	日 ()	時	分	～ 時 分
	第3希望	月	日 ()	時	分	～ 時 分
助言や援助の内容	以下から希望する項目を選び、○を付ける。(複数選択可) ☐ 児童生徒の指導に関すること ☐ 保護者との連携に関すること ☐ 校内支援体制に関すること ☐ その他 ()					
	対象の子どもの現状が分かるように、選択した項目について詳細に記載してください。					
(校内支援体制として作成しているものに○を付ける。校内委員会は回数を記入する。) 「個別の教育支援計画」…特別支援学級・通級による指導・通常の学級 「個別の指導計画」…特別支援学級・通級による指導・通常の学級 「自立活動における個別の指導計画」…特別支援学級・通級による指導 「校内委員会の開催」…年間約 () 回						

※「特別支援教育巡回相談フェイスシート」を併せて提出すること

〔４〕 欠席届について

やむを得ない事情により出席できなくなった場合は、速やかに校長から担当に電話の上、欠席届を教育事務所長あて提出する。

(様 式)

第 令和 年 月 日 号

三八教育事務所長 殿

立 学校

校長

(公印省略)

欠 席 届

下記の者は、出席できなくなりましたのでお届けします。

記

事 業 名	
開 催 日	
職 ・ 氏名	
事 由	

※この様式は、三八教育事務所のホームページからダウンロードできます。

〔５〕令和４年度研究委託校（指定）

委託機関	学 校 名	各 領 域 ・ 主 題	研究期間 (年度)	令和４年度 発表
三 戸 郡 教育振興会	道 仏 小学校	未定	令和 ４～ 令和 ６	
	倉 石 中学校	学習指導（全教科） 「主体的に学び、考えを深め合う授業の 研究～授業の流れやまとめが見通せる 学習課題の表現の工夫～」	令和 ３～ 令和 ５	
八 戸 市 教育委員会	明 治 小学校 第 二 中学校 根 城 中学校 豊 崎 中学校	安全・安心で「魅力ある学校づくり」	令和 ４	
国 立 教 育 政策研究所	赤保内 小学校	教育課程実践検証協力校事業 (特別活動)	令和 ４	
青 森 県 教育委員会	城 下 小学校	ＬＤ、ＡＤＨＤ等の児童生徒に対する通 級による指導の在り方に関する研究事業	平成 18～	
	湊 小学校		〃	
	五 戸 小学校		平成 22～	
	第 三 中学校		〃	
	根 岸 小学校		平成 24～	
	第 二 中学校		平成 27～	
	三 戸 中学校		平成 29～	
	赤保内 小学校		令和 ３～	
	石 鉢 小学校	健康教育実践研究支援事業	令和 ３～	
文部科学省	三 条 中学校	命を守る！防災教育推進事業	令和 ４ 令和 ３～ 令和 ４	
	石 鉢 小学校 道 仏 中学校	道徳教育の抜本的改善・充実に係る支援 事業	令和 ４ 令和 ４	

〔６〕令和４年度三八管内研究大会

期 日	大 会 名	会 場
10月28日（金）	青森県小学校特別活動教育研究大会	赤保内小学校
10月31日（月）	青森県学校保健・安全・給食研究大会八戸大会	八戸プラザホテル
11月 4日（金）	青森県小学校社会教育研究大会三戸大会	五戸小学校

VI 令和4年度 学校教育主要事業一覧

□三八教育事務所主催・主管事業及び県教委主催事業 ■三戸郡教育振興会主催事業 ◎各校1名以上の悉皆研修 ○参加対象

No.	事業名	対象者	期 日		会 場
			市	郡	
1	☐ 初任者研修赴任時研修	新規採用教職員		○	4月1日(金) 八戸市総合教育センター
2	☐ 第1回三戸郡小・中学校長会議	小・中学校長		◎	4月8日(金) 八戸プラザホテル
3	☐ 初任者研修 第1回校長等連絡協議会・拠点校指導教員研修会	関係校長・指導教員		○	4月11日(月) 南部町農村環境改善センター(福寿館)
4	☒ 三戸郡小・中学校研修主任研修会	研修主任		◎	4月12日(火) 南部町農村環境改善センター(福寿館)
5	☐ 三八管内小・中学校臨時講師研修会	各校の全臨時講師及び全養護助教諭	○	○	5月30日(月) 南部町農村環境改善センター(福寿館) 5月31日(火) ※いずれか一日
6	☐ 特別支援教育(知的障害、自閉症・情緒障害等)新担当教員実地研修会	特別支援学級新担当教員	○	○	6月1日(水) 県立八戸第二養護学校 7月11日(月) ※いずれか一日
7	☐ 初任者研修示範授業研修(中学校)	初任者(中) ※八戸市も含む	○	○	6月2日(木) 八戸市立白銀中学校
8	☐ 三八管内複式学級担任者研修会	複式学級新担任者及び希望者	○	○	6月3日(金) 八戸市立種差小学校
9	☐ 小・中学校外国語教育充実支援事業「小学校外国語活動・外国語科担当教員及び英語専科指導教員研究協議会」(小学校)	関係小学校教員	◎	◎	6月21日(火) 八戸市総合教育センター
10	☐ 初任者研修示範授業研修(小学校)	初任者(小) ※八戸市も含む	○	○	6月23日(木) 八戸市立新井田小学校
11	☐ 安心できる学校づくり研修会 兼 三八地区青少年健全育成推進会議	ハートフルリーダー等(小・中)及び関係者	◎	◎	7月1日(金) 南部町立町民ホール(楽楽ホール)
12	☐ 地域との連携を担う教職員研修〔県教委主催〕	小・中学校教員	○	○	7月7日(木) 南部町総合保健福祉センター(ゆとりあ)
13	☒ 三戸郡小・中学校学級経営研究協議会	小・中学校教員		◎	7月25日(月) 南部町立南部公民館
14	☐ 青森県中学校教育課程研究集会	中学校教員(各校の全職員の1/3程度)	◎	◎	7月25日(月)～8月19日(金) 各校(オンライン)
15	☐ 地区就学相談・教育相談会	相談申込者	○	○	8月1日(月) 南部町総合保健福祉センター(ゆとりあ) 8月2日(火) 三戸町立三戸小学校 8月3日(水) 八戸市立城下小学校
16	☐ 初任者研修 第2回校長等連絡協議会・拠点校指導教員研修会	指導教員		○	8月5日(金) 南部町立南部公民館
17	☐ 初任者研修一般授業研修Ⅰ	初任者(小・中)		○	8月17日(水) 南部町立南部公民館
18	☐ 体育の楽しさアップ研修会(上北・三八)〔県教委主催〕	小学校教員	◎	◎	8月18日(木) おいらせ町民交流センター
19	☐ 学校安全指導者研修会(交通安全)(小学校)〔県教委主催〕	小学校教員	○	○	9月7日(水) 県総合学校教育センター
20	☐ 青森県立高等学校入学者選抜要項説明会	中学校教員・関係者	○	○	9月8日(木) 南部町総合保健福祉センター(ゆとりあ)

No.	事業名		対象者	期 日		会 場	
				市	郡		
21	☐	中学校保健体育担当者研修会〔県教委主催〕	中学校保健体育担当教員	○	○	10月12日(水)	県総合学校教育センター
22	☐	三八管内小・中学校道徳教育研究協議会	小学校教員	◎	◎	10月21日(金)	階上町立石鉢小学校
			中学校教員	○	○		
23	☐	学校安全指導者研修会（生活安全）（中学校） 〔県教委主催〕	中学校教員	○	○	10月27日(木)	県総合学校教育センター
24	☐	初任者研修特別活動研修（中学校）	初任者（中） ※八戸市も含む	○	○	10月27日(木)	八戸市立中沢中学校
25	☐	初任者研修特別活動研修（小学校）	初任者（小） ※八戸市も含む	○	○	11月10日（木）	八戸市立旭ヶ丘小学校
26	☐	冬季学校体育実技講習会（スケート）	小・中・高・特別支援学校の教員 ※上北と共催	○	○	12月26日(月)(予定)	フラット八戸(予定)
27	☒	三戸郡小・中学校教育課程編成研修協議会	教務主任・特別支援学級担当の希望者		◎	1月5日(木)	南部町総合保健福祉センター（ゆとりあ）
28	☐	冬季学校体育実技講習会（スキー）	小・中・高・特別支援学校の教員 ※上北と共催	○	○	1月6日(金)	七戸スキー場
29	☐	学校教育関係行事調整会議	管内教育委員会・関係団体	○	○	1月6日(金)	南部町農村環境改善センター（福寿館）
30	☐	初任者研修一般授業研修Ⅱ	初任者（小・中）		○	1月10日(火)	南部町農村環境改善センター（福寿館）
31	☐	健康教育指導者研修会（中学校） 〔県教委主催〕	中学校教員	○	○	1月18日(水)	県総合学校教育センター
32	☐	初任者研修 第3回校長等連絡協議会・拠点校指導教員研修会	指導教員		○	1月19日(木)	八戸合同庁舎 大会議室
33	☐	初任者研修まとめ研修	初任者（小・中）		○	1月26日(木)	八戸合同庁舎 大会議室
34	☐	三八管内教育長・校長会長・教育事務所合同会議	関係者	○	○	1月31日(火)	八戸合同庁舎 大会議室
35	☐	第2回三戸郡小・中学校長会議	小・中学校長		◎	2月14日(火)	南部町農村環境改善センター（福寿館）
36	☐	初任者研修拠点校指導教員事前研修会	次年度拠点校指導教員		○	3月28日(火)	八戸合同庁舎 大会議室
37	☐	初任者研修次年度実施校事前説明会	関係校教務主任 次年度拠点校指導教員		○	3月29日(水)	八戸合同庁舎 大会議室

なお、新規事業等に関わり、下記の研修会等が行われる予定です。

☐	I C T活用指導力向上地区研修会	小・中学校教員	○	◎	8月19日(金)	五戸町立五戸小学校
--------------------------	-------------------	---------	---	---	----------	-----------

Ⅶ 令和４年度三八教育事務所関係提出書類・報告事項等一覧
(学校教育関係)

	事 項	提出・報告先	部数	提出期日	参考頁	留 意 点
1	研修計画書（＊）	三八教育事務所長 地 教 委 教 育 長	1 1	5 月 1 3 日 (金)	4 6	3 部作成、1 部学校控
2	学校要覧	三八教育事務所長	2	5 月 2 0 日 (金)		2 部
3	研修実施報告書（＊）	三八教育事務所長 地 教 委 教 育 長	1 1	令和 5 年 3 月 3 日 (金)	4 6	3 部作成、1 部学校控
4	特別支援教育巡回相談員派遣要請書・ 特別支援教育巡回相談フェイスシート	地 教 委 教 育 長	2	4 月 2 5 日 (月) 特に相談の必要が生じた場合	7 7	地教委は、1部を4/28までに教育事務所へ 地教委は、2週間前までに教育事務所へ
5	特別支援教育巡回相談員活用報告書	三八教育事務所長 地 教 委 教 育 長	1 1	訪問終了後 2 週間以内 それぞれに提出		三八教育事務所により通知された様式により 提出
6	欠席届	三八教育事務所長	1	主要事業に申込み後参加できなかった場合、速やかに提出	7 9	あらかじめ欠席時に校長から担当に電話連絡
7	計画訪問指導案等（＊）	三八教育事務所 教育課長	訪問者 数+ 1	訪問 5 日前（休日 を除く）の午後 5 時	5 0	訪問者数に事務所用 1 部を加える
8	計画訪問指導案等(八戸市のみ)	三八教育事務所 教育課長	2	訪問 3 日前（休日 を除く）		説明資料・実践研究計画書・指導案と一緒に綴る
9	指導主事学校訪問等要請書	三八教育事務所長	1	随時（要請 7 日前まで 〔休日を除く〕）	4 5	あらかじめ担当指導主事と日程調整の上
10	特別非常勤講師採用願	三八教育事務所長	1	前年度末	7 6	地教委から教育事務所へ提出
11	教育課程届出書	地 教 委 教 育 長	2	各地教委が指定した日まで		
12	教育課程報告書	地 教 委 教 育 長	2	各地教委が指定した日まで		

(＊) 印：三戸郡小・中学校対象